

第七十七回
國會參議院社會勞動委員會會議錄第四號

昭和五十一年五月十三日(木曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

五月十三日
安田
齋藤
十朗君
隆明君
石本
森下
茂君
泰君

補欠選任
山本茂一郎君

戸田
菊雄君

委員

| | | |
|-----|-----|------|
| 石本 | 上原 | 正吉君 |
| 鹿島 | 小川 | 半次君 |
| 神田 | 山本茂 | 俊雄君 |
| | 柏谷 | 博君 |
| 柄谷 | 片山 | 一郎君 |
| | 栗原 | 照美君 |
| 星野 | 柏原 | タケ子君 |
| 道一君 | 沓脱 | 甚市君 |
| | 力君 | 俊夫君 |
| | ヤス君 | |

國務大臣 発議者 柏原ヤス君
政府委員 労働大臣 長谷川峻君

○身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案理由を説明いたします。
ただいま議題となりました母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案について提案理由並びに内容の概要を申し上げます。

○労働問題に関する調査
(派遣委員の報告)

○委員長(戸田菊雄君)　ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十二日、斎藤十朗君及び安田隆明君が委員長を辞任され、その補欠として石本茂君及び森下泰君が選任されました。

○委員長(戸田雅雄君) おきまして労働政務次官を拝命いたしました衆議院の石井一でございます。もとより微力でござりますが、懸命に諸先生の御指導をいただきながらその職務を全ういたしたいと考えております。まさに時に期れになりましたが、その機会がございませんで、ここに謹んでごあいさつを申し上げる次第でござります。

○委員長(戸田菊雄君) 母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、発議者柏原ヤス君から趣旨説明を聴取いたします。柏原君

○柏原ヤス君 公明党が提案いたしました母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案の相

○母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案(小平芳平君外一名発議)

にとつて好ましくないばかりか、国にとつても大きな損失となる事態を招いているのであります。まさにこのことは、最低生活と教育の機会均等を保障する憲法の理念にもとるものと考えるものであります。

公明党はかかる事態にからがみ、母子家庭の貧困に安定した職場の供給こそが前提であると考え、社会福祉対策の一環として寡婦雇用を社会的に位置づけ、国及び地方公共団体等に対して優先的に雇用を義務づけることによって適正な職場と賃金を保障し、もって母子家庭の向上を図るものであります。

以上が本法案提出の理由であります。

次に、本法案の概要について申し上げます。

第一には、母子家庭の母等について明らかにし、生・死別でなく現に遺棄状態にあるもの、夫が心身障害で労働能力を喪失している場合及び未婚の母等を含めました。

第二には、求人の条件を定め、公共職業安定所の求人業務を明確にし、職業紹介に関連する施設整備について国の責務を規定しました。

第三には、雇用率については政令で労働大臣が設定できることとし、雇用について国・地方公共団体は雇用率を上回る採用計画を作成することを義務づけました。さらに、任命権者に対し採用計画に基づく採用状況を労働大臣もしくは都道府県知事に通報することを義務づけることとしました。

第四には、一般雇用主に対しても雇用率以上に母子家庭の母等を雇用することを規定し、雇用率未達成の事業所（常時百人以上の労働者を使用する事業所）には、公共職業安定所が雇用計画作成を命ずることができることとしました。なお、雇用促進の効果を上げるために事業主に給付金を支給することとしました。

第五には、母子家庭の母等である失業者に求職手帳の発給を受けた者に対する生活の安定のため手当を支給することとしました。

第六には、雇用促進のため託児施設の整備及びその利用、労働時間等について政府、事業主に特別の配慮をするよう明記しました。

以上が、本法案の骨子であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長（戸田菊雄君） 以上をもって趣旨説明の聽取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長（戸田菊雄君） 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。長谷川労働大臣。

○國務大臣（長谷川峻君） ただいま議題となりました身体障害者及び中高年齢者につきましては、先般來の不況の中で、その雇用の確保が大きな問題となつてゐるところであります。また、今後ににおけるわが国の経済情勢と労働力の高齢化等を考慮いたしました。さらに、任命権者に対し採用計画に基づく採用状況を労働大臣もしくは都道府県知事に通報することを義務づけることとしました。

第三には、雇用率については、先般來の不況の中で、その雇用の確保が大きな問題となつてゐるところであります。また、今後ににおけるわが国の経済情勢と労働力の高齢化等を考慮いたしました。さらに、任命権者に対し採用計画に基づく採用状況を労働大臣もしくは都道府県知事に通報することを義務づけることとしました。

第四には、一般雇用主に対しても雇用率以上に母子家庭の母等を雇用することを規定し、雇用率未達成の事業所（常時百人以上の労働者を使用する事業所）には、公共職業安定所が雇用計画作成を命ずることができることとしました。なお、雇用促進の効果を上げるために事業主に給付金を支給することとしました。

第五には、母子家庭の母等である失業者に求職手帳の発給を受けた者に対する生活の安定のため手当を支給することとしました。

第一に、すべて事業主は社会連帯の理念に基づき身体障害者の雇用に関して共同の責務を有することを明らかにするとともに、身体障害者自身もあるという原則を明らかにすることとした 것입니다。

第二に、身体障害者雇用率制度につきまして、現行の努力義務を改め、事業主は、雇用率以上の身体障害者を雇用しなければならないこととするとともに、重度障害者の取り扱い等についても改善を図り、あわせて身体障害者の雇用に著しく消極的な事業主を公表する制度を設けることとしたことを御説明申し上げます。

第三は、身体障害者雇用納付金制度の創設であります。すなわち、事業主間の身体障害者の雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、事業主の身体障害者の雇用を容易にすることを目的として、雇用促進事業団が当面、三百人以上の労働者を雇用する事業主から雇用率未達成の身体障害者数に応じて納付金を徴収し、雇用率を超えて身体障害者を雇用している事業主に対して身体障害者雇用調整金及び報奨金を支給するとともに、身体障害者を雇用するために必要な施設、設備の改善整備等に対して各種の助成を行ふこととしたとしております。

第四に、労働大臣の認可により身体障害者雇用促進協会を設立し、身体障害者職業生活相談員の講習を始め、事業主に対する各種の指導援助、身体障害者職業訓練校の運営、身体障害者の雇用の促進に関する調査研究等を行わせることといたしております。

第五に、精神薄弱者につきましては、その適職に関する調査研究等の推進に努めるとともに、職業紹介、適応訓練、納付金の減額、納付金による納付金制度の創設等によつて、身体障害者の雇用率未達成の事業所は四割近く、大規模事業所ほど雇用割合が低い状況にあります。このような情勢に対処するため、事業主に対する職業紹介、適応訓練、納付金の減額、納付金による

対策を飛躍的に拡充することとし、次のように手続きを飛躍的に拡充することとし、次のように身体障害者雇用促進法の一部を改正することとしたことを御説明申します。

次に、中高年齢者の雇用対策の拡充強化について述べます。

中高年齢者の雇用対策につきましては、最近の職業人としての自覚を持ち、自立に努めるべきであるという原則を明らかにすることといたしておられます。

第一に、すべて事業主は社会連帯の理念に基づき身体障害者の雇用に関して共同の責務を有することを明らかにするとともに、身体障害者自身もあるという原則を明らかにすることといたしておられます。

第二に、身体障害者雇用率制度につきまして、現行の努力義務を改め、事業主は、雇用率以上の身体障害者を雇用しなければならないこととするとともに、重度障害者の取り扱い等についても改善を図り、あわせて身体障害者の雇用に著しく消極的な事業主を公表する制度を設けることとしたことを御説明申し上げます。

第三に、中高年齢者の適職として選定した職種につきましては、中高年齢者の雇い入れを促進するため、事業主等に対して必要な指導を行ふことといたしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

これより質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

○粘谷照美君 私は、ただいま提案をされました。身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(一部改正案)についてお尋ね

が、私が質問いたしますのは身体障害者雇用促進法に関する件でございます。障害者が今日抱えている意味を込めて質疑をいたしますが、その中でも私が質問いたしますのは身体障害者雇用促進法に関する件でございます。障害者の雇用は、高度経済政策のときにもよくなかったわけですが、減速経済のもとにある今日の雇用情勢はまた非常に厳しく、本年一月の完全失業率は百二十四万、二月が百二十五万、三月で〇・六八と、健常者でも十人のうち六人程度しか就職できないということが統計の上に載つております。

そこでお伺いするわけですが、最近の身障者の雇用の実態はどうであるかということと同時に、そういう雇用実態の中で、今度出されております法案が障害者雇用にどの程度の効果を上げるというふうに見込んでいらっしゃるかということをお伺いいたしたいと思います。

一%と相当低くなつております。また、その就業形態を見ますと、常用雇用者の割合は四六%でございまして、一般の常用雇用者比率の六三%と比べますとやはり低くなつております。不安定な雇用が多い状況にございます。公共職業安定所におきます身体障害者の職業紹介の状況を見ますと、昭和五十年一月から十二月までの間で求職申込者が約四万三千人となつておりますが、この間に就職した者は約二万一千人となつております。

そこで、後段の御質問に対するお答えでござりますが、現行の身体障害者雇用促進法の制定実施以来、身障者雇用率制度に基づく事業主に対する雇用の勧奨だとか、あるいは各種助成措置の実施等によりまして身体障害者の雇用の状況は逐年改善してきて いるところでございます。しかしながら、今後、つぶ回の年齢が定め改成ることと、こ

身体障害者の雇用もしたがつて厳しい状況になるものと考えられるわけでございます。このような情勢にあつても、さらに雇用状況の改善を図るために、身体障害者雇用義務の強化と納付金制度の創設を中心としたしまして今回の大幅な法改正を行つたとしたわけでござります。これらはいずれも大きな制度改革でございまして、この適正な施行を図ることによりまして身体障害者の雇用は相当に促進されるというように確信をしておるわけでござります。

○柏谷照美君 相当に確信をされるからこそこの法律を出したというふうに思ひますけれども、いまの御説明で、私は、障害者の雇用が一応の前進を見つつあるということは非常に喜ばしいことだというふうに思います。けれども、率の面だけでも本当にこの雇用状況が前進をしたのかといえば、内容的にはまだまだ貧弱なものがあるわけで、せ

ひとも、そういう意味では、もつとこの面についての努力を重ねていかなければならぬという立場に立つわけですが、この障害者の雇用を大幅に増加するには、

伸ばすためには、これまでのような企業サイドに立脚した身体障害者雇用の考え方を抜本的に改め

伸ばすためには、これまでのよな企業サイドに立脚した身体障害者雇用の考え方を抜本的に改めていかなければならぬといふうに考えるわけです。つまり、身体の障害者を人間として扱うという行政がこれまで以上に強く推進をされなければならないと思うのですが、労働大臣の御見解を

伸ばすためには、これまでのようない企業サイドに立脚した身体障害者雇用の考え方を抜本的に改めていかなければならぬというふうに考えるわけです。つまり、身体の障害者を人間として扱うという行政がこれまで以上に強く推進をされなければならないと思うのですが、労働大臣の御見解をお伺いしたいと思います。そして、あわせて、こ

伸ばすためには、これまでのよな企業サイドに立脚した身体障害者雇用の考え方を抜本的に改めいかなければならぬというふうに考えるわけです。つまり、身体の障害者を人間として扱うという行政がこれまで以上に強く推進をされねばならないと思うのですが、労働大臣の御見解をお伺いしたいと思います。そして、あわせて、こういう状況をつくり出してきたというのも、深く

伸ばすためには、これまでのようない企業サイドに立脚した身体障害者雇用の考え方を抜本的に改めいかなければならぬといふうに考えるわけです。つまり、身体の障害者を人間として扱うという行政がこれまで以上に強く推進をされなければならないと思うのですが、労働大臣の御見解をお伺いしたいと思います。そして、あわせて、こういう状況をつくり出してきたのも、深く考えて、いきますと、こういう世の中をつくり出してきた、つまり教育というものに非常に大きな問

題点があつたんではないかということを考えないわけにはまいりません。それで、きょうは文部省の方にも来ていただいておりますが、教育の面から障害児の能力をどのように全面発達をしていくようにな保障していくのか。文部行政としてそれに対してどのように取り組んできたのか。

題点があつたんではないかということを考えないわけにはまいりません。それで、きょうは文部省の方にも来ていただいておりますが、教育の面から障害児の能力をどのように全面発達をしていくようにも保障していくのか。文部行政としてそれに対してどのように取り組んできたのか。

あわせて、養護学校の卒業生の就職率が非常に悪いということが報道をされておりますけれども、そういう面に関して、雇用に関して文部省の立場から大きく要請をすることがないのかと、いうような面についてお伺いをしたいというふうに思っています。

○國務大臣（長谷川岐君） 先生がこのたびの法案について非常に御関心あるいは賛成の立場からいろいろ御批判をいただきますが、まず第一に、何と言いましても、私は十五年前にこうした法律ができましても、いままでは公表制度というふうな

題点があつたんではないかということを考えないわけにはまいりません。それで、きょうは文部省の方にも来ていただいておりますが、教育の面から障害児の能力をどのように全面発達をしていくようによく保障していくのか。文部行政としてそれに対してどのように取り組んできたのか。

あわせて、養護学校の卒業生の就職率が非常に悪いといふことが報道をされておりますけれども、そういう面に関して、雇用に関して文部省の立場から大きく要請をすることがないのかというような面についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○國務大臣（長谷川峻君）　先生がこのたびの法案について非常に御関心あるいは養成の立場からいろいろ御批判をいただきますが、まず第一に、何と言いましても、私は十五年前にこうした法律ができましても、いままでは公表制度というふうなものなども通じながら、公表すること自体が目的じやなくして、それを通じながら、事業主に雇つ

題点があつたんではないかということを考えないわけにはまいりません。それで、きょうは文部省の方にも来ていただいておりますが、教育の面から障害児の能力をどのように全面発達をしていくようにな保障していくのか。文部行政としてそれに対してどのように取り組んできたのか。

あわせて、養護学校の卒業生の就職率が非常に悪いということが報道をされておりますけれども、そういう面に関して、雇用に関して文部省の立場から大きく要請をすることがないのかというような面についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(長谷川峻君) 先生がこのたびの法案について非常に御关心あるいは賛成の立場からいろいろ御批判をいただきますが、まず第一に、何と言いましても、私は十五年前にこうした法律ができましても、いままでは公表制度というふうなものなども通じながら、公表すること自体が目的じやなくして、それを通じながら、事業主に雇つてもらう努力義務でございました、努力義務。今度はこれを義務づけたわけでございます、義務づけたわけです。そしてまた何と言いましても御本人が自立していくんだと、自分も健常者と一緒に働くんだと、こういう気持ちをいままでも持つてもらいましたけれども、いまから先も持つてもらう。そしてまたおっしゃるよろに、賃金の面など

題点があつたんではないかということを考えないわけにはまいりません。それで、きょうは文部省の方にも来ていただいておりますが、教育の面から障害児の能力をどのように全面発達をしていくようにな保障していくのか。文部行政としてそれに対してどのように取り組んできたのか。

あわせて、養護学校の卒業生の就職率が非常に悪いということが報道をされておりますけれども、そういう面に関して、雇用に関する文部省の立場から大きき要請をすることがないのかというような面についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○國務大臣（長谷川峻君） 先生がこのたびの法案について非常に御関心あるいは養成の立場からいろいろ御批判をいただきますが、まず第一に、何と言いましても、私は十五年前にこうした法律ができましても、いままでは公表制度というふうなものなども通じながら、公表すること自体が目的じやなくして、それを通じながら、事業主に雇つてもらう努力義務でございました、努力義務。今度はこれを義務づけたわけでございます、義務づけたわけです。そしてまた何と言いましても御本人が自立していくんだと、自分も健常者と一緒に働くんだと、こういう気持ちを今までも持つてもらいましたけれども、いまから先も持つてもらう。そしてまたおっしゃるよに、賃金の面などにおいてこれは多少割りの悪いところがあれば、それはやっぱり訓練などによって、いろんな訓練などによつて健常者と伍し、ある場合にはねぎま

じている人もありますから、そういうふうな場所をつくってやりたいというところに私たちも考え、しかも減速経済のときでござりますから、こういう法律をつくることによって国民連帯の気持ちを大きく出すことによってさらに雇用関係というものを前進してまいりたいと、こう思つておるわけであります。

○説明員(國松治男君) 心身障害者に対します理解の促進ということにつきましては、私どもは非常に気にいたしておるところでございます。單に心身に障害を持つ者の教育を進めるということだけではなくて、たとえば特殊学級あるいは盲・聾・養護学校と普通学級の子供と交流をするというようなことで理解を進めていくくといふうなことも現場の方に考えてもらえるように指導をいたしておりところでございます。

心身障害者に対します教育といましては、私ども基本的には障害の軽い子供は普通学級で、重い子供につきましては盲学校、聾学校、あるいは養護学校で、まあ、いわばその中間といいますか、少し配慮が要るといふうな子供につきましては小学校、中学校の特殊学級で教育をしていく、というふうな考え方でおるわけでございますが、それぞれの特殊学級あるいは盲学校、聾学校、養護学校の中で行います教育は基本的に小学校、中学校、高等学校の教育に準じながら、一方において障害を克服して社会に自立していくといふうことを行つたためにいろいろ工夫をいたしておりますわけでございます。障害を克服するといふうな意味では、この前の学習指導要領の改正で養護訓練というふうな領域を設けまして、それは単に機能訓練、運動訓練というふうなことだけではなくて、心理的な適応といふうなことも含めて指導していくといふうなことを考えておるわけでございまして、今後ともそういう方面で心身障害者の教育が真にその者の実態に合つたものになりますように、さらに充実を続けていきたいというふうに考えております。

それから、先生御質問のごとく、ました雇用率で

た者がどういうふうに就職をしていくかということがありますのは四十八年度の学校基本調査が発表されておりますのは四十八年度の学校基本調査が発表されておりますけれども、それによりますと、これは御案内のとおり、養護学校には中学部と高等部があるわけござりますけれども、中学部を卒業いたしまして就職する者というのは四十八年度で二〇%という数字になっております。それから高等部を卒業いたしまして就職する者は六一%というふうな数字がござります。ただ、この四十八年度だけを見るわけではございませんで、それよりも前の数字と比較をしてみますと、中学部につきましてはだんだん高等部の方に進学をしていくといふような数字がござりますので、就職率としてはむしろ四十八年の方が落ちておる。それを見たしてみると、四十四年の中学部の卒業生の就職率は三七・四五%でござりますので、四年の数字が手元にござりますので、それと比較をいたしてみると、四十四年の中学部の卒業生十八年度は五七・二七%というふうな形になつております。私どもの方はこれに対しても高等部の方の充実というのを考えていかなければいけないのかわりに進学者は四十四年度三六%に対しても四十四年度は五七・二七%というふうな状況でございます。で、高等部の卒業生の就職率につきましては、同じく四十四年度の就職率を見ますと、六二・〇六%というふうな数字でござりますので、まあ余りこの限りではそう変わっていないといふふうに見ることができます。しかしながら、私も今後かなり考えていかなければならぬとおるというふうなことでございまして、単に就職率がかなり重複化してあるいは長期化してきておることだけではなくて、そういう重い子供たちの障害の度に對してどうして生きがいを持たせて社会参加をさせていくかというふうなことを、これは労働

○粕谷照美君 私は文部省にお伺いしたいわけで
すが、ことしの文部省の方針といたしましても、
養護学校がない県というものをなくしていきた
い、つまり、そういう子供たちもちゃんと教育権を
保障するのだという考え方にしていらっしゃ
る、そのこと自体は大変いいことだというふうに
思います。けれども、昭和四十四年の特殊教育綜
合研究調査協力者会議の報告の中にもありますけ
れども、そういう障害を持った子供たちが普通児
とともに教育を受ける機会を多くすることという
のがありますね。先日のN H Kの中にも、N H K
のドキュメンタリーの中でも、全盲の子供が普通
学校に入ったというのがずっと報道されておりま
して、大変な感動を私の周囲の人たちも漏らして
おりましたけれども、そういうふうに障害を持つ
た子供たちもできるだけ一般の人たちの中へ入つ
て教育を受けたい。そういう中で人間としての自
立心が養われていくと、いうふうに思うわけです。
労働大臣がおっしゃったように、障害者も職業人
としての自立心を持つ以前に、まずその幼児から、
自立をするという精神をつくるためには、一般的
の人たちと、一般的の子供たちとともに勉強するとい
う中から私は養われるのではないかというふうに
思うわけです。先日も大阪の豊中市に行って、豊
中の小学校の中でそういうすばらしい実践をして
いらっしゃる先生方ともお会いしてきましたし、
その実践も見てまいりましたような次第でございま
すが、そういうことを積極的に推進をしていこうと
いうお考えがないか。つまり、隔離をしてそういう
うものはそういう人たちだけで教育をするとい
うことが常識になつてしまりますと、たとえば労働
福祉住宅なんかといって障害者だけが集まるよ
うな施設に、障害者だけを対処をしていかなければいけないと
いうふうに考えておるところでございます。就職
の数字等を申し上げましてお答えをいたした次第
でござります。

な住宅をつくるといふようなことがあたりませんが、対するいたわりとか、そういう障害者がいることがあたりませんなどといふ、そういう社会通念を持ちがするものですから、基本的な考え方をお伺いしたいと思って聞いたわけです。

○説明員(国松治男君) 先ほど申し上げましたことは盲学校、聾学校、養護学校というふうなところに就学すべきであるといふように考えております。そうして、それぞれの教育の場においてその子供に合った配慮をしながら教育をしていくのが最もいいのだといふように考えております。ただ、個々の子供につきまして、この子供をどこにどういった教育の場において教育をするのが一番いいのかといふのはかなりむずかしい判断の問題がございます。そこで私どもの方は、教育委員会にあります心理学者あるいはお医者さん、そして教育の関係者が集まつた就学指導委員会といふ名前で呼んでおりますが、そういうたびに専門家による委員会をつくって、その判断に基づいてその子供の就学すべき場を決めていくといふふうなことでなければいけないのではないか、こう考え、指導をしておるところでございます。ただ、それで就学をしたからもうそれですべてが終わつたといふように考えておりませんで、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの教育の場にあって十分配慮された教育が行われるとともに、たとえ特殊学級あるいは盲学校、聾学校、養護学校に入りましても普通の小学校あるいは中学校の子供たちと交流をするといふようなことは十分積極的に構えていかなければならぬといふことを指導しておりますところでございます。

○粕谷照美君 どうも納得がいきませんが、きよは法律についての質問ですから、まあ、その程度に一応とどめておきたいといふうに思いま

す。けれども、もう一つ文部省の方からお答えをいただきたいと思ったのは、その養護学校の卒業生のみならず、そうやって卒業した子供たちの就職についてのこの指導の面で、何か労働行政に対して、あるいは職業指導に対する要望というようなものがありませんかということについてはまだお答えいただいていないように思います。

○説明員(国松治男君) 先生御案内かと思ひますけれども、たとえば視覚障害者につきましては、いままであんま、はり、きゅう関係の仕事がほとんど九〇%の職場というふうなことで確保されておりました。それから聾学校の卒業生につきましては、木工とか金工とか、あるいは印刷だと陶芸だとかいうふうな職業につく者がかなり多かつたというふうなことがござります。で、養護学校につきましてはまだ歴史も浅いというふうなことでございまして、どういう仕事が適職であるかといふうなことにつきましてはなかなか決めがたいわけでございますが、何が適職であるかというふうなことにつきましては、たとえば労働省の方では職業訓練所もやつていただいておりますけれども、そういったところの傾向等とも見ながら教育の方でも考えてまいりたいというふうに思つております。しかしながら、学校の場では一番気に入らしておられますのは、子供たちが職場に出でたときに、その職場の人たちと一緒になつてその仕事を専念できるというふうないわば態度づくりといいますか、というふうなことが非常に必要なんです。で、すでに雇用いただいております職場の方からでもそこにずっと定着をしてやつていく、仲間とうまくやつていくといふうなそういう態度づくりを十分考えてもらいたいというふうな御要望もいただいておりますので、私どもの方ではいわば職業意識といいますか、そういうふうなものをを中心に養護学校の先生方の進路指導をお願いしておりますが、やはり職場——将来どこにつくかといふことも現場の先生が非常に心配をいたしておりますところでございまして、すぐにこういうものが適職だと言いつ切れな

いわけでございますが、それぞれの子供の実態に合ったものを労働省とも相談をさせていただきながらなお研究をしてまいりたい、このように考え

○粕谷照美君 私は文部省は非常に弱腰だというふうに思うわけですよ。一般の人たちと一緒になって仕事ができない、一緒になって仕事をするようにしてもらいたいと、こう要望があるのであるれば、なぜ一緒にあって勉強ができるのだろうか、ここのことなどをひとつ基本的に考えていただきたく、うことと要望します。

第二に、視覚障害者に対する対応はあんま、はり、きゅうだけだ。これはもう何年間あんま、はり、きゅうだけなんですか。もっと適職を労働省としては大きく広げるよう開拓をしなさいといふような要望を、大きく声を上げてもいいんじやないかというような気持ちがいたしますので、ひとつ十分御審議をいただきたいということをお願いいたしますとして文部省に対する質問を終わります。

では、次に移りますけれども、企業の側に社会的連帯感が強くて、障害者に対しては理解があると見て雇用が促進されているということであつたら今回の法律改正は必要がなかつたというふうに思うわけです。

で、この法律案の第二条の二に「事業主の責務」の規定を設けた趣旨、これ、経営者のこれまでとのような考え方で出したのかという基本的な質問をいたします。

そしてまた、「事業主の責務」の中で、障害者との有する能力を正当に評価し」というふうにありますけれども、私はその障害者の持つていてある能力が本当に正当に評価をされているというふうに思っていないんですね。この辺のところは具体的にどのようにならば正当に評価をされるといふふうにお考えになっているのか。

るわけですけれども、この文言の中にも、「適正な雇用の管理」という言葉が入りますと、何か障害者にとてはすごく監視をされるような、管理をされるような、そういう恐ろしい気持ちを受けないわけでもありませんから、具体的にこの「適正な雇用の管理」ということはどのようなことなのかということを説明をしていただきたいし、また社会連帯の責任というものは大変美しい言葉であります。精神規定としては非常にいい言葉だということふうに思いますけれども、具体的に社会連帯というのはどういうことを意味するのかということについてお答えください。

○政府委員(遠藤政夫君) 先ほどから先生お話しになりました身体障害者、その中でも養護学級のお話がございましたけれども、こういう人たちの職業問題、社会人として自立させるためにどうしたらいいのか、全く私は先生の先ほどの御指摘の点と同意見でございまして、感銘を覚えておるわけでございます。昨年アメリカから来日されましたビスカルディという身体障害者の方がおりました。この人が言われておられるのは、要するに世の中に無能力者はいない、身体障害者といえども抗を感じるということを私に話をされたことがございます。私どもはこういった、いろんな意味でしわ寄せを受けておられる、職業人としても不当に差別をされがちな身体障害者の雇用をどうしていったらいいかということで、昭和三十五年にこの身体障害者雇用促進法ができて以来、先ほど御答弁申し上げましたように、身体障害者の雇用ということは飛躍的に向上してまいったとは考えておりますけれども、いまお話しになりましたように、必ずしも十分でございません。昨日、私のところに、今回の収監を受けられましたシャープ電機の社長早川さんがお見えになりました。このシャープ電機ではもう二十数年前から身体障害者だけを集めた工場をつくられて、そこで一般の人以上に能率を上げながら、賃金も高い賃金を取り

ながらそぞういた施策を進めておられる方で、私が当時大阪に在勤中に、身体障害者の雇用の場を確保するためにはどうしたらいいかという率先して協議会をつくりながら業界に対して働きかけてくれた人でございます。こういう人たちがたくさんいらっしゃいますけれども、全体として見ますと、身体障害者を雇っております企業、事業主の方々は、そういう一部の人を除きますと、大抵の人は同情といいますか、気の毒だから雇ってやる、雇えと言われるから仕方がないから雇う、こういうケースが多いようでございます。たとえば昨年私もやりました雇用率を達成していない企業を公表する。そういうことになると社会的にもどうもあいが悪いからということで、それは動機はどうあれ、結果がよければいいわけでございますけれども、いまお話しのように、雇ってはみたものの必ずしもその人の能力を十分評価して使っているということではなくて、ただ雇っていればいいというところでは困る、こういうことがあるわけでございます。そこで、私どもは、現行法ではいま御指摘になりましたよな第二条の二の「事業主の責務」とか、あるいは身体障害者の「職業人としての自立」とか、こういった規定は何もございません。まあ簡単に言えば、とにかく雇ってください、雇つてもらえばいい、身体障害者の雇用率が上がればいい、こうしたこと。そういう言い方はちょっと言い過ぎかもしれないけれども、そうではなくて、身体障害者も一般の健常な人と同じように社会人として職業人として職場を与えられる。それは企業の、事業主のいわゆる社会連帯に基づく共同の責任である、こういうことを明確にしよう、つまり身体障害者を雇つてもらう事業については——これは企業で雇つてもらわなければどうにもなりません。しかしその場合、それはいわゆる社会救済とか哀れみとか同情とか、そういうことでなくて、こういう人たちを社会人として、職業人として正当に評価して、その雇用の場を確保してもらおう、こういうことは企業に対しても私が要請しなければならぬし、同時にこれは企

業の共同の責任であるということを明確にいたしましたが、同時にもう一つは、いままでやりますと身体障害者の人たちも、自分たちが身体に障害を受けたのは自分の責任じゃないくて、国の責任だ、社会の責任だ、だからわれわれに職場を確保するのは国の責任だ、賃金も国が保障しろということを間々言わることがございますけれども、私は身体障害者の人たちが自分たちの持っている能力をさらに一層向上させてもらおう、安定した職場を確保してもらおう、こう一般の健常者に劣らないよう職業能力を身につけてもらおう、それによって職業人として自立をしてもらおう、安定した職場を確保してもらおう、こういうことがやはり大事だらうと思います。企業のそういう責任と身体障害者の自身の努力、自立心を明らかにしていただき、こうしたことでの第二条の二と第二条の三と、この二つの条項を新しく入れて、この基本的な考え方方に立つてこれから身体障害者の雇用の問題を本格的に抜本的に改めていく、進めていきたい、こういう考え方で今回改正案を提案いたしたわけでございます。

○粕谷照美君 管理の問題、適正に管理する……。

○説明員(望月三郎君) 御質問の適正な雇用の管理の具体的な中身でございますが、これは身体障害者が持っている適性といいますか、適性だとかあるいは普通の言葉で言いますと、能力といふようなものに即して、そして適正な職場の配置をする、あるいは適正な人事管理をするという意味で使っておるわけでございます。

○粕谷照美君 基本的な考え方方は大変すばらしいものだというふうに思いまして、ぜひいまの御答弁のありましたような態度で企業主が身体障害者を雇うこととは当然のことなんで、義務感で雇うんだといふものではないんだ、眞れみで雇うんではないんだ、やっぱりわれわれが一緒になつて社会をよくする仲間なんだという考え方で雇用をしていくんだという、そういう姿勢をきちんと貫けるような労働行政、指導体制をつくりいただきたいという要望と同時に、私はこの二条の三項に職業人としての障害者の自立の努力規定というものが

が入っていることについては若干の不満を覚えるものです。なぜかならば、それは障害者の雇用促進法、障害者を雇用するという促進法の中に雇われる側の人の精神規定を入れる必要はない。そういうものをことさら入れる必要はないんじゃないのかというふうに思うわけですから、健常者の部分と同じにそのまま使つていいんではないかといふうに考えます。それは障害を持つ者が適応できないという社会の欠陥を放置したまま既成の価値尺度に当てはめようという意識の方が先行しているような、そんな感じを持つんです。しかし、そういうことでなければこれは幸いで、私のこれは感じだというふうに御理解をいただければ結構です。

次に、先日参議院の社会労働委員会の調査室からいただいた資料をずっとはぐつておりましたら、身体障害者の雇用別状況を企業別、産業別に見て現行の一・三%の法定雇用率未達成は全体で三六%に及んでいるということが出ておりました。その中身は大企業ほどその割合が高いとの低い企業規模三百人以上を対象にしていて、この公表の問題を取り上げて各企業に要請をいたしました。この約七、八ヶ月の間に、いま申し上げましたたとえば金融、保険業、銀行等あたりではかなり積極的な努力がなされまして、相当な効果が上がってきていた。こうしたことから考え方を変えてください。それと同時に、この法律案は雇用率によりまして負担の調整を図り、あるいは助成措置を拡充する、こういったことによりまして、いままで以上に私どもはこういった今まで比較的雇用率の低かった業種あるいは大企業につきましても効果が相当上がるのではないか、こういうふうに見ていらっしゃるか。大臣、御説明では自信を持って御提案をされているようでありますけれども、本当にこれで大丈夫なんだろかという危惧を持たざるを得ませんので、お伺いしたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君) いま御指摘になりましたように、昨年からこの一年間で民間全体の雇用率が一・三から六・六%になりましたと思っていますが、かなり向上してまいっております。しかしながらその中身を詳細に見ますと、いまお話をございましたように中小企業が主としてこの雇用に非常に熱心である、その半面大企業が未達成の企業が

かなり多い。それから産業別に見ますと、金融、保険、商業、サービス、こういった部門がほかの産業よりほかの業種に比べまして雇用率が低い、こういう実態でございます。私どもはこの新しい法律で従来の努力義務を法的な雇用義務に、強制的な義務に改めたわけでござりますけれども、それで一体果たして本当に効果があるのかということをかと思いませんが、昨年の初めに各方面の御意見を伺ながら特に大企業重点にしましてこの雇用率の達成を要請いたしました。で、雇用率の達成率は一体果たして本当に効果があるのかということを伺ながら特に大企業重点にしましてこの雇用率の達成を要請いたしました。で、雇用率の達成率は一体果たして本当に効果があるのかといふところ、こういったところについては公表しましたということで、昨年の十月の時点で調査をいたしまして、十二月に公表したわけでござります。この公表の問題を取り上げて各企業に要請をいたしましたこの約七、八ヶ月の間に、いま申し上げましたたとえば金融、保険業、銀行等あたりではかなり積極的な努力がなされまして、相当な効果が上がってきていた。こうしたことから考え方を変えてください。それと同時に、この法律案は雇用率によりまして負担の調整を図り、あるいは助成措置を拡充する、こういったことによりまして、いままで以上に私どもはこういった今まで比較的雇用率の低かった業種あるいは大企業につきましては効果が相当上がるのではないか、こういうふうに確信いたしているわけでございます。

○粕谷照美君 いまのお答えで私はこの公表制度は企業のイメージダウンにならないというふうに大企業の方で思っているんじゃないかと推測していわたのですが、大変まあ効果があったということも非常に喜んでいるわけです。ところで、民間企業に義務を課して雇用率の特に低い企業名を公表した政府ですから、当然率先して身障者雇用率を達成していかなければならぬというふうに思つたわけですが、参議院の決算委員会でも明らかにありましたように、肝心かなめのところが問題点があるようですね。それで、先ほど申しましたこ

の調査室の資料によりますと、いわゆる数字としては達成されているんですね。官庁ということでの数字は達成されています。しかし、官庁一本の統計でつじつまを合わせたのではないとかといふところ、こういったところについては公表しましたところで、具体的にその未達成の官庁の名前、それからそういうような官庁がありましたら、一体これからはどういうふうにしてやっていくのかあるいはもう新聞なんかでも報道された以降、積極的に努力をなさつたかも知れませんので、その辺の実情なんかもお伺いいたしたいというふうに思います。

それから大臣に対しては、こういうようなことで胸を張って地方だと、企業に対して大臣としてちょっとと号令がかけずらいというふうに思いますが、その辺の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長谷川峻君) 国の行政機関これは私はときどき閣議でしゃべっているんです。発言しているんです。あなたのところはどうも達成していないぞというふうなことを一つ一つの役所に向かっても言うております。そんなことなどが行政機関で約一万一千名身体障害者が雇用されていないんだということを聞いております。

○粕谷照美君 それでは、私は資料を要求したいと思いますけれども、その具体的な省庁名と数字について身体障害者の雇用を一層進めていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(遠藤政夫君) いま御指摘ありましたように、公表したところが大変雇用率が伸びたという、この資料もお願いをしたいと思います。

それから、先ほど御答弁がありましたように、公表したところが大変雇用率が伸びたという、この資料もあわせてお願いをいたします。

○政府委員(遠藤政夫君) いま御指摘のありました資料、できるだけのものは提出いたしますが、たとえば官庁で重度障害者がどれくらい雇われているのか、どういう職場にいるのか、これは実

達成しているから、——まあ全体の数字を申し上げますと、政府関係機関では非現業で一・七%、現業で一・六%、これは全体で、マクロで言いますともう十分達成して上回っています。しかしながらその中で、いま大臣からお話をございましたよだ、だから、民間にもこうやって強いこと言えりマジックがありますして、統計というのは。だから、その統計の最後にあらわれた数字だけを見て、ああ、これは政府はやっぱり率先してやっているんだ、だから、民間にもこうやって強いこと言えんだというふうに思えるかというと、内容ではそうではないのではないかという気持ちがいたしますので、具体的にその未達成の官庁の名前、それからそういうふうな官庁がありましたら、一体これからはどういうふうにしてやっていくのかあるいはもう新聞なんかでも報道された以降、積極的に努力をなさつたかも知れませんので、その辺の実情なんかもお伺いいたしたいというふうに思います。

それから大臣に対しては、こういうようなことで胸を張って地方だと、企業に対して大臣としてちょっとと号令がかけずらいというふうに思いますが、その辺の御決意をお伺いしたいと思います。

実は昨年来問題になつておきました、たとえば郵政省でございますが、これは大口ではかなり下回った一番大口の官庁でございましたけれども、これは昨年来郵政省にも非常に努力をしていただきまして雇用率を達成したというような状況で、私は全体のマクロの数字がよくなっているからこそ陰に隠れた一部のものをごまかしているというふうに思います。

それから大臣に対しては、こういうようなことで胸を張って地方だと、企業に対して大臣としてちょっとと号令がかけずらいというふうに思いますが、その辺の御決意をお伺いしたいと思います。

は調査がございませんので、資料として差し上げることはむずかしいかと思います。

それから、昨年二月に公表いたしますというこ

とを公表したことによってかなりの効果が上がった

ということでおざいます。が、公表いたしましたの

は昨年の十二月でござりますので、公表された企

業はその後どうなっているか、その調査結果がございませんで、これも資料として御提出いたすわ

けにはまいりません。

○柏谷照美君 それでは、先ほど伸びたといふこ

とはどうも当たらないじゃないんですか。推測と

して伸びたんだって、実態として伸びていない

んじゃないですか。

○政府委員(遠藤政夫君) そうではございません

で、昨年の二月にことしの十月現在、つまり昨年

の二月に、昨年の十月現在で調査の時点までに、

その時点で調査した結果悪いところは公表します

ぞということを二月に公表したわけです。二月の

時点で、たとえば先ほど申し上げました銀行とか

商業部門、サービス部門だと、そういった悪い

ところがその十月の調査の時点ではなくと伸びて

きた、こういふことを申し上げたわけでございま

すので、そういうた業種別の数字はござりますか

ら、これは資料として差し上げます。

○柏谷照美君 じゃ、そちらの方はよろしいです

けれども、重度者が官公庁にどれだけ雇われてい

るかというのは調査してないから出せませんじや

なくで、これから調査をされればいいわけですか

ら、これは資料として差し上げます。

○柏谷照美君 じゃ、そちらの方はよろしいです

けれども、重度者が官公庁にどれだけ雇われてい

るかというのは調査してないから出せませんじや

なくで、これから調査をされればいいわけですか

ら、そんなに大変なことでもないのではないかと

いうふうに思いますので、ぜひ出してください。

これは日には切りませんから出していくべきだ

いとります。

いまの重度者の問題についてですが、重度者の

雇用については重度者一人を軽度者二人とみなす

ということになつておりますが、これでどの程度

の効果が見込まれるのでですか。私はこういう対策

が効果がないとは思いませんけれども、あわせて

適職に関する調査研究というもの早急に推進する必要があるというふうに思つております。特に

最近問題になつておりますが、サリドマイド児が

いま高校生ですね。もう卒業後の就職については

大変な不安を持つてゐるわけです。先天的に両手一

いろいろな部分がなつてゐるんじやなくて、先大

いふうなものを持つてゐる子供たちに対する

職業の指導とか選択というものは大変悩められて

いるんじやないか、また困難なんではないかとい

うふうに思ひますので、その状況を深刻に受けと

めて、まず職業開発を急いでいただきたいといふ

ふうに思ひますので、また雇用率も等級別に改

めて、脳性麻痺者だと、あるいは歩行不能者と

いうような人たちの部分も盛り込めるような、こ

ういう指導が行われないものかどうかということ

についてお伺いをしたいと思います。

○柏谷照美君 労働省の昭和三十年のこの資料によりますと、

適職に関する調査研究の推進といふので、非常に

少ないんですね。そういうような人々は寮や寄

宿舎の管理人だとか、案内係だとか、計量係だと

か、守衛だとか、四つぐらいにしかありませんし、

それから六年たつた三十六年の報告では、コイル

巻き線工だとか、あるいは音響検査工だなんと

いって限られたものになつてゐるわけですが、こ

の辺の努力はしていただけるんですかどうですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 確かに重度障害者につ

きましては、現在もたとえば雇用奨励金で一般的の

障害者と重度障害者に対しましては特別に手厚く

している、こういうこともござりますし、今回の

とだけで十分だとは考えておりません。そういう

雇用率なりあるいは納付金によります助成措置等

つきましては、重度者一人を軽度者二人とみなす

ことになりますので、ぜひ出てください。

これは日には切りませんから出していくべきだ

いとります。

いまの重度者の問題についてですが、重度者の

雇用については重度者一人を軽度者二人とみなす

ことになりますので、ぜひ出てください。

これは日には切りませんから出していくべきだ

いとります。

と同時に、いま調査研究の問題でございますが、

適職の研究につきましては、職業研究所その他

もあるいは職業訓練の面でどういった職種がいい

のか研究は進めてまいっておりますけれども、御

指摘のように必ずしも十分な成果が上がつていい

とは申し上げるわけではございませんが、私ども

はこの新しい法律の中でも助成措置の中でこう

いた適職なり教育訓練の研究につきましても、

今まで以上に飛躍的に拡大するような方途を考

えておるわけでございます。今後そういう重度

障害者を重点にこういった適職の開発研究あるい

は教育訓練等の面で十分措置をしてまいりたい

と、かよううに考えております。

それから、いま御指摘のありましたサリドマイ

ド児の問題でございますが、私どもはこのサリド

マイド児の問題が解決されまして年金が支給され

ることになったとたしか記憶しておりますが、こ

ういう人たちが年金を支給され、単にそれが生活

費でなくて、こういう人たちが高校を出て、それ

から、じゃ、どういう職業につくのか、これから

教育訓練をするのかということでなくして、少なく

とも高校に進学した時点ぐらいからその人の適性

に応じて一体この人はどういう仕事を、将来社会

人として独立する場合に仕事につくのが適当であ

るか、そうつた判定をして、むしろ教育の段階で

職業教育をもう少し重点的にやってもらえないの

かといふことを文部省に申し上げたことございま

す。たとえて申しますと、あるいは手足が不自由

であつても語学の能力の達者な人については翻訳

の仕事をするとか、そういう面の教育を重点的

にやつて、そういう仕事をしてもらうような教育

をする、あるいは数理的な才能のある人は、たと

えばいまのコンピューターのプログラマーとか、

そういう仕事をするとか、そういう面の教育を重点的

にやつて、そういう仕事をしてもらうような教育

をする、あるいは手足が不自由

であつても語学の能力の達者な人については翻訳

の仕事をするとか、そういう面の教育を重点的

にやつて、そういう仕事をしてもらうような教育

をする、あるいは手足が不自由

であつても語学の能力の達者な人については翻訳

の仕事をするとか、そういう面の教育を重点的

にやつて、そういう仕事をしてもらうような教育

をする、あるいは手足が不自由

であつても語学の能力の達者な人については翻訳

の仕事をするとか、そういう面の教育を重点的

にやつて、そういう仕事をしてもらうような教育

をする、あるいは手足が不自由

であつても語学の能力の達者な人については翻訳

の仕事をするとか、そういう面の教育を重点的

にやつて、そういう仕事をしてもらうような教育

つきましても十分検討してまいりたいと、かよううに考えております。

○柏谷照美君 では、ぜひそれは一生懸命に取り組んでいただきたい。特に文部省との関連を重視してやつていただきたいというふうに思うんであります。それは私がことし日教組の教研集会の障害児教育の分科会に出ましたところが、関西の「青い芝」の脳性麻痺のグループの人たち、本当に若い人たちですけれども、養護学校でおれたちは差別化を受けて食つてかかるわけですね。

私はそういう問題が教え子と教師の間にできるところには非常に残念なことだとうふうに思います。しかし、それだっていまの教育体系の中ではやむを得なかつたことだというふうに思つて

か、そういうことを今後どのように打開していくかという努力が具体的に行われていなければ本當の実効が上がらないんじゃないかというふうに思つて

います。しかし、それだっていまの教育体系の中ではやむを得なかつたことだというふうに思つて

か、そういうことを今後どのように打開していくかという努力が具体的に行われていなければ本當の実効が上がらないんじゃないかというふうに思つて

七

率が自己都合の退職によって割るような場合に、もちろんこれは雇用率不達成という状態になりますのでござりますが、しかし、その場合も雇用率不達成だといって事業主に法律的に責めを負わせるというには酷であるというようになっておりませんので、できるだけ速やかな機会に雇用率を達成するような形でもちろん私どもとしては努力をしていくという立場にあるわけでございます。

○粕谷照美君 ちょっといまのお答えでは私納得がいかないんですけども、自己都合で退職をしたって自己都合で退職をしましたと届けてもらえばいいんであって、おまえの指導が悪かった、適正な管理がなかつたら退職したんだというふうなことにはならないと思うわけですね。やっぱり届け出てもらうということが早く雇用率達成を常にしているという状況の把握ができるというふうに思うのですから、この辺のところを後で御研究をいただきたいというふうに思います。

次に、雇用納付金制度についてお伺いをしますけれども、三百人以上の事業の数は一体どのくらいにあるかということ、一人当たりの納付金額をどのくらいに見ているか。そうすると年間の試算数、お金がどのくらい入るかということがあるので、その辺を教えてください。

○政府委員(遠藤政夫君) 三百人以上の事業所約八千ぐらいかと思います。正確な数字は資料で差し上げてもよろしくございますが、納付金をどうぞくらいにするかということは、差し上げております資料ごらんいただきたいと思います。資料の後の方の二十六ページにござります新旧対照表でござらんいただいた方がわかりやすいと思いますが、ここに書いておりますように、二十七条の二項に、いわゆるいま御指摘になりました納付金の額は、事業主が身体障害者を雇用いたします場合に、身体障害者を雇用するため必要な施設あるいは設備、あるいはそりいった施設や設備を整備するためには必要な費用、身体障害者の雇用の場合、適正な雇用管理をするために通常必要な費用、こういったいわゆる身体障害者を雇う場合に設備を

改善しなきゃならぬと、施設をつくるなきゃならぬ。たとえば車いすの人を使う場合にはその人の日常生活に必要な設備なんかもやらなきゃならぬ、こういったことで一般の人を雇う場合よりも費用の負担が増大するわけでございます。そういうふた費用に相当するものを月額に算定いたしまして納付金の額にしたいと、こういう考え方でござります。幾らにしますか、具体的なことはこれから審議会等でも御審議いただきました上で決定いたしたいと、かよう考へております。

○柏谷照美君 これから審議会にと言われますけれども、法律を出す以上は一定の腹づもりというんですかね、試算というものがあるんじやないですか。巷間ちゃんと新聞紙上なんかにはいろいろな言葉が出てるわけでしょう。三万から五万というふうなことが出てるわけですから、その辺のところをきちんと報告をしてください。そしてさらに、八千あるわけですから、どれだけが雇用率を達成するかしないかというのも、これもまた推測でしかありませんから非常に困難でありますけれども、概算にして大体何十億ぐらい入りそうだと、こういうことについて御報告ください。

○政府委員(遠藤政夫君) いまここでそういうふた点を具体的に申し上げることはいかがかと思いますけれども、この制度に類似の制度を持っております西ドイツでは、一人当たり月額百マルクを徵取いたしております。日本円に換算しますと、大体いまの為替ルートにしまして一万二千円くらいになるかと思います。私どもは、いま三万円とか五万円とかいう御指摘ございましたけれども、どれくらいかかるのかどれくらいにしたら適当であるのか、いろんな観点からいろいろな方が御意見を出されております。と言いますのは、よくこの法案作成の段階で言われてましたように、金を納めればもう雇わなくていいというようなことになりやしないか、こういう御意見もありました。あるいは納付金の額を、いま申し上げましたようなこの法律で考えております趣旨に合致

ます。いろいろございます。私どもは、この二十七条の規定に基づきまして、一体どれくらいの額が算定されるのか、これは具体的にはこれから検討いたしたいと思っておりますが、仮に、いまお話をございましたような、たとえば一人月額三万円といたしますと、これから雇用が進んでまいりますと、その雇用が進む度合いに応じて額が減つてしまりますけれども、これからのお金を見ながら「応試算いたします」と、大体年間六、七十億ぐらいになるんじやないか、こういうように考えております。

○粕谷照美君 これはお金が入っても困るわけですね。雇用率が未達成の企業が多いということになるわけですし、入らなくてもまた困るわけなんで、私も大変そういう意味では質問がしづらいところなんですが、いま御報告がありましたように、雇用達成事業主に対しての調整金だと報奨金のためにこのお金を使うというのですけれども、大企業にとって、千人の従業員を持つ大企業で大体障害者を雇わなかつたならば十六人ぐらいいになりますか。雇わないでいれば十六人の義務未達成ということになりますね。そうすると、三万円ということになれば、四十八万円納付すれば免罪符ということになるかというふうに思うわけですね。そうすると、何回も何回も勧告をしてもらにだめだったら公表するぞ、じゃ、その大企業が一生懸命になって雇用するかもしれない、こういうのがあるわけですから、私どもはそういうことをチェックする体制が現在の労働行政の窓口の実態で本当に正確に敏速にできるのだろうかという心配を持っているわけですが、いかがですか。

○政府委員遠藤政夫君 そういう心配はございません。私どもの全国の各安定所の窓口は、身体障害者の雇用問題につきましては特に非常に熱意を持って行政を進めております。昨年一年間の身体障害者問題につきまして、こういう不況の中で一番しわ寄せを受けやすい身体障害の人たちの雇用ということにつきまして重大な関心を持つて

行政をやつてましてあります。この不況の中で一般的の失業者ができるだけ出さないようにすると、いうことにつきましてもちらんでござりますけれども、いろいろな状況の中で身体障害者が、身体障害者であるがゆえに解雇されたというような例はほとんど聞いておりません。倒産して全体が離職したという場合、これはやむを得ませんけれども、そういうことで、特にこの身体障害者がそういった不況のしわ寄せを受けて不当な扱いをされないという点でも慎重に配慮しながら指導を進めてまいっておりますし、この法律ができましたならば、こういった点につきましては、各安定所にそれぞれ担当の指導官がおります、こういった人たちが非常に熱意を持って行政を進めておりますだけに、いま先生の御心配になるようなことは万ないと私どもは確信をいたしております。

○粕谷照美君 それじゃ、その問題については後で少し触れてみたいというふうに思いますが、企業が身障者雇用に際しての作業環境の整備などに必要な経費に対する補償をどの辺までしようというふうに考えていらっしゃるのか。これら大体六十億から七十億ぐらい入るであろうというような予測もつけていらっしゃる中で、本当にそれがれども、いままで私の得ました資料によりますと、大変なお金がかかっているんですね。車いすの人たちを雇うために工場の整備をやったおかげで二億五千万円の施設改良費を使つたとか、三億円使つたということが具体的に社名まで入つて出しているわけですが、たとえば三億円使つた企業に対してせめて三分の二は補償しますとか、あるいは二分の一は補償しますとか、こういうことなんですか、あるいはお涙金程度なんですか。その辺のところが明らかにならないと、やる側でも一体幾らいただけるんだらうかと、こういう心配があるんじゃないんですか。どう考えておられますか。

○政府委員(遠藤政夫君) 具体的にそういった助成の内容をどういうふうにしていくか、これはこ

れから、先ほど申し上げましたように、逃げ口上
じやありませんけれども、審議会の御意見なりた
とか聞きながらこれから具体的に措置を検討して
まいりますわけでございますが、現在五十一年度
の、先般成立しました予算で、身体障害者の雇用
促進のためのいわゆる一般会計だけの経費を見ま
すと約二十億円ぐらいでございます。それからい
たしますと、いま申し上げましたように、仮に私
どもがいま申し上げたような数字で、この事業が、
この制度が発足するとということになりますと、そ
れの改善の事業が行えるわけでございます。もちろ
ん

○粕谷照美君 私、先ほど二億五千万だとお聞きいたしましたが、この数字の算出方法は、おおむね、雇用の促進のための雇用改善事業費と、身体障害者に対する雇用の促進のための雇用の促進のための一般会計の国庫の責任によつて行われる事業と、それから雇用保険によります雇用改善のための雇用改善事業として実施されますが、ものと、さらにこの新たに新しい法律によつて発足いたします事業、こういうものをあわせ考えておりますと、いままでに数倍する効果が期待できるんじゃないかと、かように考えております。

と言いましたのは、昨年十一月十九日の『学習雑誌』を見ますと、武藏野電子工業でもう六年も前から百二十七人中五十二人電子部品の製造に当たらせている。ほとんど車いすの人たちで、この改装費用に二億五千万円かかっている。あるいは日本本理化學工業で、昨年百三十人も採用し、教育用品の製造に当たらしているけれども、三億円の改装費をかけていると、こういうことをやる熱意のあるところ、やれるまた力のあるところはいいわけですが、それでも、今までの統計でも見られるように、三百人以下の中小企業のところですいぶん採用しているのですから、こういうところは本当にそのお金もないわけですね。ないという言い方はおかしいですけれども、非常に困難な状況ですから、ひとも報奨金あるいは調整金などといふものを多額に出していただきたい。そういう意味ではこの額は三万なんてそういうものじゃなくて、たとえば五万とか十万とかね——西ドライツはまた日本

と違ひまして、全然違う。——全然とは言いませんけれども、社会保障がまた違う意味で進んでいくわけですし、障害者に対する考え方自体も日本とはまた違うわけですから、都合のいいところだけ西ドイツをとる——もともと私も都合のいいところは西ドイツの例を引用して主張しているわけですから、それは当たらないかもしませんけれども、それとちょっと比較するのは問題があるんじゃないのかというふうに思います。いかがですか。

○政府委員(遠藤政夫君) いま武藏野電子の例をお挙げになりましたけれども、実はこの工場につきましては、私の方から低利融資一億五千万を提供いたしまして、それによって工場の設備改善をされたわけでございます。こういった一昨年からモデル工場方式をとりまして、たしか四・六%の低利融資で、こういうモデル工場に対しまして一億五千万の低利融資をすることによって、そういった重度身障者の雇用のための設備改善、機械設備の増設等を実施いたしてまいっております。最近までは十三工場こういうものができております。まあ低利融資もされることながら、いまお話をようないわゆる奨励措置につきまして、もちろんこれは奨励金が支給されておりますけれども、こういった身体障害者のためのモデル工場なりあります。まあ福利厚生的なもの、こういったものに対しまして今まで以上に飛躍的な融資あるいは助成そういう措置を拡充してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○粕谷照美君 次に、私は身障者雇用促進について若干の私見を申し上げたいというふうに思つたのですが、去年の十二月十一日の身体障害者雇用審議会の答申では、身体障害者を多數雇用する事業主に対する官公需の確保を提言しているようですね。今後どのように実施をしたいというふうにお考えにす。

で、大臣にお伺いをしたいといふように思いましたけれども、この答申を政府はどういうふうに受けとめていらっしゃるかということですね。今後どのように実施をしたいといふようにお考えにす。

なつていらっしゃるかということをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣（長谷川峻君） 大体審議会の趣旨を見ながらいまから作業を進めてまいりたい。先生、質疑の間にだんだんおわかりいただいたいたと思はすけれども、身障の問題については、労働省がいまのように融資をしたりして、あるいはまた公表制度などを使つたりしまして、とにかくようやく盛り上げてきた。同時に、文教にも御熱心な方々もいらっしゃいますから、この際私は特にお願ひしたいことは、先ほどあなたの御質問と同様に、やっぱり文部省あたりにも考えてもらわ必要があるんじゃないいか。それは私も文部省に若干関係しましたけれども、やっぱり高等学校時代からこういう諸君と一緒に環境をつくっていくというごと、普通高校で、ただ普通の学問だけじゃなくて、こういうやつぱり問題について関心を持つ職業教育というのですかね、その辺にもやっぱり目を開いてもらいたい。私は労働省に来てから、文部省とともにときどき会合をやるのですが、技能の問題とかこういう問題とかについて、それぞれの枠があるでしょうけれども、私の方は人間を中心にして行政をやっておりますから、ですからそういうほかの役所であっても、こうした問題については関心を持つてもららう。それから事業主に対してもいろいろやかましいことも言うて、見えますけれども、これは私は組合の諸君に、実は陳情を来たときに私の方から組合の連帯の責任においてぜひお願いしている。千人以上の事業所はなかなかこういう諸君を採用しなかった実績がありますから、私はやっぱり組合の諸君も組合の連帯の責任においてぜひお願いして立つておるということ、これはもう來たたなびに言うのです、來たたびに。社会労働委員会でも、国会議員からそういう要請もありまして、それを受けて立つておるということで、だから事業主もまた組合も国民一般も、こういうふうな惑ふべきでして、ありとあらゆるところでこれはやつ

いかなければかなか進まないのじやないかといふ氣持ちだけありますことを御理解いただきたいと、こう思います。

○粕谷照美君 私は大臣の姿勢も本当によくわかりましたし、職安局長の御意見なんかもよくわかりまして、本当に努力に対しては感謝をしているわけですけれどもね。しかし、余りにもこれはおくれているものですから、ただ足りないまだ足りないという氣持ちの方が非常に優先をしていると、いう立場で質問しているんだということをひとつ御理解いただきたいと思います。

で、いまの私の質問に対しても大臣はお答えになら、お願いしたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君) いま冒頭、大臣が一般論としてお述べになりましたように、審議会の御意見を私どもは十分尊重して行政に移してまいりますもりでございます。官公需の確保の問題にいたしましても、身体障害者をたくさん雇っている工場、事業場、そういうたところにできるだけ発注をするようになります。それはまあ趣旨としては大変結構でございますが、これは会計法その他のいろいろな関係がありまして、それではなればならぬ、そこに必ずやるというところまでいくことはなかなかいろいろむずかしい問題がござります。その精神を生かしながら私どもはそういう方向で関係各省とも相談しながら進めていきたい、こういうふうに考えております。

○粕谷照美君 会計法の関係もあるかもしませんけれども、そういう法律というのは変えることができるわけですし、ぜひこの答申というものは尊重していただきたいというふうに思うわけであります。政府にとって非常に都合のいい答申はすぐ採用し、ちょっとこれはじめんどうだなんて思つてはすぐ法律があるからだめだなんという考え方であります。この問題は解決がないのではないかというふうに思ひますし、私は先ほど私見といふ

意味を申し上げましたのは、逆に言いまして、達成しているところに対してのそういう官公需を確保しようと、いう答申とは逆に、雇用率未達成、しかも相当悪質の未達成の企業名は公表すると同時に、逆にそこには官公需を発注しないというくらいの厳しい措置が非常に必要だというふうに思ふのですから、この意見を申し上げて、この項目については終わりたいというふうに思います。それから誠実の窓口が非常に一主義的でやつて

なんかにも当たらなければならぬといふふうに思ひますので、職員の質の問題だつて惹起されたりとこです。本当にすばらしい人がこうしうるところの担当にならなければならぬのであつて、この辺のところをどのようにお考えですか。

さらに労働省は昭和四十四年以來職業相談員を配置しています。このことは私はいいことだといふふうに思ひますけれども、この人たちは非常勤なんですね。で、身障者以外にも同和だとかあるいは青少年なんかの担当に従事しているといふのが実態じやないんですか。本当に身障者の職業相談員ということでお張りついているかどうかといふふうに思ひます。いかがですか。

体障害者雇用促進協会はいわば法的に言いますと認め可法人と言つております。この法律によりますと助成措置、こういった仕事を国にかわって実施いたします機関でございます。まあ一種の政府関係機関になるわけでございます。現在あります協会をどういうふうにするか、これは協力団体としてそのまま残していくか、あるいはこれを解体しましてこの新しい法律による実施団体として吸収されるか、その点はまだこれから検討いたしたいと思うつております。

○粕谷照美君　政府関係機関ということになる
と、また国民の中には大変うるさい問題が出てまいりまして、また労働者のOBの天下りの場所でないかなんというような声も出てくるわけですけれども、私はそんなこと以前に、本当にこういう

でできます協会とが一体になつてこの事業を推進できるようにしてまいりたい。いわゆるお役所的な仕事でなくして、民間ベースのいいところも取り入れて本当に法律の趣旨を生かしてこの事業が執行できるような体制をつくってまいりたい。こういうふうに考えております。

○粕谷照美君 雇用促進事業団が半身不随だなんという御答弁を聞きますと、私はこれは大変な問題だというふうに思うわけですが、半身不随だったらハビリテーションにでも入れまして、きちんと健常な姿に直していただきたいというふうに思うのです。半身不隨だから次のものをつくる、次のものをつくるなんて、そういうことでは困るんじゃないのかという考え方を持ちますが、まあ、それは意見としてお聞きください。

それで、私は民間ベースでやりますとおつ

うに思いますが、まあ大したことではありません
というふうにお考えですか。私は多くなるという
ふうに思いますので、職員の配置なんかについて
は相当な配慮が行われなければならないのじやない
いんだろうかというふうに思います。そして先日
東京都内の職安の「心身障害者関係業務分担、施

いう段階になりますので、特に五十一年度におきましては職業紹介体制に万全を期してこの法の施行に当たらなければならぬということで、五十一年度の予算といたしましても専門的知識と経験を有します就職促進指導官の増員、それから民間の有識者等を活用いたします先生おっしゃいました職業相談員制度の充実と、さらには安定所における手話協力員の増員、それから障害者の能力の判定、適職の判定等を専門的に行います心身障害者職業センターの増設というような項目につきまして格段の努力をいたしまして予算化されております。今後とも一層努力をしていきたい、こう考

○粕谷照美君 ぜひその点はまた充実をしていました。
だきたいといふやうに思つております。

最後の質問になりますが、現在、社団法人の全国心身障害者雇用促進協会というのがありますね。一方また今回の法案にも同じような協会を設

船学級に行くなんといふこともありますけれども、職安においては一般的に身障者係というのは敬遠されるというようなことが言われておりますが、そんなことはありませんでしょうか。身障者係は職業紹介にとどまらず健全者以上に生活相談

最後の質問になりますが、現在、社団法人の全国心身障害者雇用促進協会といいうのがありますね。一方また今回の法案にも同じような協会を設立させようとしておりますけれども、この両者の関係はどういうふうになるんですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 現在あります協会はいわゆる何といいますか、協力団体でございます。で、今回この新しい法律によつてつくられます身

がこの法律の施行になりました場合、相当な業務団を引き受けることになります。ただ、雇用促進事業団は御承知だと思いますけれども、もう大変間口の広いいろんな仕事を持つております。ざっくばらんに言いますと、もういま半身不随みたいになつておられまして、私はこの身体障害者の雇用の問題を扱う場合に、これはできれば単一の機関で包括的にやらせるべきだと考えておりましたわけですが、いろいろな事情がありまして、なかなかかねまいませんので、できれば雇用促進事業団のこの担当部門と新しくこの法律によつて

者の審議会がございまして、ここに関係の代表の方が入っておられます。この法律案をつくりますにつきましても、身体障害者の関係各団体の御意見を十分拝聴しながら成案を得てまいったわけでござります。この法律によりますいろいろな事業を実施いたしますにつきましても、そういうた関係者の意見を十分反映できるような体制をとつてまいりますつもりでおります。

ロの広いいろんな仕事を持つております。ざっくばらんに言いますと、もういま半身不随みたいになつておりまして、私はこの身体障害者の雇用の問題を扱う場合に、これはできれば単一の機関で、包括的にやらせるべきだと考えておりましたけれども、いろいろな事情がありまして、なかなかかねがとういうふうにまいりませんので、できれば雇用保険事業団のこの担当部門と新しくこの法律によつて

見を十分拝聴しながら成案を得てまいったわけでござります。この法律によりますいろいろな事業を実施いたしますにつきましても、そういった関係者の意見を十分反映できるような体制をとつたまいるつもりであります。

ですから、この法律が十分に生きますように心から私自身も期待をし、協力をしていきたいというふうに思います。

この法律についての質疑、意見を私は終わりました。しかし、障害者問題については単にこの法律だけの質疑、意見ということではなくて、この社労委員会の場所でも総合的な立場に立ってやつぱりきちんととした討議を行いう必要があるんではないか。そういう考え方立って社会党としては積極的にその場所を持つような提案をしていきたいというふうに思、私の質問を終わります。

○片山甚市君 大臣に、この雇用促進の問題の前に、去る四月十日衆議院社労委員会で、わが党的多賀谷委員が、三公社五現業の労働者の労働基本権問題について質疑を大臣としておりまます。その質疑を踏まえまして、非常に原則的なことをお伺いしたい。

大臣はどうも國務大臣をやめて、この閣僚協の一員であるということから物を言わないことをもつて旨としておるようですが、非常にわが国の労働大臣というのは格が下がったというか、押し下げられたという感じがして、こういうところで話をしてもむなしいけども、むなしいけれど仕方ない、こういうことで質問しますので、余り気を張らずにお答え願いたいんです。

まず第一に、日本政府はILOにおける、いわゆる国際労働機関におけるところの条約、勧告等オーバーライズされた、そういうものについての諸原則を尊重してやるつもりはないのだろうか。大体ILOの勧告などというのは何の役に立つかといふような気持ちでいまおるんでありますから、お答え願いたいんです。

○國務大臣(長谷川峻君) 日本という国は、私は条約とか国際約束には非常にまじめに履行する民族だと、これはもう明治開国以来そういうくせでございます。いわんやILOもこれは発足以来日本がずっと加盟国となりまして、現在も常任理事国でございます。ここで討議されたもの、そこで

いろんな論ぜられたもの、これが日本の諸制度の中に、私はいろいろ国会などの御審議をいただきつつ、そしてILOにおいての条約も批准をして今まで至っている、こういうふうに思っておられます。

○片山甚市君 それではお聞きいたしますが、いまでILOがそれぞれの批准条約案を出しまして、そのうちわが国ではどのような批准状態になりました。そのうちわが国でどうのような批准状態になつておるのか、これについてまず担当からお答え願いたいんです。

○説明員(森英良君) お答え申し上げます。これまでILOで採択されました条約の数は百四十三ございますが、このうちわが国はすでに三十四条約を批准いたしております。加盟国全体の平均的な批准状況は三十三となつておりますので、平均よりは若干上回る実績を上げておるわけになります。

○片山甚市君 大臣は国際条約についてこれを守ることをわが国のいわゆる国民の美風というか、政策としてちゃんとやってきておる、こういうふうにおっしゃいました。しかし私たちが一九五七年のいわゆる第四十回総会における百五号の強制労働の廃止に関する条約、あるいはその前の五二年の百三号条約、母性保護に関する条約、あるいは一九七〇年になりますけれども、年次有給休暇に関する条約、近くは一九七四年ですが、がん原性物質及び因子による職業性障害の防止及び管理制度に関する条約などを見てまいりましても、重要な問題についてこれが進んでおらない。私たちには、わが国の労働行政の中でILOの条約を速やかに先進諸国と肩並べて実行するというようには見受けられないのですが、大臣はこれらのいふまでの問題になりましたこの条約についてこれからどうぞお聞きをいたします。

○説明員(森英良君) いま御指摘になりました各種条約につきましては、それぞれ若干の問題、国内法制との関係の問題でござりますとか、あるいは条約それ自体の解釈につきまして、なお不明な

点があるとか種々な理由でまだ批准に至つておらないわけでござりますが、いずれも今後慎重に検討をいたしまして批准できるものがあれば批准していただきたいというふうに考えております。

○國務大臣(長谷川峻君) これは、ILO条約というのはもうあなたとつくにおわかりのとおり、数が多いからといふもんじゃありませんで、それが定義がありますけれども、ソ連などの数とかあるいはアメリカの数などというふうなことを見ますと、これはやっぱり国内法制を整備しながら、そして国際条約というものをずっと守つていかれます。こういうところにこの国会でもILOの諸問題についての御討議の上に私たちは批准をしてきました。それが敗戦三十年にして平均よりも多く御審議をいただいて、ILOに行って批准し調印してきた、こういうかつこうでございます。

○片山甚市君 それではそれほど自信を持って国際条約というものの、特にILO条約については、率先をしていわゆる見本を示しておる、こういうような御答えであります。まず結社の自由問題を通じてドライヤー勧告が出ました。そのときに日本政府はどのように対応をとられ、今日までにその勧告されたことについては解消したと大臣はお考えでしようか、お伺いします。

○國務大臣(長谷川峻君) ILOのドライヤー委員会の報告及び結社の自由委員会の報告は、わが国の公共部門の労使関係の問題に言及しております。政府といたしましては、これらの報告に関しては理解し、慎重に対処してきているところであります。御承知のように、ドライヤー委員会の報告及び結社の自由委員会の報告は、わが国が結社の自由を奪われて、すなわち、団体交渉を止された違法な争議行為が行われた場合に、関係当事者が懲戒処分等を行うことは当然であつて、私はやむを得ないことだ、こう思っております。

○國務大臣(長谷川峻君) まあ、法律によつて禁止された違法な争議行為が行われた場合に、関係当事者が懲戒処分等を行うことは当然であつて、私はやむを得ないことだ、こう思つております。

○片山甚市君 ドライヤー勧告については私たちが結社の自由を奪われて、すなわち、団体交渉をする場所すら与えられないような中で次々と起つた問題が結局懲戒問題。こうしたことになつたことは御承知のとおりです。最高裁の判決等が出て刑事責任の形が出てから若干ずつ国内的な行政は緩みましたけれども、私たち個々の問題は触れませんけれども、ILOの一二次から一三次九次の報告について、それはいま大臣からお答えを願つたように、具体的な措置をとり、この一三次から一三九次の報告について、これを解消したというようによつて政府はとつておられますか、お答えを願います。

○政府委員(細野正君) いま御指摘ございました。政府といたしましては、これらの報告に関しては理解し、慎重に対処してきているところであります。御承知のように、ドライヤー委員会の報告及び結社の自由委員会の報告は、わが国が結社の自由委員会で御指摘がありましたような、懲戒処分の硬直性とか、変革性という表現を改めることでございました。第三次から一三九次の報告について、それは各当局が従来から事業の内容、事業の内容に応じまして公正に行うよう努めてきておりました。違反の程度の軽微な者につきましては、懲戒処分を行はず、訓告等にとどめていることは、これは各当局が従来から事業の内容、事業の内容に至つております。そういう意味で先ほど大臣から申し上げましたように、わが国の実情に対するILOの認識が深まってきたのではないかといふふうに考えておるわけでござります。

○片山甚市君 答弁については納得できませんけれども、このごろの情勢から見ますと、すなわち

昨年の十二月一日の政府声明以来、ILOのとつた措置、あるいはそれを受け入れた政府の態度が変わつて、国际的ないわゆる基準から外れて労働組合に対する弾圧を強めるといいますか、労働問題を治安問題と考えて対処しようとする動きが多く出ておるよう思いますし、政府はそのようなく考えに立つて、今回政府声明を出されたものであるのかどうかお答えを願いたいのです。

○国務大臣（長谷川峻君） 断じてそういうことはござしません。

○片山甚市君 大臣が断じてそうでないというの式的にも内容的にもその批准、実行が十分でない。こういうのがはだ身で感じてきましたから、いま大臣は、おれのところは一番しつかりやつておるのだというのであれば、これから百五号の強制労働の禁止の問題など、あるいは母性保護に関する問題など、年次有給休暇三十日ほどありますが、二十日などと言わないで外国並みに——外国というのは、御承知のように先進工業国的话です。いわゆる先ほどすぐにソビエトかどこか出して、なぞと言おうと思って予防線を張る、そういうやましいというか、こういうことをやめて、現実の問題として、やはりわれわれこれは資本主義社会使関係というものはマルクスが言うまでもなく、ちゃんと存在するところの原点に立つておると、それを一般——社会主義でも資本主義でも同じ労働運動あるじゃないかと言つても、それは労働の中では、資本主義制度の中の労働運動を論じておる。それをいつ――社会主義でも資本主義でも同じことを前提にしておる、こうしたことあります。そこで、いま私がお聞きしたら、大臣はわれわれの意見について耳を傾けるというのですから、そこで総理府にお伺いしたいのです。

せんだつて四月に十四日でございましたが、ILOの第二回公務員合同委員会でございますが、四月六日から十三日まで開かれまして、決議が一つと結論が一つ採択になっております。決議の方は、今後のILOの公務員関係における諸活動についてということございまして、内容的には、第三回目の公務員合同委員会の議題等を定めたものでございます。

それから結論の方でございますが、それは内容的には懸成の問題と、それから地方公務員の勤務条件設定の関係の問題、そういう内容を含んだ結論でございます。

その二つが出されているわけでございます。いずれも、これは公務員合同委員会としての決議なり結論でございまして、これを理事会に報告をいたしまして、理事会で今後の取り扱いが決まっていく、かような性質の決議、結論でございます。

○片山基市君 政府代表と労働者代表が集まつて結論を得たようであります。で、今回初めて決議及び結論という形をとったということで、私たちはこのうちの一般原則についてお伺いをしたいのです。

一般原則については、1に「懲戒規定の手続の準備、制度及び改正は、一九七五年の公務専門総会によつて採択された諸原則にもとづいて、公務員を代表する関係団体の参加を得て行うべきである。」こういうふうに述べ、2・3と統じて4に「ILOの諸原則と関連する国際基準によって保護され、一九七五年四月に開催された公務専門総会の結論から見て判断される、通常の労働組合活動を理由に、懲戒手続きを発動したり、制裁を加えてはならない。」こういうふうに六つある一般原則の中の二つを取り出すのですが、これらのことについては間違つございませんか。

○ 説明員(石田均君) お答えいたします。
私どもの方の翻訳で多少の字句の違いはござりますが、おおむねそりいった趣旨の内容を盛り込んだ一般原則というものが結論の中に含まれておるということは事実でございます。

○ 片山甚市君 参事官にお伺いしますが、若干の字句というところほどでございますか。

○ 説明員(石田均君) たとえば、ただいま先生が「公務専門総会」というふうにおっしゃいましたですが、私どもの方ではこれは「公務に関する技術会議」というふうな翻訳をいたしております。

それから、「労働組合活動」という言葉の前の修飾語でございますけれども、「通常の」というふうにおっしゃったようにお聞き取りしたわけでございますが、私どもの方は「正常な」という訳いたしてございます。そのようなことでございます。

○ 片山甚市君 それは原文の英文では、その言葉はどのように表現されていますか。

○ 説明員(石田均君) 英語では「ノーマル」という言葉になつております。

○ 片山甚市君 それですと、これは字引を引くまでもないけれども、正常とか、普通の、標準の、典型的な、こういう表現になるのですね。そうすると、これはどちらをとっても同じという意味ですか。意味が違うからそういうようにお答えになつている。私が申し上げたら、それは違うと言わなければならぬ理由があるようになりますが、なぜですか。

○ 説明員(石田均君) 訳し方の違いということが一つございますけれども、私どもの方は、ここは「正常な」というふうに訳するのが正しいのではなくかろうかというふうな気がいたしますので申し上げたまでございます。

○ 片山甚市君 大体、大臣、翻訳をすると御承知のように、田中さんがソビエトに行くと翻訳間違いをしたと言って、あわてて国会でも議論があつたように、いまも重要な個所で——政府と労働組合の代表とがジュネーブを行つたと、そして話をしてきたと、帰るときには持つて帰る文書について

て正常か、あるいは私が申し上げた通常というか、通常または普通のというか、で違つて、内容が全く異なるような議論が起るとすれば、非常に国際的な会議から受ける恩恵を少なくすると思うんですね。そこでそれについて問うものではありません。えていうと、そこに意見の開きが出てきますから、ここでそれについて問うものではありません。えてして、こういうようなことを出されておるのは何かということについてを忘れ、懲戒規定というのはきょうお伺いするんですが、公務員を代表する适当的な団体の参加を得て行うべきである——規定の改定ですよ、おわかりですね。一般原則では「懲戒規定及び手続の作成、制定及び改正は、一九七五年の公務に関する技術会議」——あなたが言うとおり言いましょう。——「によって承認された原則に従い、公務員を代表する適当な団体の参加を得て、行われるべきものである。」ということについて、尊重すると言つたから、もう大体尊重されますがね。尊重してほしいんですね。あれは大向こうをうなづけた話で、具体的になつたらおれは知らないぞということは大臣おつしやらないでしょうから、ひとつ言明のほどを。

○國務大臣(長谷川峻君) 専門家に答えさせます。

○説明員(石田均君) ただいまの問題につきまして、この一般原則の第一項につきましてでございますが、審議の経過そのほかを申し上げたいと思います。

この一般原則の部分につきまして議論をいたしましたときに、一九七五年の公務に関する技術会議によつて承認された原則という言葉は作業過程で入つてきました言葉でございまして、これは先生御案内のとおり、昨年の技術会議におきまして組合の参加という問題が大変な議論になりました。結論といつたまゝ、これは各国の国情に適した方法で行われるべきである、こういうことがうたわれているわけでございます。そのことを引張つてここに言っておるわけでございまして、それぞ

れ国情に適した方法で公務員を代表する適当な団体の参加という言葉を使ってございますが、もとよりの言葉はパートナーシップでございます。組合の意見を聞きながらやっていくべきである、そういう趣旨でございまして、各國の国情に適したことを御理解賜りたいと存するわけでござります。

○片山基市君 大臣、私は解釈論をやってないん

ういう人たちを信用できなくて、規定をつくれば、自分ら勝手にするんじやないかと、公務員と言えは、日本の国民のためにサービスをしておる、中間ですわね、非常に中堅部隊ですよ。こういうのは、被雇用主の意見を聞くというのは当然だ。こういうようによく世間では普通のことが、日本ではつべこべあれこれと何でも言うて、それで時間を延ばす。こういうことをやめて、——私は特術的なことを言つていません。こういうことを言つたら素直に受けて、それが、いわゆるこれがかららの論議でありますところのスト権問題とか、労働基本権問題などに対して温かい感じを受ける。そこで労働者も、うん、ちょっと考えようとか、こうなりますな。それから、いまおっしゃつておるのは、各国内の法制についてはずべてI—I-Oは加味されるようになつていますよ。すべてと大体なつてなくて、それそれ例外的な措置を認められておるんであります。私はこの長い間、昭和三十年以来公務員労働者、公労協の労働者、いわゆる公務に携わる人たちの団結権やあるいは団体交渉権や団体行動権といふストライキ権の問題について幾つかのしばりがあつた。いわゆるそれを一つ一つ国際的の場で、国際的な立場から解決してい

こうとう、国内的な運動もそういうことで非常に建設的な形をとり始めておる。とり始めておるんじやなくて初めからとつておるんですが、顧著になつてきておる。こういうときに、四月の六日から十三日に開かれた一番直近のホットなこと——大臣は出席しておりませんけれども、公務員という、公務ということになれば、全體の労働者もおりましよう、何團体でもおりましようから、それについてはひとつこれから取り扱い——そういう議論の話じやありません、十分に私の申し上げるようなことについて受けとめて善処していただけるものかどうか。これからは討議ですよ。われわれの意見を聞く。聞くけれど、聞き方にはいろいろあるぞというならわかるですけれども、聞かないという前提なのかどうか、懲戒規定に関する問題がありますから、お聞きをいたします。

○國務大臣（長谷川峻君） 一般論を申し上げますと、やっぱり労使が信頼し合うこと、あるいは組合の諸君の話を聞くこと、これはもう当然なことでござります。いまの具体的な問題になりますといふと、決議の問題とかいうことになりますと、これは外交上のこと、いろんな文書、分類などもありましようから直接に触れるわけにはいきませんけれども、それと同時に、この条約でも、どの条約でも、やっぱりそれをその国、国情に応じてものをやつしていると、こうしたことだけはお考えいただきなければならぬ。一般にただ原則論のほかにそれぞれの国情に応じてそれをやつしていると。しかし、組合の諸君の話を聞くことはこれはやぶさかじゃない、こういうことでござります。

○片山基市君 大臣、重ねてお聞きしますが、原則的にはこういう規定をつくるとときに職員團体の意見を聞くべきだという結論が導き出されておることについては尊重したいと。私は確認をして約束したいと言うのじやないのです。これから不信感を解消するための一里塚ですよ、この場が。そういうことですから、何も約束したから、大臣が言ふうたからできるのじやないが、これはまた、そういうことですけど、どこか、やがましくて反対するのがよ

○國務大臣（長谷川峻君）　話を聞くことはいいです。
おるんだから、文部省とか、もう寄つてたかって。
それはどうですか、お答え願います。
それほどぞも、やつぱりそれぞれの国情に応じて、い
ろんな法制が論ぜられるといふこともひとつお考
えいただきたいと、こう思います。

うことについては余り考へないと、私はそう思ひます。日本の國で懲戒規定問題についてが非常に大きな労働問題なのです、懲戒規定そのものにいて、本当は、いまあるのは、いろいろ言つてありますけれども。そうでしょう、スト権の処分にして、ドライヤー勧告から、ILO一三九次から一三九次までわたるんでも、生涯にわかつて懲戒が——労働運動したとかそういうことによつて、給延伸とか、いわゆる地位を下げたままとかいふのはいけないから解除する方法などを考えなさい」ということが一三九次から一三九次にわたるところの意見書なんです。そういう意味で皆さんの方ではそれを尊重したい、こういうふうに、一三九次報告——一三九次報告、こういうものについては尊重される、してきたいと、こう言つていまから、一番近いところで国際的にもこれから議論するんですよ。来年決めるんですから、総議論等に。来年がそこらで決めるんでしようから。まだ決まっておらないでしよう、きちんとそういう意味で結論は出でてる、こういうふうに事実確認をしておきたいわけです。どうですか。

○説明員(石田均君)　ただいまの御質問につきまして若干の問題があろうかというふうに存じますので一言申し上げたいのでござりますが、實はほども申し上げましたように、この公務員合同委員会といふのは、ILOにおきますところの産別委員会といふのがいろいろございますが、広意味でその一種でござります。そこでこういう論が出たということでおざいますけれども、こ決議、結論をござんいただきますと御理解いた

くというようなことにはなっておりません。来年の総会では公務員の労働基本権絡みの問題をやるということになつておりますけれども、その流れとこの会議の問題とは別個の問題であるということを申し上げておきたいと思うわけでございます。

それからいま一つ、これは先ほどお答えをちよと漏らしまして大変失礼いたしたわけでございますが、「正常な労働組合活動」というふうに訳した訳し方の問題につきまして先生の御指摘があつたのでござりますけれども、実は、この辺も、作業過程を御参考までに申し上げておきたいと思うわけでございますが、当初、労働側の代表の皆さんから出された原案には、争議行為を含んだいがなる組合活動についても処分をしてはならないんだと、こういう原案であつたわけでございます。これに対しまして、政府側といろいろ議論がございまして、そういう表現はよろしくないということでさんざん議論をした結果、「ノーマル」という言葉に落ちついた、そういう経緯があるわけでございます。したがいまして、違法な組合活動といったものについてはこの関連の中に含まれないと、うふうに私どもは理解をしているわけでございます。

大変申し落として失礼でございますけれども、一応、審議の経過その他から申しましてそういうことがあつたということを申し上げたわけでございます。

○片山甚市君 総理府がそういうように二つの問題を言いましたけれども、私たちはそれについて賛成するわけにはいきません。「ノーマル」という言葉をつくるまでの間の過程がそうであるということ。過程です。で、き上がったものはそういうこととでありますから、私たちが参加した者たちから意見を聴取してみて、普通の、通常のというようなことで、日常やられておる状態、日常やられておるんです。あなたはノーマルでないと、こうおっしゃる。大臣もそうおっしゃつておるけれど

も いまの公企体の労働者がストライキをしないで物が解決するようになつておりますか。ストライキをするということによって初めて動いておる。あなた首振つておるけれども、そういう状態ですから。これは賛成してもらおうと思いません。意見が違う。違うから話しているんですから合いませんよ。だから、私は、いま申された結論の1と、一般原則の1と4を一つ取り出してみても、これだけ違う解釈で労使の間で大きな対立が生ずる、こういうふうに思いますから、これは三公社五現業公務員労働者全体にかかる問題ですから明確に言つておきたい。私たちは「ノーマル」ということをノーマルに考えたい。平生のままに考えたい。あなたたちのように考えておりません。これはこれからいわゆる争いというか、皆さんとの間に大きな対立を起す言葉であろう。先ほどから大臣繰り返しおっしゃるよううに、国内の情勢に合わせて条約は批准するものであるし、考えるものだと、それをするんだと、こういうようにおっしゃっていますから、われわれは、政府がそういう考え方だということさえわかればいいんです。それに、肯定するか、わかりましたと言うか、それは別です。

そこで実はILO諸原則について十二月一日のいわゆる政府声明が出された以後、国際的な動向というものについては、そのことによつて尊重するということが変わったのか、十二月一日の政府声明は出されたけれども、国際的な動向についてはやはり今後とも尊重する立場なのか、もう尊重しなくなつたのか。先ほど尊重すると言われましたけれども、もう一度念を押します。

○國務大臣(長谷川峻君) 日本はILOの批准したものは全部尊重しているのです。しかし、その前にいろんな決議とか、いろんな話のある、こういうものはまだ話の段階でございまして、それは先ほど私がお答えしたように、たとえばドライヤー委員会の報告でも、わが国の公共部門の労使関係の問題に言及しておりますが、政府としてはこれらの報告に対して理解し、慎重に対処してお

あるということでおざいまして、いろいろな議論はあります。されども、批准されたものははつきりと約束を守ると、こういうことです。いまの話は意見の問題でございましょう。しかもそこで労使の諸君が話をされて、だんだん答弁を聞いても、おわかりのとおり、正常な、あるいは通常など申しますが、そういう労働運動の、労働組合活動には違法な行為はこれは含まれていないと、こういふふうに解釈されたという答弁がありました。私はやつぱりそれぞれの議論がそういうところでされたと、しかし、批准したものは日本は完全に守ると、そういうことでその区別だけはひとつ御理解いただきたい、こう思います。

○片山甚市君　それは、大臣がいまおっしゃるところは、正常な、ということがどういう言葉でできたかということから出でております。初めの方のいわゆる書いてない文章ですけれども、一九七五年、公務の技術会議ですか、専門総会において採択された諸原則に基づいて、公務員を代表する関係団体の参加を得て行うべきことという懲戒規定の手続及び準備、制度及び改正については、それは方向を示しておるわけです、方向を。私は繰り返して申しますが、こういうことについて尊重していく態度がなければ条約ができると批准をすることになりましても問題があります。すでに国際的に結論も出始めているときですから、これを尊重されると思いますと、こういうふうに申し上げておきます。いま大臣は、私たちの考え方を述べておきますと、こう言うんですから、それにとどめます。

○國務大臣(長谷川峻君)　先ほどから先生御指摘のように、十二月一日の政府基本方針がよく論及されておりますが、その中におきましても、その中の第三項に「三公社五現業などについて経営の

○片山甚市君　当事者能力というの、政府側、企業側の責任なのか、労働組合団体側の責任なのか、お答え願います。

○國務大臣(長谷川峻君)　これはやっぱり政府並びに制度の問題だと、こういうふうに感じております。

○片山甚市君　政府並びに制度というのは、制度をつくったのはいまのいわゆる議院内閣制と言えども、自民党政権といいますか、がつくるておるのでありますから、本當言えばそのまま自民党的責任というか、政府の責任であります。そこで当事者の能力が制約をされておるというか、ないにも等しいような状態があつて、団体交渉が進まない。いわゆる労働組合の団体交渉権が非常に大きな圧力をかけられておる。これを改善することがいわゆる労使関係の正常化の最も大きな問題ではないか。先ほどは、私は労働者のストライキ権の問題について、当然のこととして認めるべきだといいましたから申しましたけれども、今度はそれを保障するには、いわゆる当局の当事者能力というものについてきちんと確立すべきだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(長谷川峻君)　御承知のとおり、公企体においては争議行為が禁止されております。その半面、団体交渉制度及び公労委によるところの調停、仲裁制度が整備されております。だから、本来はストライキは私は起こり得ない制度だと思つているんです。それにもかかわらず、公企体においてしばしばストライキが行われる原因についてはいろいろあると思いますけれども、私としては、公企体の労使が事業の公共性をよく認識されまして、競争を公労法の定める手続に従つて平和裏に解決するという態度を確立すること、特に、その前提といたしまして法を守るという態

度を確立することが基本ではないかと考えます。いずれにしましても、これらの問題につきましては、去る一月二十日に新たに発足した公共企業等関係労務協議会の場で十分に検討してまいりたいと、こう思つております。

○片山基市君　いわゆる当事者能力を拡大をしていくということについては、一つ一つの労働問題が出たときに対処しなければ、法律的な改正をしてそういうことになればどういう解決がありましようか。いわゆる池田・太田会談でも、いままで民間の賃金よりも低い状態だったのが、民間の賃金にいわゆる均衡をとらせて賃金を決めようじゃないか、それで仲裁裁定の実施はしようじゃないか、政府が言えばそうなつたじやありませんか。制度じやなくて政府がそのようにやろうとすれば当事者能力は出るんじやないですか。制度と言いますけれども、それは政府が変えることができるんだけれども変えないという、労働者の基本権に対する、いわゆる基本権を奪つておること、そのままに置こうとすることではないですか、お答え願います。

○国務大臣(長谷川敬君)　いろんな運用の面でできることは今までやつてきているつもりであります。民間準拠ということで、とにかく公労委にかかるてきておる。だから、私はストライキなしでも、公労委にかけておられればそれこそ法を破らぬでも済む。それと同時に、先ほどから私申し上げましたように、三公社五現業についてはやっぱり今回の第三項に基づく経営の方及び料法定制度等を含む当事者能力の強化、この方法といふものを改めてこの際に考えていく必要がある、こう思つております。

○片山基市君　時間が来ましたから午後に譲りますが、いまいわゆる大臣が言つておるのは、今まで政府が労働基本権について、昭和四十九年の春闇で、一年半ほどかかって五十年の秋にはストライキ権についての結論を出そうではないか、こういうように申しておつたのが、専門懇をつくつて、それを理由にして延ばてきて、そして最後

れておる懇談会等を見ておりまますと、私たちの言ひ分で、勝手にといふか、また政府が好きな人を集めて好きなようにやつたんでは、これは労働者の意見を反映する場所がなくなる。労働者のいわゆる意見の反映ができるよう、政府と労働組合間の話し合いもさることながら、そういう配慮をしてもらわなければそれは引き延ばしただけに終わるだろう、こう思いますから意見を述べますが、いかがですか。

○国務大臣(長谷川峻君) 政府がつくるものに労使が入つて、そこでただやり合うこともこれはおかしくうござります。いずれにしましても、労使当事者の意見を十分取聽するようなことは当然である。また、そういう機会があればこあつせんするにやぶさかでない、こういうように御理解願います。

○片山基市君 私はあつせんじやなく、能動的に労働省がそういう場をつくるというか、そういうようなことをするのが、いわゆる調停や仲裁機関をつくって労働事案の紛争を解決していくことという、一つの省のサービスの一部だろうと思います。非常にいろんな意見に氣を取られて慎重な発言をされていますが、そんなことじやなくて、いまこういう時期になりましたから、やはり労働組合も全国大会を控えていろいろ方針をつくらなければいかぬ。そのときには、政府と労働組合の間にどれだけの違いがあるかということについて、十二月一日以降何回話したかといふと、三回か二回しか正式に話してないような感じであります、聞きませんけれども。もつとも頻繁に会おうではないか、大臣の方から寄つていくべきであつて、来たらやるわ、そういう冷たいことはいけませんが、もう聞きません、言つたらまた、これ時間延ばしてくれたらいが、地球は回つていていい、これが大切だと私は思います。一昨日の多賀谷委員に対するお答えはすべて一月二十日閣議で

決定した方針に基づきだんだんと努力しますばかりであります。だんだんと悪くなるのかよくするのか何にするのかわからぬけれども、だんだんといわゆる意見の反映ができるよう、政府と労働組合間の話し合いもさることながら、そういう配慮をしてもらわなければそれは引き延ばしただけに終わるだろう、こう思いますから意見を述べますが、いかがですか。

○國務大臣(長谷川峻君) 政府がつくるものに労使が入つて、そこでただやり合うこともこれはおかしくうござります。いずれにしましても、労使当事者の意見を十分取聽するようなことは当然である。また、そういう機会があればこあつせんするにやぶさかでない、こういうように御理解願います。

○片山基市君 私はあつせんじやなく、能動的に労働省がそういう場をつくるというか、そういうようなことをするのが、いわゆる調停や仲裁機関をつくって労働事案の紛争を解決していくことという、一つの省のサービスの一部だろうと思います。非常にいろんな意見に氣を取られて慎重な発言をされていますが、そんなことじやなくて、いまこういう時期になりましたから、やはり労働組合も全国大会を控えていろいろ方針をつくらなければいかぬ。そのときには、政府と労働組合の間にどれだけの違いがあるかということについて、十二月一日以降何回話したかといふと、三回か二回しか正式に話してないような感じであります、聞きませんけれども。もつとも頻繁に会おうではないか、大臣の方から寄つていくべきであつて、来たらやるわ、そういう冷たいことはいけませんが、もう聞きません、言つたらまた、これ時間延ばしてくれたらいが、地球は回つていていい、これが大切だと私は思います。一昨日の多賀谷委員に対するお答えはすべて一月二十日閣議で

この高年齢者の雇用率の制度は、実を申しますと、五十五歳以上の高年齢者に安定した職場を確保する。今度制定するのは六%か七%といふことで果たしてどうなのかという疑問を掲げました。しかし遠藤さんの方がそれでいいと言ふのですから、そう無理をせぬでいいです。後からまたやるゆるぐる回つておる間にひとつ御自分で解決せなければならぬよう記録上明らかになる。それで、それはいつまで、企業の規模はどれくらいのことでもこの雇用率6%、7%を達成するのか、大臣として所見を述べていただけませんでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) これは、いま申し上げましたように、高年齢者の雇用率は、これは努力目標としてこの雇用率制度を設けることにいたしたわけでございます。いまこの雇用率が六%、あるいは平均が一〇%というような御指摘がございましたけれども、実はそうではございませんで、これから向こう五年間の労働力の推移を見てみますと、全体の学効力が高齢化いたしますで全雇用者の中で占める高年齢者、五十五歳以上の比率が大体一〇%程度だと見込まれております。そこで、これは平均がそななるということじゃございませんで、そういう情勢だとしますならば、一体どれくらいにこの高年齢者の雇用率をしたら適当であるかということはこれから審議会でいろと検討していただき、その結果によつて雇用率を決定いたしたいと思っておりますが、仮にこれから五年間の経済成長率六%，その中での雇用水準、高年齢者の割合、こういったものを考えますと、大体六%程度ならばいま申し上げましたようなこの法律によりまして雇用率を制定し、これからの五年間の雇用率六%，その中での雇用水準、高年齢者の割合、こういったものを考えますと、大体六%程度ならばいま申し上げましたようなこの法律によりまして雇用率を制定し、高年齢者の職域、安定した雇用の確保といったような観点からは大体目的が達成できるのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○片山基市君 まあ、遠藤さんの方が大丈夫だと言つたんだから、一年くらいたつてみてからそなうなれば、本日食言といふか、見通しの悪い政事案だったことになるかどうか、お手並みを拝見することにいたしました。信用はいたしませんが、お聞きをしておきます。

と申しますのは、大体、先ほどよりハビリテーションの問題を話したときでもよいふんと看板と内容については寒い話ををして、私の方の柏谷委員の方からひやかされておりましたけれども、私はこの問題については、特に雇用率がいま一〇%現

に大体平均したら一〇%ということになつておる。今度制定するのは六%か七%といふことで果たしてどうなのかという疑問を掲げました。しかし遠藤さんの方がそれでいいと言ふのですから、そう無理をせぬでいいです。後からまたやるゆるぐる回つておる間にひとつ御自分で解決せなければならぬよう記録上明らかになる。それで、それはいつまで、企業の規模はどれくらいのことでもこの雇用率6%、7%を達成するのか、大臣として所見を述べていただけませんでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) これは、いま申し上げましたように、高年齢者の雇用率は、これは努力目標としてこの雇用率制度として考えております。たとえて申しますと、千人の企業があつて、平均年齢が二十六歳だ、一番上の最高の年齢が四十四、五歳というような企業が現実にありますけれども、そういう場合に、この法律ができる目標ということで、この法律の制度として考えております。たとえて申しますと、千人の企業があつて、平均年齢が二十六歳だ、一番上の最高の年齢が四十四、五歳というような企業が現実にありますけれども、そういう場合に、この法律ができる目標としてこの法律の制度として考えております。たとえて申しますと、千人の企業があつて、平均年齢が二十六歳だ、一番上の最高の年齢が四十四、五歳というような企業が現実にありますけれども、そういう場合に、この法律ができる目標としてこの法律の制度として考えております。冒頭私が申し上げましたように、この高年齢者の雇用率は言つてみますならば、現在一般的に行われております五十五歳定年を労働力の高齢化に伴つて、また人口の高齢化に伴つて当然六十歳くらいまで当面定年の延長をすべきであるということです。この数年来行政指導、いろいろな助成措置をやってまいりましたけれども、それに合わせましてこの定年延長を促進するための法律的な支えといふ、そういう意味合いでこの高年齢者の雇用率を決めるにいたしましたわけでございます。したがいまして、この法律が決まりました後、向こう何年間に、何年までに、たとえば昭和五十五年度までにこの法律に定める雇用率を達成しなければならぬ、こういう性質のものではございませんので、その点は御理解をいたさきたいと思います。

○片山基市君 この法律がいわゆる努力規定とい

うか、義務規定でないということでお話ししてあります
が、やはり大臣は失業ほど人生で悲しいことはない、こういふやうにおっしゃつておるんですけど
から、まして人生の大方を働いてきた人間がいる
いろな理由で職を失つておるということならば、
あなたの大臣の日ごろのお言葉ならば、むしろ義務規定にしてがんばれと言つてやるような社会の運営がほしいと思ひます。

そこで、いまだめだといふことがわかりましたが、この実績を見て今度雇用率をもう少し引き上げてでも、あるいは強制的にというか、義務的に雇用するような努力をしてみることは考えられませんが。いま約束せいとは言つていませんよ。実情を見て、やはり私はお年寄りがほけてくるのは仕事がないときですよ。楽園居という言葉で、よく死ぬといふ話ですが、激務をした人間がばはと職場を定年になると恩給をもらわないうちに死んじやうというのも、あれが大変です。ですからそういう意味でもこの強制的ないわゆる制度を導入するよう実情によれば考えられるでしょう。いまのところは必要ないんですよ。そういうことはどうでしよう。仮説はいけませんか。

○政府委員(遠藤政夫君) これは繰り返しにならぬかもわかりませんけれども、同じ雇用率といふ議論、法律用語を使いましても、先ほど来御審議ただいております身体障害者の待遇と高年齢者との場合はこれは本質的に性格が違うものでござります。身体障害者というのは、一定の人たちが交通事故なり労働災害なり、あるいは薬害なり、うつしたことによって身体に障害を来たす、そといった人たちの雇用の場をいかにして確保する、ということですが、人間すべて年をとつてきますと、全部百人が百人、一〇〇%高齢化するわけです。ですから、そういうものと身体障害者と同時に考えていただいては実は困るわけでございまして、これから昭和五十年代十年間の労働力の推移をこらんいただきますとよくおわかりいただけだと思いますが、だんだん高齢化してまいります

しかも、安定成長で経済成長率が仮に6%あるいは7%といいたしますと、昭和六十年で五千六百五十五万あるいは五千七百万という労働力供給水準が一応見込まれておりますけれども、その中で一体6%の成長で完全雇用が達成できるのかどうか、いろいろ議論はございますが、その中で、いわゆるいままで珍重されておりました労働力不足時代

に一つの努力義務ではございませんけれども、この定年延長を支える意味での雇用率と制度導入することにいたしたわけでございます。いまお話しになりますように、「これを強行するとか、強制的に義務づけるとか、そういう考え方をとるべき性質のものではないと、こういうふうに考えております。

○國務大臣（長谷川峻君） これは私からもお答えします。これはそこをねらつてゐるんです。六十歳として、その年金ね、そういう問題まで合わせて。それから、雇用率と言いましても、いままで身障者の場合でも努力目標だつたんです、いままでは。努力目標であつたけれども、あのバーセンテージが達成したんです。それから、この場合の率を決めるることはむずかしいというのは局長の御答弁でおわかりいただいたと思う。私たちには、いまもう一つ考えられることは、不況のときにつきに一番離職して再就職のむずかしい人は実をいと中高年齢者です。こういう人々は御案内のように、敗戦後の日本をここまで持つてきて、そして自分との子供たちを皆学校を出した人で。また、その

しあなたがおっしゃるようなことについて意見があるなら労働省の意見を述べ、あるいは機関誌で載せて、この雇用促進の法律が制定された意義やそういうことを言って、この会員が間違つても十歳以上の者、また、少し体の弱そうな者は首だけ切ると書いてある。そういう血も涙もないのがなあ資本家だけれども、ようわかつたけれども、ういい見本つくってくれています。こういうのい余りいただけません。もしそれが本当であれば、これ、上りますから、あればどうされますか。ういうことはよくないことだと、望ましいことないと思うのですが、けしからぬとかなんとかう前に、そういうことについてはどうでしょう。御意見を少し、これが事実とすれば、これを見

ますからお答えを願います。

○政府委員(遠藤政夫君) 定年延長につきましては、これはいろいろむずかしい問題がございまして、私どもこの二、三年来強力な行政指導は進めてまいりましたけれども、なかなか思うように進めません。そもそも、この定年延長を法律で決めるとか、役所が頭ごなしにこれをどうしろという指示をするというような性格のものではございませんで、あくまでこれは労使間の話し合いによつてこの定年制をどうするかということは決められることでござります。したがいまして、私どもとしては、この定年延長をばむいろいろな諸要素、要因、こういったものについていろいろ私どもの方の定年延長に伴うこういった阻害要因を除去するためのいろいろな指針、あるいは助成措置、省令措置、こういったものを強力に推進しながら、使用者と労働組合と話し合いをできることで、定年延長をしてもらいたい、こういうことを経営者団体にも、労働組合にもそれぞれもう幾たびとなく機会あることにお願いしてきてるわけですがござります。今度の法律も、この法律ができると、これを契機に、さらに一層、いう労使間の話を進めていただけのならば私どもは幸いだと思っておりますが、いま御指摘になりました資料は私承知いたしておりませんが、拝見した上で、そういうふた不適切な個所があればそういうことを是正するよう行政指導を進めてまいりたいと思つております。

○政府委員(遠藤政夫君)　国家公務員、地方公務員、員、こういった特殊な立場にある人たちにつきましては、國の場合も地方公共団体でも同様でござりますが、これはいま御指摘になりましたように、定年制の制度がございません。と同時に、地方公務員、國家公務員を通じまして公務員制度の性格なり、あるいは給与制度のあり方なり、こういった観点からこういった民間の企業と同じように雇用率というような制度を適用するにつきましてはいろいろ問題がござります。そういったいろいろな制度上の問題を解決した上でこの雇用率を適用することにするならば、その上でないいろいろかえって雇用率を適用したことによって問題が生ずる、こういうこともありますので、今回は從来の方式によりまして中高年齢者の雇用率制度をそのまま踏襲することにいたしたわけでございます。と同時に、これをいまここで同じような適用をしませんでも、定年制がないこと等からいたしまして、現実には國家公務員の場合も地方公務員の場合も五十五歳以上の人々の雇用率はかなり高い比率になっております。したがいまして、これは労使関係の問題もありまして、この雇用率を適用していくも、適用した以上の効果が實際には上がつておる、こういうこともありますので、今回はこういう措置をとることにいたしたわけでございます。

私がおったんですからこんなことを言う資格はないので、協約などで変えなきやならぬと思ひます。が、どうでございましょう、非常に殘念です、これは……。

○政府委員(遠藤政夫君) 実情を申し上げますと、私どもの方の職業安定行政に携わっている職員が全国で一万八千くらいおります。この中で十数年前から、三十四、五年當時から管理職については五十八歳で勧奨をすることにいたしております。現状もそうでございます。しかし、管理職以外の職員についてはそういった五十八歳という措置はとつておりません。まあ、こういった考え方には今後とも継続するつもりでおりますが、地方自治体のいま御指摘になりました問題は、地方財政の危機を何とか回復しなきやならぬ、立て直しをしなきやならぬ。まあ一部におきまして、地方自治体の規模に対比しまして職員の数が余りに多過ぎると、で、人員を削減しなきやならぬと、そういうことによって地方財政の危機を何とか切り抜けようと、こういうことから五十五歳で退職勧奨をしているところも一、二あるよう聞いております。これはまあ民間につきまして、当面六十歳まで定年を延長してもらいたいと、そういう趣旨でこの法律を今回制定することにいたしたわけでございまして、もちろん國なり地方公共団体が民間に率先して、こういう趣旨に沿つて措置をすべきことはもう申し上げるまでもございません。ただ、まあ、こういう特殊な例によりまして五十五歳定年勧奨をしている例があるということは決して好ましいことではございませんけれども、当面のこういった地方財政の立て直しというような観点からこういう措置がとられるということは民間と違いまして、たとえば五十五歳で退職勧奨をいたしましても民間の場合は六十歳からか年金がない、公務員の場合は五十五歳から年金がついている。そういうことから非常措置としてこういう措置がとられることがあるだらうと思います。決して望ましいこととは考えませんけれども、そ

いう緊急事態としてそういう措置が一部の地方公団体でとられている例があるよう聞いておりますが、これもいまの時点で特殊な事例としてはやむを得ない措置かと思りますけれども、全体の方向としてはやはり国、地方公共団体が民間に率先して定年延長といいますか、高年齢者の安定した雇用の場を確保するという方向で措置すべきものだと、こういうふうに考えております。

○片山甚市君 年金をもらわずに五十五歳から六十まで働くこうといふんですから涙ぐましい、うれしいこっちじゃないですか。感謝にたえないとわれにやいかぬ。やめたたら年金もらつてよそへ行つたら金くれるんですね、國家公務員とかなんとかいふのは、年金は別ですからね。どうでしょう。税金から納めている。ですから、私はそういうことを余り言いたくありませんが、ええものはええ、悪いものは悪いと、こうならぬようにならうですがと、まあ、言いません。それで闇議で少なくとも六十ぐらいは元気だったら働くようになると、逆に言うて励ましてやると、こういうのがこれから高齢者人口時代の政府の先見の明のあるところじゃないですか。もって、公務員などがあるの模範を示す。六十になつたらもうばけとるといふなら、そんなんだつたらもう五十ぐらいからばけとるんと違いますか。だから元気でいつでも働けるようにしてもらいたい。これは演説しておつたらまた時間がなくなる、あと五分ですから。

次に、実は今回民間に関しましてはこれまで中高年の職種別雇用率制度があつたのが廃止になりました、これは改悪だと思うんです。そこで職安の審議会の答申では、現行の制度の廃止に伴い不利を受ける者のないよう十分な行政指導を行えます。私の支持者がよくおる電通共闘などでは、電気通信建設業界などではそういうのがたくさん生かして努力しようとしておるところでも、事業主が本法の提案で冷たくなつてしまつた例もあります。私の支持者がよくおる電通共闘などでは、

何らかの特別措置を労使で取り決めてでもいいから、しっかりと働き続けるようにしてやれ、こういうよういうことと、努力規定ですからね、口先三寸の話みたいな話で、先ほどから、言うだけだというふうに御指導を願えぬだらうが、これはなくなつたといふことです。しかし労働省が言うんですから、やっぱり役に立ちますね、成田のお不動さんのお守りよりはずっと。そういう意味でも出してもらえぬでしょ、うか、相当効果があると期待をするんですが、いわゆる四十五歳以上についても雇用を促進するいわゆる四十五歳以上についても雇用を促進する

職種の達成にとどまっているように労働省の統計からお伺いしました。これは何とか改善をする方法はないでしょうか。お伺いします。

○説明員(望月三郎君) 官公庁につきましては職種別の雇用率制度を設定しまして昭和四十六年からこの指導をやつてきたわけでございますが、現状から申しますと、三十三職種につきまして約半数の職種について雇用率が達成されております。したがいまして、残るものにつきましても私どもが銳意努力をして指導に努めていきたいという考え方でございます。

○片山甚市君 銳意努力を具体的にどうするかと

問題について五十五歳以上にしほつた理由が、少なくとも定年延長が大企業で可能な限り引き上げられる。しかも厚生年金の開始までの間ぐらいは実族がともに安心できる働く場所を与えるといふことについて可能な限りと、いうことで二つあるのです。一つは、いわゆる国、地方自治体、公共企業体等では五十八歳等で、あるいは五十七歳ぐらいで退職勧奨しておるけれども、今日の情勢ではそれほど老化しておりません。そういう人たちに闇議を通して、できれば六十歳くらいまで働けるようにするように、國務大臣としての御意見を賜り、御決定というか、そういう意思が表明できないだらうか。もう一つは、いま申しましたようこ、一般的な会社に対する定年延長につけて

○國務大臣(長谷川峻君) 先ほどからお答えしておりますように、まだ、お互の年齢が延びていりまして、七十四歳女性、男性七十一歳といふ話もありますし、そして社会的経験、技能を持つ方々がやっぱり働く意思がある人が社会に参加するということが一番大事ですから、その方向に向かっていろいろ皆さん方の御意見を聞きながら、こういう制度の上にさらに前進させてまいりたい、こう思つております。

○小平芳平君 初めに、当面の二、三の問題点についてお伺いいたしたい。

長野県にある昭和電工大町工場で労働基準法違反があつた。その基準法違反を基準局と監督署が三月二一日書類差し戻したことによつて

さいまして、私どもはこの中高年齢者の職種別の雇用率を今回廃止はいたしましたけれども、それは先ほど申し上げておりますように、いま一番問題になりますのは、むしろ中高年というその中の高年齢者の雇用を確保するということがこれから的一大行政の課題だと、こういうことで今回この改正を行った次第でございますが、だからと聞いて、中高年齢者のいままでいわゆる選定職種等といふますか、六十歳歳重、中高年専向職種と、

最後になりましたら、いわゆる雇用対策法第二十一条により、事業所で五十名以上の離職が発生する場合には一ヵ月前に公共職業安定所に届け出ることになります。その実態はどうなっているのか。こういう法律をつくるのもよいけれども、現実に現行法でもこのことが生かし切れていない、こういうことについて御回答願いたいのですが。

雇用対策法によりまして、大量解雇の場合には安定所に一ヶ月前に届け出るということになつておる

ではございませんで、いま御指摘になりましたと
うに、審議会の答申にも付された御意見のように、
この趣旨を生かしながらこの選定職種を今後とも
中高年齢者についてはこういった職種が適当な職
種などと、こういう職種をさらに拡充していく、
こういうものにつきましてはできるだけ中高年齢者
者を使っていただく、先ほど申し上げましたよ
うに、そういう職種に若年労働者を使う、そういう
求人が来ればそれは中高年齢に振りかえるべき
だ、こういう指導をしていきながらいまの細趣旨
を十分生かして措置をしていきたい、かように考
えております。

ります。そこで、現状といたしましては、五十年、たとえば一月をとってみますと、届け出件数は三十八件に上がっております。そして離職者数は約四千七百名ということございまして、そのうち五十歳以上というのは八百八十人というような状況になつております。したがいまして、私どもはこういう離職状況を事前に把握をいたしまして、これらの方々の再就職につきまして十分努力をしておるわけでございます。まあ、しかし、今後若干明るさも見えてまいりましたので、このうな離職者につきまして適職に即しまして十分な再就職のあつせんということにさらに努力をしていきたい、こう考えております。

いいし、そうして働くべきやならないという義務でありますから、やめさせるということだけ、——やめる権利はありますね。五十五歳でも五十でもありますけれども、働きたい者にちゃんととそういうような手段をとるようにしてもらいたい。日本人の美風として働くことについて嫌悪感はありません。いわゆる強制労働はきらい、自分の意思に反することをやられることについては大変きらいでありますけれども、みずから働くことによって、あの満員電車で揺られても平気で来るこの勤勉な国民に対しては年老いて温かい配慮をするように大臣から結論としていただきたいんです。

監督を実施いたしましたところ、じん肺有所見を発見をいたしました。そこで会社に対しまして報告なし実施するように指示をいたしたわけですが、ございます。

同工場は、これを受けまして、その後の工場中でございます労使で形成しております衛生委員会におきまして、五十年健診の結果、有所見者九名いるということを労働組合側に示しまして、精密健診の実施について協議をいたしましたところ、組合側との間に、権威ある医師による読影組合側が主張するというようなことで、いろいろ交渉が持たれました。結論といたしましては、

同工場は、これを受けまして、その後の工場中にございます労使で形成しております衛生委員会におきまして、五十年健診の結果、有所見者、九名いるということを労働組合側に示しまして、交渉が持たれました。結論といたしましては、

合側は昨年の十二月に会社から千二百八十四枚のフィルムを借用いたしまして、労働科学研究所の佐野医師に読影を依頼したわけでござります。その結果、本年二月に入りまして佐野医師から九百九十三名の有所見者が認められるという回答が出てまいりました。

組合は、会社に対しましてまだ交渉を持つたわけでござりますが、結局、三月三日のトップ交渉で、会社側は組合に対して五十年のじん肺健診の結果、有所見者の数が八十二名、そのうち精密検査を急ぐ必要のある者が九名ということを組合に示して、それからまた所轄の大町監督署に報告をいたしたわけでござります。

そこで所轄の監督署といたしましては、直ちに

私ども監督署といたしましても、十分な把握が
できなかつたという点は反省をいたしております
が、昨年九月に行いました監督を契機にこういうう
事態が労使の認識を集めまして、そして事態が進
展したという経過になつておるわけでございま
す。

○小平芳平君 そう、監督を契機にと言いますけれども、これはもう労働組合が主体となつた長年のそれこそ大変な闘争の結果なんですね。第一、素人が考えてもおかしいと思うのは、今度のじん肺法違反といわれている四十八年の報告、千百九十三人の検査を行つた結果、異常なしという報告ですね。実際は八百十二人しかやつていなかつた。ですから基準監督署というのはそういううざさんなものなんですか。これで千百九十三人から八百十二人を引く、こんな大量の検査漏れがあつても報告書が出てきたら、おいそれとそれを受け取つて机の中へしまい込んでおいてそれで済むんです

九

○政府委員(藤繩正勝君) 私ども労働基準監督署
いたしましては、労働者の保護ということは最大の任務いたしまして、あらゆる角度から法違反がないように、あるいはさらに保護の実を上げるようになさることで努力をいたしておりますが、ございますが、どういたしましても監督官の能力にも限界がございますので、従来主として中小企業あるいは下請企業あるいは問題のあるところといふところに重点を置きまして、まあ一流の大企業であれば労働組合も十分監視機能を持ついらっしゃいますし、まあ、いろんな安全衛生の管理体制も中小企業に比べれば優れているというような観点から、労使の自主管理というものに信頼をいたしまして指導をしてきたというのが現実でございます。当昭電におきましても安全衛生委員会が持たれておりまして、労働組合からも半数の参加がありました。また、毎月開かれておるわけですが、そういふ企業の中で正規の報告が出てまいりまして、その数を信用しておったわけですが、結果においてはいま先生が御指摘のように、それは虚偽の報告である、あるいは診断漏れがあった、こういふことなどございますので、私どもとしてはこれを承知いたしましたときは大変驚きました、こういうことが、これだけの大きな規模の工場で行われておるということはとんでもない、ことだということから、異例の強制検査に踏み切りました。そうして送検をしたと、こういうことでござります。今後、私どもはこういった大企業といふ、ども有害物質を取り扱うというような事業場に対しましては、従来の態度でなく中企業あるいは零細企業ということだけでなく、こういふものに対してもびしひ必要な監督を行なう、処分をするという態度を、これをとつていいたいというふうに思うわけでござります。

○小平芳平君 労働大臣に伺いますが、いまの局長のお話は、中小零細企業はびしひ監督すると、基準監督をすると、昭和電工は大企業なるがゆえに出てきたものはすんなり受け取つて疑いも持た

なかつた、そんなけしからぬ話がありますか、

体。これは監督署からいただいた資料ですが、昭和四十八年「粉じん作業別労働者数」として、別表第一、第十五号が八百四人、同じく第二十号が三百八十九人、合計千百九十三人、合計千百九十九人の健診を、健康診断を実施した結果、すべて

千百九十三人とも異常はないかたといふ報告です。粉じん職場に千百九十三人の人が働いてゐる、しかも在職労働者数は一千六百九十四人となつておるんです。千六百人のうち、千百人の方は粉じん職場で働いている。そういうところから健診をした。しかも異常なかつたといふながら、何と先ほどの三百何人漏れていたということです。それが中小零細企業ならもうとつくに強制検査されたか

うですが、実は事務上のミスがあつたということを言われた。事務上のミスのゆえに三百何人漏れ

○政府委員(藤繩正勝君) 中小企業に厳しく、大企業には緩やかにというふうにお受け取りいただきますと私どもも困るわけですが、そういう意味でいたと言つた。そのことを組合の方にお伝えしたら、そんなことはい今まで言つたためしがないと言つていい。そういう姿勢をどう思いますか。

で申し上げたわけではございませんで、むしろ劳働基準法違反あるいは安全衛生法上の諸問題といふものは、えてしてやはり中小企業や零細企業に問題が通常多いと、そこで監督官といたしましては、できるだけそういうところに監視の目を注ぐと、大企業も、もちろんこういう有害事業場といふようなところでは問題があるわけですけれども、しかし通常の場合、大企業では管理組織もしっかりしておると、特に労働組合といふものが非常にしつかりしておられまして、まあ安全衛生委員会なんかで、先生御承知のように、半数は労働組合の代表が出るということになつておりますから

ら、そういうところで自主的な管理が中小企業や、

零細企業に比べてよく行われているというふうに、一般的にはそういうことで私どもとしては判断をしておったということをございます。

それから、じん肺というような問題は、何せ医師の判断にかかる問題でございますから、通常医

監督官が工場の中に臨検監督をしたという程度ではなかなか掌握できない。やはり専門の産業医が診断をして、そうして、こういうことでございますという正規の報告書が出ておれば、一応それを信用してきたというのが実情であります。

しかし、いかにいま弁明をいたしましても、事実はそういうものが起つたと、しかも所轄の監督署としてこれを把握できなかつたということ

は、まことに遺憾なことでございました。こういうことがあってはならない。今回厳しい措置をとりましたが、今後とも十分な監督指導を行う必要があるということを痛感いたしておる次第でござります。

○國務大臣（長谷川峻君） 小平委員がこの問題を
実地まで視察されて、いろいろ御警告をいただい

た、その御努力に敬意を払います。いま局長から答弁させましたように、このような事件が起こったことは、まことに残念なことでありますし、労働者の健康と命を守るということがもう労働行政の中で最優先すべきものであること当然でありますとして、今後は昭電に限らず、どこの大会社である

うとも強力に監督指導の実施をいたしまして、法違反があれば、厳正に責任の追及を行ふ所存であります。御理解をいただきまます。
○小平芳平君 それではその責任問題はまたあとでもう一つ伺うとしまして、この安全衛生委員会があるからと言いますけれども、じゃあ、この書類送検した、その責任追及は会社側の安全衛生委員会の担当者を全部含めて責任を追及しております。

いうものは事業者の事業主の責任であります。したがいまして、自主管理体制のあり方として、事業者の各段階におけるそれぞれの責任の明確化、あるいは組織的な管理を実施する必要上、ただいま申し上げましたような安全衛生委員会といふような組織もございますけれども、最終の責任は事業主自身が負うべきことはこれは言うまでもないわけであります。そこで、今回の措置につきまして、これは事業主及び事業主の責任において事を処理しておる担当者というものが被疑者としてこれは送検をされる、安全衛生委員会の構成員だからといって責任を追及するという形にはなっておらない、事業主の責任を追及しているわけでござります。

○小平芳平君 いや、そうすると、このじん肺法違反と、それから違反事実に対してだれが責任をとるということですか。

○政府委員(藤繩正勝君) 法律上の責任といったしましては昭和電工株式会社そのものの責任が一つございますし、それから現場の工場長、あるいは総務部長、人事部長、人事担当係長、こういう直接にこの事務に従事しておった者を私どもは責任者として検察庁に送検をいたしておりますわけでございます。

○小平芳平君 全部それは送検されておりますか。送検の対象になつていますか。

○政府委員(藤繩正勝君) 昭和電工株式会社が対象になることは当然でございます。それから、じん肺法の関係では大町工場長、それから総務部長、人事担当課長——先ほど係長と申し上げましたが失礼いたしました、課長でございます。それから専任の産業医が欠落しておったという点がございます。この違反につきましては、昭和電工株式会社はもとよりでございますが、専務取締役及び人事部長、こういった人たちを送検をいたしております。

○小平芳平君 そういうふうに全体の責任の追究を当然やるべきだと思うんです。単なる担当課長くらいが責任をとらせられて、そして実際の本當の意味の会社の経営責任者が責任を問われないと、ということはあり得ないんだと思うんですね。

それから次に、九人の異常所見者が発見されたということですが、これも一応会社の方ではそれなりの専門医師の判断に基づいて九人の疑いあるものが発見されたと言っているのです。会社が勝手に九人を拾い出したわけじゃないんです。ところが、労働科学研究所の佐野医師がごらんになつた結果、九人なんというもんぢやないと、先ほど御説明のあつた九百九十三人、対象者の八割、こういう大量の人々に異常が認められるというところからこれは問題になつたわけです。ですから、一方では九人と言う、他方では九百何十人と言う、そういうことではきわめて困ると思うんですがね、どうです。

○政府委員(藤繩正勝君) まさにその点が非常に労使の間で紛糾をいたしたわけをございます。

そこで交渉が持たれました結果は一応労働科学研究所にもう一遍全部読影をしてもらうということになりました。そしてその結果、その数は、最初有所見者とされました九百九十三名、その後さらに十六名の方が追加されておりますが、それがこの四月に佐野医師によつて二次健診が行われております。結果は近く判明すると思いますが、その結果、会社側からじん肺法十二条の申請を監督署にしてくるといふふうに私どもは思つております。このケースはそれで一応けりはつくわけです。けれども、一般論として、いま先生言わされました点は、事業所の産業医だけに任しておつたのではいけないんじゃないかという御趣旨だと思いますけれども、じん肺法に規定がございますようになります。こういった判定につきましては、それぞれ最終的には都道府県労働基準局にもじん肺診査医といふものを置きました、そして、何せ医学的判断の問題でござりますからそこで公正な判断をしていくという体制をとつておるわけでござります。

○小平芳平君 労働大臣、いま局長が答弁される
そこが一番の問題なんですけれどもね。会社側は
じん肺の疑い九人だと言うのです、労働組合側は
疑いが九百九十三人と言うんですというふうにい
ま答弁されますけれども、そんなばかなことがあ
りますか、第一。じん肺の疑いがあるかないか、
これは医学上の問題であって、会社側は九人だ労
働組合側は九百人だと。結局、その権威ある佐野
医師の健診がないことは、全く九人以外の九百
九十人の人は、それこそ公害隠しというののはずい
ぶん過去にありましたが、今度は職場災害隠しと
いうか、職業病隠しというか、そんだけしからぬ
態度が許されますか。

○政府委員(藤籠正勝君) 会社側のその診断と言
いますよりも、じん肺健診を怠つたり、あるいは
虚偽の報告をしたということはまことにけしから
ぬことございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、私ども
としては断固たる措置を今回とったわけでござい
ますが、ただ、問題は、佐野先生がごらんになつ
た数が非常に多いわけでござりますけれども、今
回改めまして、四月に、九百九十三名に先ほど申
し上げましたように十六名を追加して二次健診が
行われております。その結果は最終的にはまだ出
ておりませんけれども、四月の十九日に佐野先生
が記者会見を行われまして、現段階における感触
というようなことで発表していらっしゃいますと
ころでは、明らかに管理区分四と認められる者が
二名程度あるんじゃないか、それから管理区分四
の疑いのある者が三名ないし四名おられるんじゃ
ないか、これは療養を要するわけです。それから
管理区分三が四かわからぬ程度の者が二名くらい
おられるのではないか、あと慢性気管支炎と認
められる者が二百七、八十名おられるのじゃなか
ろうかというような感触を言っておられるわけで
ありますし、有所見ということがことごとくいわ
ゆるじん肺法上の措置を要する者ということには
つながらないわけでございます。その辺は医学上
の判断の問題でございますから、数の上でいろいろ

いうことを言つてござまかしてきたのが今までの会社じやないですか。

○政府委員(藤繩正勝君) 組合と会社と合意いたしまして労研の佐野先生にいま診ていただいたい

るわけでございまして、先ほど申し上げました數字も四月十九日の同先生の記者会見で現段階における感触ということでおつしやつておるわけなん

です。もちろん正式なものは今後明らかになると

いうことでござりますから、いま先生がおつしやいましたようなこともその後の経過で出てきていた

る数字だと思いますが、いずれにしましても、もちろん疑いが全然ないというようなことではなくて、むしろ何名かの疑いのある者がはつきり入っ

ておるということであつうと思ひます。いざれにしましても、その結果がはつきりいたしますれば労使の話し合いで会社が所定の手続で労働基準

局の方へじん肺の管理区分の決定申請をすることになつておりますから、それを待ちまして私どもの方としては管理区分の決定を行い、療養が必要な者に対する療養をしていく、労災補償をしていくと、こういう態度をとりたいというふうに思つておるところでございます。

○小平芳平君 元従業員は会社は把握していないんで

であります。いつ健診しますか。

○政府委員(藤繩正勝君) 今度の問題が起つていまして、私どもとしましては、現在大町工場で

働いておる従業員はもちろんのこととござりますけれども、退職者につきましても、それから下請の従業員につきましては、これは十分な健診と診断が必要だというふうに考えておりまして、さきに

そういった関係事業場に対しましてエックス線写真の撮影、それから過去にも実施された撮影があればその再読影というようなものを指示いたしました、それが現に進んでおるわけでござります。たとえば、いま退職者にお触れになりましたが、退職者につきましては、下請の退職者はもうすでに四月の二十六日から三十日ぐらいのわたつて行われたはずでございます。それから本社工場の退職者はこの五月の二十日から三十日までの間

にエックス線写真の撮影等を行つことが決まつてゐるというふうに聞いております。本工と同じようになつた者の措置をちゃんとしていきたい

といふうに考えておるところでございます。

○小平芳平君 下請の方も、下請の従業員の健康調査についても、これも三月一日、私が監督署へ行つたときに、署長から四人の書類を基準局へ送つたということを署長は言われているんです

が、型式も何も一切こつちは控えはとつてない

といふうな扱いになつておるんですか。

○政府委員(藤繩正勝君) 私どもはこの下請の者につきましては、一次の再読影を大町市立病院で

行い、二次の健診は信州大学でやつていただくと

いたは問題があるということで私どもの方に上

がつてきております。いまそういうふうに進行中

でございますので、必ずしも十分に把握いたしておりませんが、それぞれのところで一次健診、二

次健診をきつとやるようになつて進めさせてお

ります。

○小平芳平君 労働大臣、次のことを指導してい

ただきたい。第一に、粉じんのひどい職場が下請に任されているという、その実態です。それから

第二に、定年退職者が在職中も粉じん職場で働いていた人が定年退職してこの下請の組に再就職して、さらにひどい粉じん職場で働いているという

実態。第三には、どうも下請の方では經營者がびくびくしている。余りじん肺発生といふようなことと下請を取り消されやしないかといふような、

そういう実態です。これに対するお考えを伺いたい。

○国務大臣(長谷川峻君) 御指摘の問題がこのとおり書類送検までしていることでもありますし、

また、それに関連したいまの下請の話なども出ましたから、よく精査の上で検討してまいりたいと、

こう思います。

○小平芳平君 それでは、退職者には健康管理手帳のようなものを企業によっては支給しまして、

そうしてたとえば年一回というような健康診断をしているんですけど、昭和電工、何もやつていません。これはどうですか。

○政府委員(藤繩正勝君) 私どもは本社の工場の従業員だけでなく、いま先生おつしやるように、下請関連の工場の労働者あるいは退職者、そういう者についてもいわゆる企業の社会的責任においてこういう元請の、特にこういう大きな工場の場合、やはりできるだけ長く責任を持つてその健康管理を行うべき義務があるというふうに私ども思

います。そういう指導をしてまいりたいと思いま

す。

なお、いま健康管理手帳のお話が出ましたが、先生御承知のように法定の健康管理手帳というものがございまして、これはじん肺の場合には健康管理区分三の者、四の者は療養するわけござります。三の者につきましては健康管理手帳を、これは政府の方の制度といたしまして手交いたしま

ります。三の者につきましては健康管理手帳を、これが決まつているわけございますが、今後したがいまして、区分がはつきりすればそういう措置をとつてまいりたいと思ひますが、そういう制度的にははつきりしておる場合でなくとも、いまおつしゃつたような趣旨でできるだけこの昭和電工が

そういったところまでめんどうを見れるような、そういうことを私どもとしても行政指導をしてま

りりたいというふうに思ひます。

○小平芳平君 ジン肺の健診は三年に一回ですか、法律は。それ、長過ぎませんか、三年という

のは。

○政府委員(藤繩正勝君) 粉じん職場における健

康診断は原則として現在三年に一遍ということがあります。ただ、問題があればもちろんもつと頻繁に健康診断をすべきものでござります。な

お、このじん肺の現在管理区分、それからいまお話しがありましたその管理区分に見合つた健康診断のあり方、こういうものにつきましては、実は非常に從来から御議論がありまして、果たして現

数もたつたけれども、見直しが必要ではなかろうかということで、先般来じん肺審議会におきました

ても労使それぞれ、それから各専門の方々の間でか

なり精力的な検討が進められております。私どもは、来年度あたりには改正も必要があればやらなければならぬ、いまの制度を全部洗い直して必要

な改正を行つべくいま努力を重ねておる最中でござります。その中で十分検討いたしたいと思いま

す。

○小平芳平君 従業員も三年に一回では長過ぎる

ということを感じますし、それから健康管理手帳

はいま説明されるそういう意味の健康管理手帳で

はなくして、全部の人に会社がもう自分の方で渡す

わけです。しかも三年に一回なんといつたら、このじん肺にしろ、がんにしろ、もう気がついたときは遅いわけです。ほんとども気がついたとき、病名が決まつたときには死を待つというよ

うな例が余りにも多いわけです。したがつて、退職者の方に対しても絶えず所在を確認をするなり、あるいは希望によつて健診を受けられるようになります。

○小平芳平君 おお、なるほど、これに対するお考えを伺いたい。

○政府委員(藤繩正勝君) こういう有害物質、あ

るいは粉じん等によつて起こります疾病につきま

しては、できるだけ濃密な健康診断をやり、従業員の健康管理の完璧を期する必要があるということは当然でございます。そういうことで現行の制

度がでけております。で、いまおつしやいますよ

うに、常時粉じん作業に従事する労働者につきましては三年でござりますけれども、しかし健康管理区分がすでに管理二、あるいは管理三である者は

一年といふふうなことで現在もなつておるわけ

でござります。しかし、それで果たして十分かどうかということは先ほど申し上げましたように非

常に最近において議論をされておるところでござります。そういうことでござりますので、いま先生の御提案もござります。専門家の方々と十分そ

の辺を検討を加えまして、必要があればこういつたものも見直していくといふ前向きの姿で取つ組

んでいきたいというふうに思います。

○小平芳平君 大臣戻りますか、すぐ……。

りいいです、これだけの就労者名簿がありますからね。これは基準局でも力を入れてお調べになつたと思んます。ところが、松尾鉱山の健康診断は、もうとうに廃鉱になつておりますから、健診は四十七年四月に一回行われただけであつて、しかもこれだけの名簿がありながら全員の人が受けません。六十一名が受けただけです。その後、健診をしてほしいということを関係者から三基準局へ申し入れているんです、さっぱり駄目でありますからね。本省次第だとうようなことを言つてゐるそうですが、いかがですか。

○政府委員(藤繩正勝君) 先生十分御承知のように、労働者の健康診断の責務といふものは事業主にあるわけでございまして、安全衛生法上の健康診断もすべて事業主にその義務を課しておるわけがござります。いま問題になつております松尾鉱山の場合は、大変殘念なことながら相当前に松尾鉱山がすでに廃止されてしまつて、すべての方々が離退職されておる、つまり元労働者でござりますから、法的に申しますと、いま申し上げました通り事業主の健康診断義務といふものは存在はしないわけがござります。ただ私どもとしましては、雇用期間中その労働者に健康上有害な業務に従事させたというような事業主、あるいはその事業主の承継者というような者が現に存在をしております場合には、法律上の義務はなくとも、できれば诊断の実施を指導するなどと一貫してやっておいでござります。四十七年に健診をやつたではないか、その後やられていないで法律上の責任者がいないということでござりますから、事態が非常に深刻でもございましたのでもう十七年の場合にも、そういうことで全部元労働者健診、それから松尾鉱山の場合は労災で負担

いたしまして、労働基準局が異例の措置として直接の健康診断を行つたわけでございます。その後、その診断の結果、必要なものについては労災保険給付等を行つてまいつてきておりますが、今後におきましても、そういう業務上の疾病に罹患している疑いがあるという者がおられますならば、労災保険給付の請求を行ふよう指導致してまいりまして、そうして請求が出てまいりましたならば、必要な場合には私どもの方で精密な検査も行いますし、業務上の疾病に罹患している者については逐次所要の補償を行つてしまいたい。現にその後も、最近におきましても何人の方々の補償を行つてきているわけござります。したがいまして、監督署の方にそういう請求が出てまいりますれば、私どもとしては今後とも対応をしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○小平芳平君 大臣呼んでくださいよ。——異例の措置でやつたのですから、その後必要があればと言われておりますけれども、異例の措置は一回だけその後行われてないんです。ですから異例の措置をもう一遍やつてほしいということです。

こうした名簿を見ただけでも、未成年者を立て——これは基準法施行前の昭和十年の写真です。これごらんください。(写真手渡す)

まるで小学校出たての坊やも婦人も全く同じかつこうをして作業をしておりますから。こういうことももう時期的にそれは過ぎたことだと言われるでしようが、とにかくひどい作業をやらしたという姿をごらんください。その写真で。その坊やもいまはもうすでに相当な年齢の人になつてゐるんですが、そういう作業をした人たちがいまなお健康の障害を訴え、しかも日本鉱業自体は現存してゐるんですから、果たしてどういう異例の措置になるか、もつと労働省は積極的に取り組まなくちゃならぬと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(藤繩正勝君) 先生、十分御承知の上うに、松尾鉱山は昭和七年から操業をいたしておりまして、戦前ずっと操業をしておるわけです。戦後も二十九年まで日本鉱業がやってまいりまし

が、三十三年まで何らかの形で操業が続いております。その後他の粗鉱権者に操業を移しております。たわけでありまして、往年の期間を含めましていろいろな形態の労働が、坑内労働があつたのかかもしれません。ただ、私どもの承知している限りにおきましては、久保田重光先生が四十七年に健康調査をやられました限りにおきましては、女子が就業しているという事実はありましたけれども、年少者については必ずしも承知をしておらないのであります。いずれにしましても、女子あるいは年少者の労働ということと基準法に触れる問題もありますが、先生がいまおっしゃいましてたように、現時点ではすでに時効の問題になつておるというようなことでござります。そこで、そういう過去のことは過去のことでも、現在こういう状態にあるならば、異例の措置と言わぬで、労働者はもつと前向きにこれと取つ組むべきではないかというのがいまの御主張でございます。私どもは、先ほどお答えしましたように、異例の措置でやりましたけれども、現時点でも、もしそういう心配がおありの方はどうぞひとつ監督署の方に請求をしていただきますれば、先ほど申し上げましたように、必要な精密検査をやってまいりたい。そして労災保険法施行前の事案であれば、これは要件を満たしておれば労災補償をしていく。それから、たとえ労災保険法施行前の事案であっても、これはなおひとつ法律を超えて必要な治療費を支給する、あるいは薬費を差し上げるというような措置もとつてきておることでございますから、どうぞひとつ御相談をいただきまして、私どもとしても積極的にそういったものに対応していく用意がございますので、御了解を願いたいと思うところでございます。

す、その当時の従業員の方が、そして、この基準局の名簿を集計すると二百四十四名になるんです。そのうち四十七年四月の健診は六十一名しか受けないんです。ですから、もっと精密健診を受けたい人は当然受けると、これは労働大臣、便宜を図りますとはつきりおっしゃってください。

○國務大臣（長谷川峻君）局長からもるる御答弁があつたと思しますけれども、こういう方々は基準局の方に、監督署の方にお申し出いただきますれば、所要の手続をとつて精密検査でも何でもいたします。私の方はいまこういう、かつて昭和十一年の写真を拝見しましたけれども、從前はこういう事業所だけでなくいろいろなところにいろんな問題があつたと思います。しかし、こういう法律ができると今日は、しかも非常にいろんな問題があるときですから、積極的に前向きの姿勢でこたえていくというのが労働省の姿勢でございますから、その場所、場所にひとつお申し出のほどをお願いします。

○小平芳平君 それから先ほどの昭和電工は、ちょうど大臣席を立たれましたので、私が申しましたことは、元従業員、退職者に対する健康管理といいますか健診といいますか、これも十分企業が責任を持ってやらせますと、そういう退職者に對しても下請に対しても、そういうふうにやってください。

○國務大臣（長谷川峻君） これはおっしゃるとおり全部やらせます。

○小平芳平君 では、ちょっと時間がおくれましたがあが、身体障害者雇用促進法関係で一、三質問をいたします。

最初に、この雇用率について、それで、これは先ほど柏谷先生も指摘しておられたのですが、民間一般事業所におきましては、一・三%になつています。それから官公庁につきましては非現業だみたい、雇用率について。

○政府委員（遠藤政夫君） 現在の現行法の規定のもとにおきましては、この身体障害者の雇用率は及び地方公共団体と民間企業に分けて御説明いたしました。それから官公庁につきましては非現業

○小平芳平君 それは先ほど御答弁がありましたが、官公庁の一・六、それから一・七、それから民間事業所の一・三%ですね、これは労働省はあります、西ドイツとかオーストリアとかイギリスとかフランスとか、そういう国の例が調査室の資料に出ておりますが、こうした国に比べて余りにもお話しにならない率だということを御承知ですね。

○政府委員(遠藤政夫君) 確かに正確な数字はここで、いま手元に資料を持ち合わせておりませんので記憶いたしておりませんが、西ドイツがたしか六%だったかと思います。西欧諸国はこの身体障害者の雇用率を定めておりまして、かなり高い率になっております。それに対しまして、わが国の場合、現行が一・三%、官公庁で一・六あるいは一・七、かなり低い率になつておりますが、これは先生御承知だと思いますが、身体障害者の雇用問題、雇用率の規定ができましたのはヨーロッパ諸国におきましてはいわゆる第二次大戦後の戦傷病者の就業問題が非常に問題になりました。そういった観点からこの雇用率が定められてしまいまして、日本の場合は幸いに国内におきましても、日本は幸いに国内におきましてはこういった戦傷病者といったような問題がヨーロッパの各国に比較いたしますと比較的軽微でございまして、そういった関係もございますし、この雇用率を一・三%と定めましたこと、ないしまでのこの改定におきまして、この一・三%はこのまま一・三%でいくのか、あるいは雇用率を引き上げるのか、現在いろいろ検討いたしておりますが、この雇用率をどれくらいに定めるのが適当である

の、政策的に妥当であるか、こういったことは現在の身体障害者の状況、その中で就業希望者あるいは雇用の希望者、こういった人たちがどれくらいあるのか、それをこれから雇用率を定めます場合に、一体どのくらいの雇用率にすればこういう人たちの就業を確保できるか、こういった観点から雇用率のいわゆる数字の算定をすべきだと考えております。したがいまして、ヨーロッパと日本を比較して、ただ単純に比較いたしまして、低いからどうだということにはならないかと考えておるわけでございまして、この法律が施行されまつ段階におきまして、これは当然審議会におきまして、この雇用率をどうするかといった問題は審議会の答申をいただいた上で策定することになるわけでございますので、これから身体障害者の雇用を実質的に促進していくために適正かつ妥当な雇用率を設定してまいりたい、かように考えております。

○政府委員(遠藤政夫君) 私どもが身体障害者の問題を考えます場合に、いま小平先生御指摘になりました考え方、基本的な姿勢、全く私も感同でございます。身体障害者を、何といいますか、弱い者あるいは同情すべき者、そういった差別的な感情、感覚でこれに対処しようとする事、これはこれから身体障害者の雇用政策を進めていく上で考えを新たにすべきだと、私どもかよう考えております。

先ほど申し上げておりますように、今回の改正で、新しく「二条の二」と、「二条の三」というところで、企業の責任、身体障害者自身の努力規定、こういったものを設けましたのも実はそういうことをこの身体障害者対策の出発点にしたい、いま先生のお述べになりましたよう考え方をこれを基本的な哲学としてこれから政策に取り組んでいきたいたい、こういう考え方でこういう規定を設けたわけでございまして、全く同感でございます。

○小平芳平君 次に、公表制度ですね。計画変更勧告や適正実施勧告に従わない者は「公表することができる。」ですか。これはそういう勧告とか計画変更とかいうことを経るまでもなく、実態はこうですとということを官公庁も含めて公表するのに何がおかしいですか、それは。

○政府委員(遠藤政夫君) 官公庁につきましてはこういった規定を待つまでもなく、先ほども大臣から具体的な官公庁名をお挙げになりましたが、機会あるごとに公表ということに当たるかどうかは別いたしまして、公の場で正式に公表いたしておるわけでございます。民間の場合は、これは昨年の場合も申し上げたことでございますが、公表制度を今回法定いたしましたことも公表することそのこと自体が目的ではなくて、こういった制度をとることによりまして企業の理解を深め、この法律によりますこういった義務を履行してもらう。で、そのためには、とにかく結論として雇つてもらうことが大事なわけでございます。身体障害者問題に理解を深めて、身体障害者を一般健常

者と同じようにその能力を適正に評価して雇つてもらひ、こういうことが究極的目的でございますので、そのためには雇用率を定め、それに達成しないものについては採用計画をつくらせる。あるいはそれが内容が不十分であれば勧告、是正させることで、公表することそれ自体が目的じゃない。こうしたことからそういう手順を踏みまして雇用率を達成してもらうよううな努力をしてもらひ。その努力に対して役所の側もできるだけの援助をしていく。こういうことによつて身体障害者の雇用を具体的に進めていくと、こういうことでござります。

○小平芳平君 それは雇つてもらうことが目的だということともよく御趣旨はわかりますが、これはどうですか、納付金は。そうすると、納付金を出せば事は済むわけですか。あるいは納付金といふのは一体罰金なんですか、協力金なんですか。それとも、一、幾らこれ予想しているんですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 今回の法律改正の一つの大きな柱になりますこの納付金制度を採用することにつきまして、実は昨年の八月以来この構想を立てました当時から法制的に一体こういうことが可能かどうかということで大変な議論の焦点になつておつた問題でございます。まあ民間から金を強制的に徴収してこれを何らかの費用に充てるということは、強制徴収という方法によります金は具体的に申し上げますと、税金で取るか、あるいは社会保険の保険料として取るか、この二つのいずれかしかございません。それ以外で民間から金を取るという場合は受益者負担とか、あるいは任意的な共済制度の場合とか、こういうものに限られておりまして、今回のこの納付金制度のようないすれかしかございません。それ以外で民間から納付金がいま御指摘になりましたように一体どう

いう性格のものなのか。協力金なのか、罰金なのか、あるいは税金的なものか、こういう点で大変な議論のあった問題でございます。私どもはこの納付金を実はいま御指摘になりました罰金とは考えておりません。そういう性格のものではございません。

す。その義務づけられた雇用率未達成な企業に対しては採用計画の作成を命ぜ、採用計画を故意に作成しなかつたりあるいは怠つたりしますと、これは刑罰の対象になります。

そういうことで納付金を払ったから、納めたから雇用率を免れるという性質のものではございません。

す。それから4にこきましては従米やつていたことでござります。5もそうでございます。それから6につきましては、もちろん従米からやってきてたことでございますが、さらに充実をさしてやつていきたしとこりとござります。
以上でござします。

○小平芳平君　ちよつとよく聞きとれなかつたん
ですが、この雇用促進協会の行う業務ですね、こ
の中で新しく始めるものは何かといふことを御指
示したいと、かようになっておるわけでござい
ます。

いろいろな機械設備をやらなきやならぬ、改善をしなきやならぬ、あるいは職場環境の改善をしきやならぬ、あるいは人事管理の面でいろいろな管理的な経費が一般的の場合よりは大きくなる。こういった身体障害者を雇うことによってその能力に適応した賃金を払って、なおかつそれにプラスアルファの費用の負担がかかる。そういう身体障害者を雇うことによって費用の負担の増大分を、これを経済的な企業間の雇った企業と雇わない企業との企業の負担の調整を図つていかなきやならぬ。こういうことがこの身体障害者雇用問題についての企業の社会連帯、連帯責任ということから出発いたしましてこの費用の負担の調整を図る。そういう趣旨でこの納付金を徴収して、一定率以上に雇つた企業に対してこの雇つた数に応じて調査金を支給する、こういう考え方をとったわけでござります。まあ言つてみますならば一種の雇用保護政策のものをお考えいただいて差し支えないと何いかと、こういうふうに考えております。

そこで、一方こういう制度をとりますと、じや、金を払えば、一定率以下の身体障害者しか雇つてない、雇用率未達成である、その場合に納付金を払えばもうそれで雇わなくていいんじゃないかい、まあ言つてみれば一種の免罪符になるんじやないかといふような御指摘もござります。しかしながら、これはいま申し上げましたように身体障害者を雇うことによって生ずる経済的な負担の調整といふ考え方、そういう性格のものでございまして別個にこの新しい法律の体系の中では納付金を払うことと扱わないとしかわらず、一定の雇用率にいたる強制的な法的な義務が課せられておりま

○小平芳平君 幾ら、金額。
○政府委員(遠藤政夫君) この納付金の額につきましては先ほど粕谷先生からもお尋ねございましたように、いままだいろいろと検討いたしておりまして、確定的なことを申し上げる段階ではございませんが、まあ、いろんな御意見がありまして、一応一人月額三万円程度と考えますと、年間大体六、七十億ぐらいの収入、これをもとにした障害者雇用促進のための事業が実施できるんではなかろうかと、こういうふうに考えております。
○小平芳平君 ちょっとはっきりしませんけれども、次に、どうも粕谷先生、先ほどやられたことと重複しますけれども、身体障害者雇用促進協会ですか、これは便宜このいただいた資料の要項で指摘していただきたいんですけど、こういう協会をつくりつて次のことをやろうということのようです。が、この協会の業務として挙げられていることは、労働省が直接間接にやっていることだと思うんですが、この中で特別今までやつていなかつたことで、特に協会ができることができるなどということがありますか。

○説明員(望月三郎君) 九ページの(1)のところと業務が列挙されてございますが、この中の1が労働省が生まれることによって新しく行われる事業でございます。それから2もそうです。それから3は從来からやっていたことでござります。

○政府委員(遠藤政夫君)　この要綱に掲げてござります新しくできます身体障害者雇用促進協会の業務はいま課長から御説明したとおりでございましますが、今回の新しい納付金制度を採用いたしまして、これを原資にした新しい事業を実施する、これは雇用促進事業団をして行わせる、こういうことになつております。私どもは、当初はこれは身体障害者の雇用対策を統括的に、統一的に強力に進めらるためには、一つの特殊法人をつくりてこれを所轄させることが適当ではないかと、こういふふうに考えておひまつたが、新しい特殊法人をつくることが適当でないと、こういうことで雇用促進事業団をして行わせると、こういうことになつたわけでございます。雇用促進事業団は現在非常に広範囲な事業を、膨大な業務量を抱えておりまして、私どもせつからくいろいろ新しい身体障害者の雇用を進めるための制度をつくりますにつきまして、こういう雇用促進事業団の中で種々難多なるのと一緒にやるということにつきましては非常に残念でございまして、やむを得ませんので雇用促進事業団をして行わせることにいたしておりますが、その雇用促進事業団の業務の一部として行なわれるものと、新しくこの法律によつてできます課務、こういったものを統一、包括的に実施させて体制をとりたい、こういうことでこの法人が設立されることとなつたわけでございます。この中では現在雇用促進事業団でいわゆる国営の業務の委託を受けさせてやつておりますもの、雇用保険の雇用改善事業として実施いたしておりますもの、そぞろにいつたものも類似のものがございますが、そぞろに

それから、「雇用促進協会は、事業主の団体であつて身体障害者の雇用の促進に係る事業を行ふもの等を会員とし」となっているんですかが、これはどういうものが会員になつて、運営は会費でやるのか、雇用促進事業団からどの程度の援助がなされるのか、そういう点はいかがですか。

○説明員（望月三郎君）先ほど九ページで御説明しましたが、1の「身体障害者職業生活相談員の資格認定講習」というのが新しくこの改正法によつて相談員制度ができますので、その講習をこの協会が実施するということでござります。それから2の「国からの委託を受け、労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を行うこと」ということで、これから重度対策ということで新しい形の職業訓練をやつていこうということを構想をして持っておりますので、それらをこの協会に委託をして実施をしたいということでございます。それから3番目は、これは現在の協会としてやっておる事項でございますが、中身としては新しいこういう協会ができれば、従来にも増して中身も濃くやっていきたいということでござります。それから4につきましても、従来からやつておる事業でございます。それから5、6につきましては、従来の事業でございますが、新しい雇用促進事業のために、それらの事業につきましては、私は委託費という形でその費用が交付されるとこでございまして、本來の協会としての業務とどうものにつきましては従来と同じような方式でございまして、本來の協会としての業務と会費その他によって賄われるという原則的なた

まえで運用が行われるということにならうと思ひます。

○小平芳平君 会員は。

○説明員(望月三郎君) それから会員につきましては、主として都道府県単位で現在もうできておりますが、民法法人その他任意法人で全国の四十七府県のうち四十三府県がすでに成立しておりますが、都道府県単位の身体障害者雇用促進協会というのがございます。これが主たる会員になるわけでございます。

○小平芳平君 どうしてそういう必要があるかということをお尋ねしているのですが、たとえば十ページの2「国からの委託を受けて、労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を行なうこと」。職業訓練校は現在あるわけでしよう、身体障害者のための職業訓練校があるわけでしょう。そうすると、わざわざ協会で開く訓練校というものをどうして別につくる必要があるのかですね。それから会員はそういうふうにして都道府県にある促進協会が会員で、その人たちから会費を集め協会が運営されるというわけですか。そうすると、相当地会費を納めないとならないですね。

○政府委員(遠藤政夫君) 第二項の、委託を受けた身体障害者職業訓練校の運営という条項がござりますが、現在身体障害者の職業訓練校は国がつくりましてこれを都道府県に運営を委託しておりますのと、それから国が補助をして都道府県に設置運営をさせておりますとのございます。こういう形で実態は運営はすべて都道府県が運営をしているというのが実情でございますが、これらいろいろ身体障害者の教育訓練の体制を整えてまいりますと、必ずしも都道府県に全部運営を委託するということがむずかしい事態が生じてまいります。かといって国が直接直轄運営するということは、これは事実上いろいろ問題がございまして困難でございます。そういうものでここに新しくできます協会に運営をさせていこらう、こういう考え方でございまして、この点は身体障害者の職業訓練校の運営の新しい方式をここ

に一つ導入したわけでございます。

それから協会の運営の費用につきまして、こういった事業をやるについてもしこれを会費で賄うのであれば膨大な会費が必要ではないかというお尋ねかと思いますが、実はこの事業の運営につきましては、事業の内容ごとにプロバーのものは会費で運営されますし、それから国が何らかの形で委託をいたしますのは従来も国からの委託費あるいは補助金等が交付されております。これが從来と同じような考え方でございますが、この法律によつて新しく交付金制度に伴つてこれを原資として行います事業が雇用促進事業団で実施されますが、この雇用促進事業団が新しくこれからこの新法によつて実施いたします業務の委託につきましては、その原資による交付金が委託費という形で交付されることになると、こういうものをもとにいたしましてこの協会の運営が行われるわけでございます。

○小平芳平君 それでは、ちょっと時間が参りましたので、次に解雇について、届けるだけとされていけるが、これによってどういう効果を上げることができるか。

○政府委員(遠藤政夫君) 身体障害者を解雇しようとします場合に、事前に届け出をしてもらうと、そのことによって解雇される身体障害者の新しい職場の確保のための求人開拓あるいは転職のための職業指導といったようなことが事前に十分行われるとします場合に、先ほど御指摘のありますように、従来から身体障害者の雇用率も比較的順調に達成できております。ただ、問題なのは、比較的中度、軽度の人につきましてはかなり成績を進めます場合に、先ほど御指摘のありましたように、従来から身体障害者の雇用率も比較的順調に達成できております。ただ、問題なのは、やはり重度の身体障害者の対策でございます。そこで、今回の法律改正におきましては重度障害者に対する法律の適用なしは助成、援助措置も特に手厚くするような措置が講ぜられておりま

といふことが。

○政府委員(遠藤政夫君) そのとおりでございます。

○小平芳平君 そうすると、やっぱりしわ寄せを受けやすいという事態は依然として残るわけですね。

それから次に、重度障害者に対しましていろいろ今回の規定がありますが、今後重度障害者に対する取り組んでいくか。

それから、もう時間がありませんので、最後に労働大臣伺いたい、と申します点は二点ですが、一つは重度障害者に対して今後どう職場を開拓していくか、どう努力していくかという点、厚生省との関係もあるうかと思いますが、これが一点。

それからもう一点は、もっと国の機関が、公の機関が身体障害者の方々の職場の開拓というものは積極的でなくちゃならないはずなんですが、労働大臣抽象的に先ほど御答弁なさつておられましたが、もとと具体的に福祉国家にふさわしい国の人間が身体障害者の方々の職場の開拓といふもの態度がなくちゃならないと思うんですがね。

○政府委員(遠藤政夫君) 事前に私から具体的な問題についてお答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、身体障害者の対策を進めます場合に、先ほど御指摘のありますように、従来から身体障害者の雇用率も比較的順調に達成できております。ただ、問題なのは、比較的中度、軽度の人につきましてはかなり成績をおさめておりますけれども、その中で問題なのはやはり重度の身体障害者の対策でございます。

そこで、今回の法律改正におきましては重度障害者に対する法律の適用なしは助成、援助措置も特に手厚くするような措置が講ぜられておりませんけれども、事実上はやはりその心理的な効果がありまして、事前の解雇の届け出というこ

題になります交通災害あるいは産業災害によつて重度の障害を起こしておられますいわゆる背損患者、こういった者に対しましては今年度の予算におきまして日本で初めての背損センターが一ヵ所設置されることになつておりまして、こういったことによりまして重度障害者をそれぞれにつきましては、特にこういった人たちに対するきめ細かい手厚い対策を講ぜられるような措置を講じてまいりの予定にいたしております。雇用の面につきましては、特にこういった人に重点的な雇用対策を講ずると同時に、その雇用になじまないような重度障害者もございます、こういった方につきましては厚生省の方のいわゆる身体障害者の福祉施策の面で施してもらこうとしたときに解雇といふしわ寄せがくるところだと私たち非常に懸念しておったのです。しかしながら、私たちが現場を見まして、やっぱりいじらしくも一生涯やっている、そういうことなどが私は再就職というふうな不幸な目に遭わぬで済んだと、こういうことを踏まえまして、このたびの法律案によつてさらにこれを拡充していくと番不況のときに解雇といふしわ寄せがくるところだと私たち非常に懸念しておったのです。しかししながら、私たちが現場を見まして、やっぱりいじらしくも一生涯やっている、そういうことなどが私は再就職というふうな不幸な目に遭わぬで済んだと、こういうことを踏まえまして、このたびの法律案によつてさらにこれを拡充していくということが一つと、何と言いましても、こういうことが本当に一つと、何と言いましても、こういうことが私は再就職というふうな不幸な目に遭わぬで済んだと、こういうことを踏まえまして、このたびの法律案によつてさらにこれを拡充していくと、こういうところの福祉の充実を図るという考え方で、こういう場所における御審議などを非常な大きな参考としながら、いまから先も挺身してまいりたいと、こう思つております。

○答説タケ子君 それでは、最初に身体障害者雇用促進法の改正案についてお尋ねをしていきたいと、こう思つております。

今回の改正は身体障害者など関係者が大変熱心に、また強く要求をしておられましたことが実りましたというふうなことで、当然のことだとは言いかながらも、私どもも一定の評価をしておる次第

でございます。身体障害者対策というのは、特に雇用対策というのはこれは労働省の身体障害者雇用審議会の答申にも明確に書かれておりますが、まさに心身障害者の雇用対策の水準いかんが福祉国家のパロメーターと言われているというふうに明記をされておりますが、まさにそのとおりであらうと思いますが、この雇用対策を論じていく場合に、どういう対策が進められてきたかという点で、やはり歴史的に振り返ってみると、戦後処理といふうな面もあって、一九一八年の第一次大戦後に対策を立て、特に第二次大戦後は全面的に法律改正が行われておると、そうして精神障害者等も対象にして、そうしてこれらの対策を強化してきるというふうな経過があると思うわけでござります。で、わが国はどうかということでお、細つて見てみますと、身体障害者福祉法は昭和二十四年に制定をされておる、そうして身体障害者雇用促進法は昭和三十五年に制定をされて今日まで至つておるというわけでございますが、この雇用促進法がいわゆる雇用義務というのが義務化されずに、努力義務という形でやられてきたといふことでいろいろな弱点が今まで出てきていたといふのはそのとおりだと思つてございます。で、これは私たまたま労働省で発行しておられる「職業訓練」ですね、この雑誌の一九七五年の九月号にこういうふうに書かれているのですね。日本女子大の助教授の小島香子さんという方が指摘をしておられて、非常に大切な指摘だといふうに思つたんです、身体障害者雇用対策も高度成長政策で産業側の必要な範囲で、そして労働力の確保対策という形で進められてきたという面があつて、大変な問題だということを痛切に感じた

わけですが、そういうことというのがこの去年の暮れからことしの春にかけて新聞報道等でもすいぶんいろいろな形で報道されたのは御承知のとおりでございます。私ども拝見をしておるので、卒業の方々が、十二名卒業生が全員就職先がないといふうこと。私ども大阪の経験でも、やはり大阪の難波養護学校の高等部卒業の方が、これは三十六名卒業されて六名しか就職先が決まらないで、何とかして就労したいと思って熱心にがんばってきたのにといふうなことが言われておるというふうなこと、あるいはこの二十二年も働き続けて一ヶ月四万五千円の給料の上、企業縮小で真っ先に首を切られた聾啞者、——ところがなぜ首になつたかということさえもこれはただすることさえもできないといふ状況で首を切られていくといふうなこと。これはたまたま手話通訳を通じて私ども直接伺つたお話をございますが、そういう状況が起つてきていた。ですから、当然おくれていた分野であるということは、これは歴史的に見ましても現実の姿を見ましても明確だと、いうふうに思つてます。こういう立場から対策の強化をすることが必要だという上で今回法案が提出をされているといふうに理解をするわけでありますが、その点で午前中からの質疑あるいは答弁の中では、非常に今度の法律ができればということでおくれていて急速に改善をしなければならない施策、この状態というものが改善をされるのか、その見通し、展望ですね、そういう点の基本的な点に

でございます。私たちの子供のときにはほとんどそういう制度もなければ、働くにも働けないし、軽べつもみんなにされておった実態をみんな見ておるわけであります。しかもこういう法律ができるまでも、いままで倫理規定でございまして、しかもそういう倫理規定でありながらも、おつしやるような高度経済成長ということもあつたかもしれません、その倫理規定がやっぱりいろんなPRを通じまして守られてきたと。そしていま経済不況になれば、あるいはそれがダウンするんじやなかろうかと、いうときにこれを義務づけたといふところにまた私は大きな一つの歯どめなり前述の姿がある。ここまでこうPRされたことでございまますから、連帯を訴えながら事業主にもありますから、一生懸命やらなければいかぬという感じを持つて、いまから先もやつてみたいと、こう思つております。

○斎藤タケ子君 身体障害者、特に障害者雇用対策というのは社会共同の責務であるというのは当然でございますけれども、それでは従来の対策の弱点といふのはいま大臣も言われましたが、その一つの面を言われたと思うのですが、私、考えますに、従来大企業の雇用率が悪かつたといふところに一つは雇用対策——障害者から言えばですね、働く場が保障されない、ここに最大の問題点があつたんではないかと、これは事実としてそういうことになつておると思うのですが、この辺をやはり一つは押さえてから言えはです

ね、働く場が保障されない、ここに最大の問題点があつたんではないかと、これは事実としてそういうことになつておると思うのですが、この辺を充実するという立場をやはり押さえるということが大事ではないかといふうに思えます。昨年末、あれは十二月の二十五日でございましたが、障害者雇用、特に非常に消極的な企業といふことをついてお伺いをしておきたい。

○國務大臣(長谷川峻君) おつしやるとおり、わが国のこういう制度がおくれておつたことは事実

でございます。私たちの子供のときにはほとんどの暮れからことしの春にかけて新聞報道等でもすいぶんいろいろな形で報道されたのは御承知のとおりでございます。私ども拝見をしておるので、卒業の方々が、十二名卒業生が全員就職先がないといふうこと。私ども大阪の経験でも、やはり大阪の難波養護学校の高等部卒業の方が、これは三十六名卒業されて六名しか就職先が決まらないで、何とかして就労したいと思って熱心にがんばってきたのにといふうなことが言われておるというふうなこと、あるいはこの二十二年も働き続けて一ヶ月四万五千円の給料の上、企業縮小で真っ先に首を切られた聾啞者、——ところがなぜ首になつたかといふことさえもこれはただすることさえもできないといふ状況で首を切られていくといふうなこと。これはたまたま手話通訳を通じて私ども直接伺つたお話をございますが、そういう状況が起つてきていた。ですから、当然おくれていた分野であるということは、これは歴史的に見ましても現実の姿を見ましても明確だと、いうふうに思つてます。こういう立場から対策の強化をすることが必要だという上で今回法案が提出をされているといふうに理解をするわけでありますが、その点で午前中からの質疑あるいは答弁の中では、非常に今度の法律ができればということでおくれていて急速に改善をしなければならない施策、この状態というものが改善をされるのか、その見通し、展望ですね、そういう点の基本的な点に

でございます。私たちの子供のときにはほとんどの暮れからことしの春にかけて新聞報道等でもすいぶんいろいろな形で報道されたのは御承知のとおりでございます。私ども拝見をしておるので、卒業の方々が、十二名卒業生が全員就職先がないといふうこと。私ども大阪の経験でも、やはり大阪の難波養護学校の高等部卒業の方が、これは三十六名卒業されて六名しか就職先が決まらないで、何とかして就労したいと思って熱心にがんばってきたのにといふうなことが言われておるというふうなこと、あるいはこの二十二年も働き続けて一ヶ月四万五千円の給料の上、企業縮小で真っ先に首を切られた聾啞者、——ところがなぜ首になつたかといふことさえもこれはただすることさえもできないといふ状況で首を切られていくといふうなこと。これはたまたま手話通訳を通じて私ども直接伺つたお話をございますが、そういう状況が起つてきていた。ですから、当然おくれていた分野であるということは、これは歴史的に見ましても現実の姿を見ましても明確だと、いうふうに思つてます。こういう立場から対策の強化をすることが必要だという上で今回法案が提出をされているといふうに理解をするわけでありますが、その点で午前中からの質疑あるいは答弁の中では、非常に今度の法律ができればということでおくれていて急速に改善をしなければならない施策、この状態というものが改善をされるのか、その見通し、展望ですね、そういう点の基本的な点に

い、これはもう御指摘のとおりでござります。そこで今回の法律改正の眼目は、いままでの過去十五年間施行された身体障害者雇用促進法で足りないものを補いながら、新しいものを積極的に進めたいこう、こういう姿勢でいろいろな新しい施策を織り込んだわけでございまして、当然おっしゃるような行政指導は強化していくかなければならぬと思います。

○脊脱タケ子君 私はちょっと丸紅というのをすぐ頭にくるわけだけれども、ちょっと横へそれますが、丸紅というのはビーナツは食べるわ、あれですね、狂乱物価のときには高い占めをするわと、いうだけではなくて、障害者にもそういうかっこうになつていて、それだけでも男女差別もきわめて強いということを最近知つた。これは、ちょっと余談になりますけれども、ちょっと申し上げてみますと、たとえばこういうことなんですね、結婚祝金——男子の職員には三万円支給する、女子の職員にはゼロなんです。で、その女子職員が結婚退職をするんだつたら三千円支給すると、こうなつていて。男子は三万円ですよ。これ、こんなことあるんかな?と思つて見たら社内規則にちゃんと明記してある、驚きましたね。それから、同じようなこと、たとえば出産祝金なんというのはもうナンセンスだと思うんですよ。男の職員が出産をしたら五千円、それで女の職員といつたら、自分が子供を産むんでしょう。自分が子供を産むのに女子職員にはゼロなんです。それからもう一つは、結婚するときに、男子の職員が結婚をした場合には身上調書というのを要らない。ところが、会社に勤めておる女子職員が結婚をして勤務をするという場合には、夫の身上調査を出すということが義務づけられている。それから、社内の住宅ローンというふうのはどうなつていて、かといふたら、女子職員、女子社員にはお金は積み立てさせられけれども、貸し出しはしない、こうなつていい。こういう、私はいま述べました幾つかの事例というのは、これはまあ法違反ではないかもわからりませんよ。しかし、昨年国際婦人年を契機にし

まして、ずいぶん男女平等、婦人の権利を高め、社会的地位向上に関する問題というのは国会では決議はされる、政府は御承知のよう、国内行動計画の概案等をもつくて、それを推進するといふうな時期になつておるこの情勢には全く好ましくない姿だといふうに思うんです。で、そこで私は労働省、特に大臣にこれ聞いていただきたいのは、こういう事態があるということをこれは私は中の職員に聞いて驚いたんだけれども、労働省としてもこれは一遍呼んで、事情も聞いてみて、必要な助言などをする必要はないんだろうかといふうに思うので、これは法案とは離れますけれども、どうもあれもこれもみんな反社会的な姿というののがそろつており過ぎるといふうに思いますが、その点どうでしょ。

○國務大臣(長谷川峻君) 労働省の近くですか
ら、丸紅は、まさかそんな近くにそういうことが行われてしるとはいまで気がつきませんでした。総評のせんだつて諸君は、あすこの前でロツキード反対演説をぶつておつたが、そんなこともひとつあわせてやつてもらえればなおよかつた。いずれにいたしましても、私どもの婦人少年局長に一遍調べさせます。

○答脱タケ子君 本題に返りますが、先ほど申し上げたように、大企業の雇用率が悪かったということ、一つは障害者の雇用先、就職先をつくりていけなかつたといつて大きな理由だといふことを申し上げたわけですけれども、今回改正でこれは相当進む、ということは午前中からの御答弁でいろいろお話を伺つています。ところが、大企業の雇用状況が悪かつたということの問題もあるわけですがれども、從来施策で十分成果が上げられなかつたという弱点を考えてみると、私はやはり大きく分けて二つあるんじやないかと。一つは、大臣が言われた、雇用が法律的に義務化されていなかつたという点は確かに大きいと思うんです。もう一つは、私は労働省の姿勢だと。この点、ちょっと私はどうもそういうふうに思うので、資料を挙げて少し考えていただきたいと思うんです。

が、ちょっと見てみますと、これはある安定所の事業所に対する公共職業安定所の雇用指導状況調査表」というのが、これは出ているんですね、安定所から。で、これを見ますと「3、四十八年十一月一日から四十九年九月末日までに雇い入れ計画を作成命令を発した件数」はゼロなんですね。で、これは、未達成の企業幾つか持つておるんですよ。それにさらに、「4、3のうち雇い入れ計画を作成した事業所数」、これもゼロ。それから、この「4の事業所のうち雇用率を達成した事業所数」もゼロ。で、この「4の事業所で雇用した身体障害者数」もゼロと、こういうのが出ている。だから、常時こういう状態だからね、これはほつといたら、これは従来の制度のもとでは努めるべきであるという努力義務だけでは、こういうことにしかならなかつたというのは当然だと思うわけです。

ところが、行政の姿勢、労働省の姿勢が非常に大事だと思ったのは、きょうもお話を出ておりました昨年の二月十七日、この局長通達ですね、これが出てから雇用率がぐんと上がつているんですね。具体的にまあ私ども幾つかのそういう事業所を知つておりますし、昨年十二月に未達成事業所を発表するのにこれで免れたのがずいぶんたくさんあるんですね。そういう大企業も私ども存じておりますが、ですから、その一つを見ましても、行政の姿勢がどうるべきかと、行政姿勢がどちらに向いてるかということによって、これはもうこの成果が上がるか上がらないかの非常に大きな焦点になつていて、その点を特に指摘をしておきたいわけでございます。で、そういう立場業の姿勢だったら、三万円程度だったらお金を取ります。それから今回の納付金制度、これはまあ当然一定の前進がありました。しかし、私はこの点はいろいろ論議もすでにされておりますように、従来の大企業の姿勢だったら、三万円程度だったらお金を取ります。それからおいたらそれで済みというふうなことにならないかねないという心配を非常に強くします。それ

で、その点では、これは納付金がその企業の負担になる程度の金額に引き上げるということも必要になるかもわからない。私どもはもっと高い方がいいんじゃないかというふうに思いますが、ちよつと具体的なことを説明をしてもらいたいんだけれども、たとえば未達成企業だと、それの納付金はいつを基準にして取るのか、ちよつとその辺がわからぬのですよ。納付金を納めるといふうになつて、金は出すと、納付金は出すと、そして雇用計画を作成させ、そしてそれでも聞かなかつたら公表すると、こうなるんでしょう。その辺のこの一連の作業あるいは行政的な措置ですね、どういうふうになるのかというのが先ほどの御説明でもちよつとわかりにくかつたんですがね。

○政府委員(遠藤政夫君) 納付金とそれから雇用率とは全然別個なんですね、制度的には。納付金を払つたから雇わぬでもいい、雇用率を免れるといふことじゃないんです。雇用率を未達成であれば、納付金はその未達成分は払わなければならぬ。と同時に、雇用率に達するまで雇用義務は依然として働くわけです。そこで問題は、いま先生御指摘のように、罰金的にもつと高くせよとおっしゃるんですけど、大企業は金さえ払つとけばもう雇わぬでもいいということになりますねとかといふことは、先生自身も身体障害者の雇用についてちょっとと考え方が違っているんじゃないかと思うんですね。要するに身体障害者を雇うということは、厄介者を雇うんだと、雇えれば損するんだといふことですよ。身体障害者も一般の健常者も同じなんだと、身体障害者だからこれを雇つたら損をするんだと、不利になるんだと、そういう考え方になると、不利益にならぬわけです。私たち考えているのは、そうじやないんです。身体障害者も一般の健常者も同じことになりますよ。前提を間違えられると、いまおっしゃられるようなことになつてしまふ。納付金というのは罰金じゃないんです。身体障害者を雇う場合に、

賃金の問題がよく出ますけれども、私は賃金はとにかく二条の二と二条の三にありますように、この身体障害者の雇用という問題を合理的に進めていかなければいかぬということを大前提にしているわけです。ですから、たとえば身体に欠陥があるて能力が低い、それは能力を開発し、さらに能力を高めてもらわなければならぬ。そのためには、本人の努力も必要でしようし、使用する事業主もその能力を高めるためのいろいろな援助や助成をするべきである、国もそれを助成します。しかし、それでもなおかつ、能力が半分なら賃金半分でもいい、それはやむを得ない、こういうことなんですね。前提は、能力に応じて賃金を払えば損もないでしょう、不利益もないのです。それを身体障害者を雇えば頭から損をするんだ、不利益だと決めてかかってお話を進められると間違ってしまう。ですから、納付金というのは先ほど申し上げたようにこれは額金でもない。身体障害者を雇う場合に機械の改善、改良をしなきゃならぬ、環境の整備をしなきゃならぬ、そういうプラスアルファの特殊的な経費がかかる、そういう経済的な負担の調整をしようというのが根本の考え方、納付金の性格。ですから、そういう納付金と雇用率の義務とはこれ別個の問題です。たまたま納付金を取るのには、その雇用率未達成の部分について取つて雇用率を上回つたところに助成する、こういう考え方です。そこで納付金は、毎年年度末に、三月末日現在で過去一年間の各月の身体障害者の雇用の状況に応じてその未達成分について一人月額幾らと、いう形で納付金を取つて、翌年助成措置をいたしました。いくといふやうな、こういう趣旨でございます。
○答脱タケ子君　いや私が頭から考えを間違えて言つているのではなくて、従来の施策の弱点を絶続して考えたら、うかうかするとそういうことになるおそれがあると、で、私が申し上げたようになります。去年の二月に局長通達を出したらい一遍にはあつて成果が上がったといふところを見ても、労働省の姿勢がどうあるかといふことがきわめて大事だという点を申し上げるために特にこれを持ち出

た。だからその立場を堅持なさるということが貫かれるならば、これは納付金の金額が高い、低いということが問題の中心にはならないであろうと、いうふうに思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(遠藤政夫君) そのとおりでございま

○**沓脱タケ子君** まあ、当然そうだと思います。けれども、私はこれだけ世論も支持し、しかも当然で、労働省もこれを何とか実らせようということも社会的な制裁といったものは加えなければならぬではないかと思うのです。この法律には社会的制裁はないわけですね。未達成企業には納付金を納めさせるというだけしかなければ、これども、そうではなくて、むしろ大企業でそういうふたつの社会的な責務を果たさないといふような指導をしないとしても果たさないといふような企業があれば、これは官公需の発注を差しとめるとか、あるいは政府関係融資をとめるとか、そういった社会的制裁をも加えていく必要があるのではないかとういうふうに思うのですが、そういう点はどうでしょうね。

○**政府委員(遠藤政夫君)** 昨年の八月にこの身体障害者の雇用対策でこういった抜本的な改革を進めたとき、実は全国心身障害者雇用促進協会の会長をしておる永野さん、それから日経連の榎田さん、もうこの話を聞くと同時に、それはもう大変大変なことだ、大賛成だと、大いにやつてくれ、こう言うのです。まあ、こういう人たちとは大企業の代表者かもしれないが、そういう人たちがこの身体障害者の問題について非常に強い関心を持っておられます。納付金の制度といい、あるし公表制度といい、当然やるべきことだと、こういうふうに賛成をしてくれたわけです。私どもは

もちろんこういった法律制度ができるもなおかつこの法律制度の趣旨に沿わないような企業もあるかもしれません。

○脊脱タケ子君 そうしますと、たとえば職業病等で体幹に障害がなくていいわゆる内部障害的な労働力の減少しておるというふうな方だと、あるいは難病関係で体幹の支障のない方だと、そういうふうのはどうなんですか。

られる。あるいはこの法律にない行政措置の面で、たとえばそういうところの求人に対してもは紹介されませんをしないとか、求人を受け付けないとか、そういう措置も場合によってはあり得るだろう。さらに、それに対して、こういうことだからこそ、いう企業はよくありませんという公表措置もあります。社会的制裁がないとおっしゃるけれども、ないわけではありません。公表制度というのは、さういうことだござります。そういうふうに、種の社会的制裁です。ですから、こういういろいろな手段を講じて、要はとにかく企業が全体として身体障害者の雇用に協力してもら、雇つてもらうということをございます。そういうふうに行政を進めていきたいと思います。

○杏脱タケ子君 私は当然そういうふうに進めべきだと思うのですが、たとえば、現状では局長を通達をして、雇用率達成に努力をしてもらいまして公表しますぞ、という通達を出してさえも非常未達成の悪質だと思えるような企業が依然として残るというふうな事情から見ますと、そういう点も含めてやはり考えておかれるというのが労働者の姿勢としては大事ではないかという意味で申し上げたのでございまして、ぜひそれをやれただつたら困るんです。その辺ははつきりしておいていただきたいと思うのです。

・時間の都合がありますから次に行きますが、にお伺いしたいのは、適用範囲なんですね。法案では身体障害者ということになつておるわでございますが、これは内部障害についてはどう範囲まで適用なさいますか。

○説明員(望月三郎君) 腎臓、心臓障害、それら呼吸器の障害といふまでを入れております。

○脊脱タケ子君 そうしますと、たとえば職業病等で体幹に障害がなくていいわゆる内部障害的な労働力の減少しておるというふうな方だとか、ある

か
勢
い
の
方
で
し
し
れ
る
長
帝
セ
次
の
け
の
行
し
い
ツ
、
が
そ
な
た
場
に
治
癒
の
結
果
、
身
体
に
障
害
が
残
る
と
い
う
こ
と
で
あ
れ
ば
こ
れ
は
この
法
律
の
対
象
に
な
る
と
い
う
こ
と
で
こ
ざ
い
ま
し
て
、
難
病
で
行
進
中
だ
と
い
う
こ
と
で
こ
ざ
い
ま
し
て
、
こ
れ
は
む
し
ろ
働
か
せ
る
の
じ
や
な
く
て
治
療
に
専
念
し
な
れ
ば
な
ら
ぬ
と
い
う
こ
と
で
こ
ざ
い
ま
し
て
、
こ
れ
は
対
象
に
は
な
ら
ぬ
と
い
う
こ
と
で
こ
ざ
い
ま
し
す。
○脊脱タケ子君 もちろん治療中の話は別です
よ、そんなことは言っていない。その辺やはり当
該者の方々がどうなるんだろうかという不安があ
りますから、これはできるだけ就労したいとい
う意欲を持つている人たちが含まれるように運用
していくいただきたいというように思うのです。
次に、適用対象という問題の中で一番大き
い問題になつておるのは精神対策なんですね。私の手
元にも、日本精神薄弱者福祉連盟、それから身体
障害者雇用促進法改正を進める会から要望が參
ておりますけれども、その要望を見ますと、こわ
は両方とも、今般の身体障害者雇用促進法の改正
に当たり、これを心身障害者雇用促進法と改め、
精神薄弱者に対しても全面的に適用するようにな
っていましたが、この項目が要望の筋として入
っております。で、諸外国ではこれはもう当然適用
対象として扱われておるわけですから、こ
いわゆる精神薄弱者を雇用率の対象として入れる
ということ、これはなぜ対象に入れられないで
か。ちょっと段階的になつているでしよう、ど
して雇用率の中に入れられないかという点でよ
ね、その辺をお伺いしたい。

成いたします段階で身体障害者の各種の団体、それから精薄関係の団体、こういった団体の方々ともうひざを突き合わせて數十回となくお話をしました。しかし、そのいまの心身障害者雇用促進法に題名を改めると、全面的に適用しろというお話は一段階前の話で、古い話。この法律を提出した段階で、この話は解決しております。この新しい、いま御審議いただいております改正法案に全面的に賛成をしていただいているはずでござります。そこで、なぜ精薄を身障者と全く同じに扱わないかということですが、そもそも精薄といふものについては、もう先生の方が専門でいらっしゃるからお詳しいと思いますけれども、こういう人たちは身体障害者と同じように雇用の対象として考えられるかどうかという点につきましては、これは大変大きな問題なんでございます。これは、過去私この構想につきまして二年半の間に本委員会ももちろんでございます。衆議院の社会労働委員会におきましても精薄者の雇用問題ということについて、再三再四御質問もあり、御意見も承っておりますけれども、一体この精薄者といわれる人たちが果たして雇用に適するのかどうか。一体何を基準にそういう判定をするのか、その判定基準さえ定かでない。しかも仮に職場についたにいたしましても、身体障害者の場合と違いまして、生活環境、その他生活指導、そういう面で特殊な配慮をしなければならぬ、そういうことでいま直ちにこれを雇用適応者として雇用政策の対象として考えることは非常にむずかしい問題でござります。そこで、今度の改正におきましてもえて身体障害者雇用促進法の題名を心身障害者としないで、従来どおりにしました。それから、この改正案の根幹になります雇用率の制度、納付金の制度の適用の対象外といたします。ただ、こういう精薄者の中でも現実に雇用に適する人たちもないわけではございません。そういう人たちについては、身体障害者と同じように助成措置、援助措置については同じようなこの法律の制度の適用をしてい

くということにいたしたわけでございますが、基本になります雇用率と納付金の制度については適用することにはいたしておりません。今後もこれを利用を広げていくことは考えておりませんが、

〔理事浜本万三君退席、委員長着席〕
ただ、精薄者を雇用の対象として考ることにつきましては、いろんな研究、調査もしなきゃなりませんし、諸施設を開発する検討も行わなければなりません。そういう検討や研究がある程度成果を上げました段階で身体障害者と同じように考える範囲といふものが確定してくれば、その限りにおいてはまた精薄者もこの法律の適用対象として手直しをすることもあり得ると考えております。

ヨーロッパ各国で一部精薄者を身体障害者と同じに扱っている制度もあるわけでございますけれども、詳細に承知しておりませんが、聞くところによりますと、かつてはそうなつていていたけれども、実効は全く上がっていない、こういう状況だというふうに聞いております。

○答脱タケ子君 まあ、将来は考えていくということなんでしょうけれども、ちなみに大臣、一九七一年の第二十六回の国連総会に精神薄弱者の権利宣言というのが出ているんですね、御存じです。か。ちょっと紹介しますとね、この国連総会の宣言は、精神薄弱者の権利宣言という形で出ている。その中に七項目明記されていまして、その三項にこういうふうに言われている。「精薄者は経済的保障及び相当な生活水準を享有する権利を有する。また、生産的仕事を遂行し、又は自己の能力が許す最大限の範囲においてその他の有意義な職業に就く権利を有する。」と、幾つかありますがね、この部分が一番いまの論議に適合するのですが、そういうふうな権利宣言がすでに出ているわけであります。

この立場から言いますと、今回の改正というのは、やはり知恵おくれの人たち、その人たちの親とか、障害者の期待というのは大変大きかっただけに非常に不十分だと思うのです。そういうふうな権利宣言がすでに出ていて、その点でこの精薄関係についての対策について、一定の時期を見合わせる、あるいは時期を延ばすというふうなことだってできるんではなかつたんだろうか、そういうことを痛切に感じますが、その点でこの精薄関係についての対策について、基本的な方向ですね、これまた大臣、この簡潔にひとつの表明をしておいていただきたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) 生きとし生ける者は全部いろんな権利がござります。そういうものは尊重していかなきゃなりませんが、といって、その場における自分の能力、社会が受け入れる力、こうしたことでもた考えなきゃならぬと思いまして、ただいままで局長が答弁しましたように援助措置は依然としてやっていくことと、そし

く本的な人権の一つとしての就労権というのは精薄者の方々にも保障するべきではないかというふうに思います。その点で、いまやということは問題だというふうな御意見というのは非常にむずかしい要件があるということとの御説明がありましたが、私は時間を節約する意味でちょっと申し上げておきたいと思いますけれども、すでに実践記録等も出でるし、労働省では十年も前からいろいろと検討もしておられる、実際には。どうしたらできるかというような実践記録もすでに出ているじやありませんか。その点では、私はこの問題についてはあれだと思うのです、非常にむずかしい問題があるから、今回は法規制に入れなかつたと、これから条件を整えますと、こう言うんだけれども、法規制に入れて、そうしてそれを達成するために条件整備を急ぐというふうな形でこれを達成していくといふうにすることの方がこれは実効が上がる一番の早道ではないかと思う。条件がまだ整つていないから法規制はしなかつたんだといふうにおっしゃると、卵が先か鶏が先かみたいなことになるわけですねけれども、そうではなくて、やはり雇用率の中にきちんと位置づけて、それを達成するために条件整備を整える、しかし、十ヵ月後、一年後では条件整備が整わないといふんであれば、これはこの実施時期を実情に見合って一定の時期を見合わせる、あるいは時期を延ばすというふうなことだってできるんではなかつたんだろうか、そういうことを痛切に感じますが、その点でこの精薄関係についての対策について、これを前進させていく上で非常に大事だといふことで、やはり従来施策の非常にまさきこれは表明していると思うんですよ。だから従来対策の弱点國に。この状態でね、むずかしいんだ、条件整備が大変なんだというふうなことは通らないので、やはり従来施策の非常にまさきこれは表明していると思うんですよ。だから従来対策の弱点と、いうのを踏まえながら、今度の法律ができるとこれを前進させていく上で非常に大事だといふことを冒頭に申し上げたのはそのためなんです。これはこの愛知県の春日台で、春日台の職業訓練校の校長の高柳さんが報告を発表しておられますよ。ところが、その修了時に就職できなかつた者が三十二名いると、しかし、その三十二名は全部就職が可能な状態まで訓練をしてあります。これ私も拝見をいたしました。これも労働省の「職業訓練」という雑誌に発表されておるの拝見をしたんですけども、で、非常に苦労しながら四年間で二百五十七名の訓練生を修了さして、ただいままで局長が答弁しましたように援助措置は依然としてやっていくことと、そし

てまたそういう適職などにつけること、あるいはまたその間に訓練すること、こういうことはやっぱりやっていく、充実して重点的にやっていく。そしてそういう方々に対する励ましということになりますか、そういうものを求めていくところに私たちの姿勢があると、こう思います。

ですから、一つしかないところで貴重な実践経験というのが出ている。こういう状況を見ますと、条件が困難だから今度は法規制にしなかつたんだと、段階的にどう考え方でもあるかと思いますけれども、これは法施行に際してこの状態をできるだけ早く改善をするための条件整備というのを具体的にどう強化していくかという点がこの問題ではポイントになると思うんですが、その点についてはどうでしょ。

○政府委員(遠藤政夫君) いまの問題、鶏が先か卵が先かという問題ですが、お手元の資料の六十八ページ、附則の四条という規定がござります。ここにまさに法的にこの問題を取り上げるとおっしゃつていることが条文として掲げられておりまして、精薄者については「職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるもの」とし、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と、こう書いてあります。それまでの間は、「前項に規定する措置が講じられるまでの間は」ということで、二項、三項、四項に、こうこういう措置をとります。援助、助成の措置をと、こう書いてあるわけでございます。そこで問題は、いま春日台の問題が出ましたけれども、ここで実験的成果が上がっているじゃないかとおっしゃるんですが、私はこの身体障害者の職業訓練の問題、雇用の問題について基本的な考え方があるんですけれども、こういう人たちだとてさっきの養護学級と同じなんで、そういう人たちだけ別グループで訓練をする、別なグループで仕事をさせるということじゃなくて、一般の人と同じように訓練し、一般の人と同じように働いてもらっているということ、これが理想であり、前提だと思います。この法律の前提是実はそういうものです。そもそも前の、前提の問題として、果たしてこういう人たちが雇用適合性を持っているかどうか、そこに問題があるわけなんです。

そういう段階で法的な規制の中に一般の人と同じようになっておられるのが、私は無理だと思います。そこでこの附則の四条で、こういうものについてはこういう検討をいたしますと、こういうことを法律で明記した上で今後の措置を講じていくと、こういうことでございます。それはもう先生の方がよく御承知かと思います。

○菅脱タケ子君 附則四条はもう百も承知の上で、それだけではやはり不十分だという立場を表明して意見を述べてお尋ねをしているわけです。私はいま春日台の実験といいますか、実践教訓というのは不十分だと局長簡単におっしゃったのですけれども、日本じゅうで一つしかない、一つしかないんだ。そこで実践例が、実践の教訓が出されておつて、それが不十分だと言つたら、それは国全体の施策が不十分だということをみずからあなたが表明しているにすぎないということになるじゃないですか。私はそんなことをいま言つているんじゃないなくて、そういう状態を一日も早く解決をしていくためにどうするかという問題が重要だと思うんです。就労についてさまざまな困難があるといふこともこれは書かれています。私は拝見をいたしました。しかしその場合でも、たとえば一般の職場へ出て、健常人と一緒に仕事をするというふうな場合でも、これはアフターケアが非常に大事だと。どういうふうになつておるか、何か悩みを持つていなかというふうなことで、常にめんどうを見ていつてあげるというふうな状態が、これが保障されたらやつていいけるということが表明されているわけですね。そういった、だから体制も、条件づくり——人的な体制の整備、そういうものが整えれば、これは精神薄弱者の対策についても考え得るということが明らかにされているんですね。これは私、一つの教訓だと思いますので、これまあ、あしたからやれと言つたってやれないわけですから、法律が動き出したらそこのための条件づくりの対策というのを積極的にやり進めてほしい、そのことを特に要望しておきたいと思うんです。

○政府委員(遠藤政夫君) 御趣旨はよくわかるんでございますが、この精薄問題については、先生のような専門家で造詣の深い方、あるいは春日台の校長のような人たちはかりが精薄の問題の処理に当たるんであればそれは解決は早いかもしれませんけれども、全国一般の六百の安定所で精薄の人たちを相手にして、そういう形で雇用促進をやれと言つたってとうてい無理な話で、仮に法律で同じように雇用率の促進をし、納付金制度を適用したって、これはもう絵にかいしたモチで実際に効果は上がりません。そういうことよりも、実際にこの四条の一項に書いておりますような具体的な措置をこれから進めていくということで、この法律案を成案を得ました段階で、精薄関係の人たちと、単に研究機関で研究してもらうんじなくして、行政ベースで、われわれ事務当局でそういう関係者と、具体的に精薄の人たちの雇用の状況をどういうふうに判断したらいいのか、どういう基準で、どういう機関で考えたらいいのか、そういう具体的な事務的な検討をしようじやありませんかということで、この法律ができ上がったたらそういう具體的な準備事務を進めていくと、こういう約束をしております。むしろそういうことの方方が大事なんであつて、法律で変えたからできるというものじゃないと私は思います。

という実は話までしてきましてね、帰るときには並んでおった先生方に本当に最敬礼するような気持ちでやつてまいりました。そういう悩みの中からどう才能を引っぱり出してやつていく気持ちを起こさせていくかという、これはとても大変なことだと。ですから、いろいろな御要望が精薄団体からありましたけれども、現段階においては私たちの姿勢の中に法律にうたつていいところを持ちながら漸進的にいまのような気持ちで見守つたいといふことをひとつ御理解いただきたい、こう思います。

○ 脱脱タケ子君 その問題については、私どもの考えは申し上げたので、これは直ちにというわけにはいかないとは思いますけれども、精薄の方々がつていろいろな水準があるわけですから、できるだけたくさんの方々がやはり就労ができると、そういう就労ができるための能力の開発をし、条件整備をしていくということは、これは行政の責務として積極的に推進をしていっていただきたい、全国でたつた一校で春日台は珍しくて大臣も見に行つたといふようなことでは困るのですよ。私も実はあそこは拝見をいたしましてよく存じ上げておりますが、幾つもあつてまだ大臣行ってないんだといふような話になるようになたくさんつくつて整備をしていっていただきたいと思います。

○ 国務大臣（長谷川城君） そんなに精薄者をえては困りますよ。（笑顔）

○ 脱脱タケ子君 いやいや訓練校ですよ。あらちなことを言つたら困りますよ。

時間がありますから次に移りますが、次には、基本的な人権の一つに職業の選択権というのがありますね。私は視力障害者の職業選択の問題で、これは非常に重大だと思いますが、いまの日本では失明をするとあんまりはりきゅうという三療、これしか仕事ができないというやうなのが大部分になつておるといふ実態というのは、これは一つは重大な問題だといふふうに考えるわけです。で、身体障害者の訓練校に視力障害の訓練科の設置を

労働省では持つておりますか。

○政府委員(中原晃君) 視力障害者に対する職業訓練につきましては、労働省としましては、積極的に進めていくという考え方のもとに、五十年度から一部訓練校で実験的に訓練を行い、その適職、訓練教育の開発を図っております。今後職業訓練、いろいろ身体障害者の方の障害部位によりまして四肢障害者等は非常に進んでおるわけでございまが、視力障害につきましては、今後そういう成果を踏まえまして訓練科の設置を待つていただきたいと思っております。

○答覆タケ子君 これも残念ながらいま試験的に一ヵ所やっているとおっしゃったんですけれども、神奈川の県立の訓練校にはあれですよ、労働省がおやりになつておるのでは、いま試験的にやつてあるというのが一ヵ所だけですね。これもお寒い限りなんです。しかも、神奈川でも全盲の方は扱っていないという状況なんですね。ところが、厚生省の所管では失明者の厚生施設というのが全国に十四ヵ所あるんですね。そのうち国立が五ヵ所あります。ところが、これは厚生省の施設十四ヵ所拝見しますと、そこでやつてある中身というのはほとんど三療なんですね。生活訓練とそれが三療なんですね。文部省の盲学校の職業科もほとんど三療などとどまっている。何でこういう状態になつてきたかということなんですね。で、これは盲人の就業率を見てみますと、日本では三九%なんですね。イギリスでは九〇%だと言われている。これは、わが国の障害者対策の不十分さをこれも数字が明確に示していると思うんですねが、障害者からいたしますと、職業選択の自由といふのは、まさに基本的人権だと思うんですね。でも、それは幾ら基本的人権だと言われるとしても、実際には施策がなければ制限をされざるを得ないというのが今日の姿だと思うわけです。これイギリスのデータ、これも労働省の「雇用促進」の一九七五年の九月号を拝見いたしましたと、イギリスではいぶんたくさんの適職を開拓してやつておりますね。ですから、この問題についても、

こういうお寒い状態ではうつて置くのではなく

て、本当に国の施策として充実をするように、適職開発、能力開発ですね。それから事業主の協力などを含めて早急に改善策をとらなければならぬ差し迫つた分野だと思いますけれども、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(中原晃君) 視力障害者の職業訓練につきましては、先ほど申しましたように、公共訓練のもとでは一部実験的に行つておるわけでございますけれども、いわゆるアビリティックと言われておりまして身体障害者の職業訓練競技大会、これにつきましては労働省も肩入れして行つておるわけでございますが、特にいま先生の御指摘のよ

うな点も含めまして、今後の視力障害者の、たとえば典型的な進むべき職業としまして、カナタイブ、こういふものでござりますとか、電話交換と検討を行つておられます。

それから、職域の拡大につきましては、職業研究所などにおきます研究を進めるとともに、その成果を踏まえまして、雇用情勢に対する措置の検討を行うというようなことで職業の安定を図つてしまひたいと思います。

○答覆タケ子君 これは積極的にやる必要があると思うんですね。イギリスの実例を見ますと、これは非常に多面的なんですね。専門的、技術的、管理的職業という中では、これは三療はもちろん含まれておりますが、教師、牧師、弁護士、音楽家、社会福祉関係従事者、商工業経営者。それから事務員、電話交換手、点字の写本校正。それから新聞販売人まであるんですね。工業的職業では、機械工、組み立て工、検査工、容器組み立て工、箱詰め工、包装工、倉庫管理係、大工、編み物、織物、網づくり、家具職人、かごづくりと、読んでも切りがないほどあるわけです。その点は急速に、積極的に能力開発をし、適職開発を國の施策

の責任として訓練校にその教科を早く設置をして、適職が、本当に職業選択の自由を拡大できる

ようになつた盲人の人たちに保障するということを是非進めたいただきたい。

○政府委員(遠藤政夫君) 私は、昨年の秋に別府の「太陽の家」に行ってまいりました。ちょうど別府の「太陽の家」ができて十年目になりますが、十年前のできたときに行つて、十年ぶりに行つたわけですが、そこでいまお話を盲人の仕事、自分で電話交換をやりながら料金計算まですると、そいつた仕事をしております。それから、筋ジストロフィーの人で、物を持ち上げる力のない人が、

これは若干の機械設備を施してありますけれども、その人が完全な秘書的な業務をこなしているのを見てまいりました。

私どもこういふものを職業研究所で、こういった重度障害者あるいは盲人、聾啞者の職業、職域の研究開発といふことも必要でござりますけれども、それはそれとして今回の法律改正で納付金制度を延伸しまして——調査研究といふのは何でそ

んなものをするんだというようなお話をございましたけれども、いわゆる役所の机の上の研究だけじゃなくて、民間のそういう事業所、研究機関で具体的な人を収容しながら、その人たちにどう

いう仕事をさせたら本当に効率的にやれるのか、そういう研究

一般の人と同じようにやれるのか、そういう研究

といふものが是非必要だと思つてあります。そ

こで、国が責任で行つて、一般的な職業研究所における研究と並行して、今度設立されます協会を通じてそういう新しいタイプの適職の開発、具体的な研究、検討といふものを積極的に進めていきます。

○答覆タケ子君 協会でやるのがいかどうかと

いうのは、ちょっとまた異論がありますけれどもね。「太陽の家」は私も拝見をしてよく知つておりますが、民間の企業がああいうふうなことを現にやつておられて、しかも十年になんなんとして成

訓練校も一つしか——一つじゃないで、国立はなく

くで県立が一つだと。盲人の分野も國の職業訓練校に専科がない。それはやはりそういう実地訓練

といふものは当然要るとは思いますが、それでも、基

本的な条件整備といふことからかならないとやはりその点はぐあいが悪いのじゃないかというふうに思うので、私はしつこく申し上げているんです

が、おわかりになつてゐるんだろうと思うんだけどれども、色よい返事だけをなさらないというかつてやるということなんですね。その方向で基本的に

こうになつてゐるんですね。その方向で基本的に

やるといふことなんですね。一言だけでいいです。

○政府委員(遠藤政夫君) 私は、國の責任で行うべきそういう教育訓練あるいは研究開発、それ

も特に大事でございまして、それもやりますし、同時に民間ベースで——國だけでやつたってどう

方々がおやりになるものについては積極的に助成をして、両々相まってその効果を上げていきたい

こりういうふうに考えておるわけでござります。

○答覆タケ子君 それで、いまお話をの中では出ま

したけれども、いわゆる役所の机の上の研究だけじゃなくて、民間のそういう事業所、研究機関で具体的な人を収容しながら、その人たちにどう

いう仕事をさせたら本当に効率的にやれるのか、そういう研究

といふものが是非必要だと思つてあります。そ

なると思うんです。その点で私どもは、これはもう当然労働省がじかにやるべきであつて、こういう協会などに任せるべき性格ではないという考え方を持っておりますが、しかし少なくとも法律が発足をすれば運営についてその障害者の人たちの意見が十分に運営上反映できるようなこのやり方と、いうふうなことについてはお考えになるかどうか、その点だけ。

常に大きな格差があつたということとで障害者の方が大変怒って問題になつて、そこでは労働省の方にさつたわけですが、これは非常に労働者にとっては教訓としてもらわなければならなかつたんです。その辺について、これは障害者の待遇というのがどういうふうな状態に置かれていたかといふうなことは調査なされたことがありますか。

べて最低賃金法の適用を除外する、そういう考え方ではございませんで、やはりその障害の程度が著しい、業務の遂行に直接支障のあることが明白である場合ということで許可をいたしておるわけでございます。ただ、実例はその大部分が許可をされて、いるじゃないかというお話をござりますが、そういう考え方でやつております。この制度は実は外国の例もここにござりますけれども、主的な各国におきましてすべてやはり同様の許可

しろ能率を上げるという場合だつてあるわけですが、そういう点などを含めて、少なくともこれは障害者の労働権を認めていくという立場から、これは最賃制の除外規定、適用除外というのを何とかして外すという基本方向で姿勢を改めるべきではないかということを強く要望したいんです。これは基本方向についてだけお伺いしておきたいと思います。

くできます。身体障害者雇用促進協会、これを事業主のための団体のように誤解をなさつておるようではございませんが、実はこれは事業主のための団体でございません。事業主の団体を会員にする団体でござりますが、法律上の性格は特殊法人と同様の性格を持っております。国ないしは雇用促進事業団の委託を受けて、それにかわつてこの法律に定められたいろいろな援助、助成の業務を行ふと、こういう一つの法律に定められた枠の中で業務を行う代行機関でございます。決して事業主のための代行機関ではございません。万が一にもそもういった誤解を受けるような業務運営はいたされども、一つもりでござります。したがつて、この協会の運営につきましては、当然関係者の意見が反映できるように措置を講ずるつもりでおります。

○答脱タケ子君 それじゃ、その次に障害者の雇用対策が非常に重大であると同時に、障害者の賃金問題というのが、賃金差別の問題というのがござります。それはやはり非常に重要な問題だと思うわけです。これだけ少しひ間をとつてお尋ねをしたかったんですねが、端的に申し上げたいと思いますが、この最低賃金法の中で、第八条の中です、この適用除外の項目として「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」ということで基準局長の許可を要しましたときには適用除外ということですが、規定があるわけですね。これは一つはやはり問題だということを目として、「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」ということで基準局長の許可を要しましたよ。あれも障害者のゆえをもつて給料に格差がついておるし、しかもボーナスで率まで

○説明員(望月三郎君) 身体障害者の賃金を含めた生活実態につきまして調査をしたことがござります。

によりまして適用除外をするという制度がございまして、わが国の制度だけが非常に異常であるということでは私はないというふうに思うわけでござります。むしろ趣旨いたしましては身体障害者の雇用の場を狭めてはいけないという配慮から、こういった制度が各国においても一般的にとられておるものというふうに思うわけでござります。

それから水準が非常に低いではないかといふ御指摘でございますが、これはむしろ身障者の問題でござります。むしろ最低賃金そのものの現在の水準というよりも最低賃金そのものの現在の水準の問題だというふうに思いますけれども、これは先生御承知のように労・使・公益三者構成の審議会におきまして審議をしていただきて、その答申をもとに行政官庁としてはそのまま採用するという形をとつておりますして、現状がそういう水準になつておると、しかし賃金の実勢が上がっていけばそちらはまた改善をされるべきものだと、そういうふうな扱いに思うわけでござります。

○皆藤タケ子君 私はきょうは最低賃金法に基く最低賃金が安い高いを議論しておらぬ、してたまいます。この程度の金額さえも保障されずに適用除外されているというふうな扱い、これを是とするべきではないかということを申し上げておるわけですがで誤解のないようにしていただきたい。これは職業の特に労働能力云々と言われるんですけれども必ずしも能力から、能率とか能力から言いましてどうかわからぬと、健常人と比べて仕事によってはわからないと、比較をすれば健常人よりも

し結果、資料は差し上げますけれども、一言だけ申せんけれども、四十八年の古い資料しかございませんけれども、四十八年の生活実態調査で賃金の比較をいたしますと、当時の所定内賃金が一般的労働者の平均が六万六千円に対して身体障害者が六万円、約九%ぐらいの差があります。それほど大きな考え方されるほどの差はございません。で、雇用労働者が身体障害者二十数万、その中でいま話が出ました最貧の除外例が一年間に三百件余り、これはむしろ先ほどから御指摘になっております精薄者が大部分なんです。精薄者に、もし姓薄者の雇用を進めると一方で言いながら賃金は最低賃金の除外はけしからぬということになりますと、精薄者を採用するものがなくなつちゃうんです。私は先ほどから申し上げておりますように、身障害者の場合も精薄児も含めて、能力がなければ能力がないままに能力に応じた賃金しか払わなのは当然だと、そういう前提に立つて能力を高めてもらう、能力を高めるように使用者も努力をこしてもらおう、助成をしてもらおう、こういうことないと私は本当の根本的な解決にならないと思ひます。ですから賃金問題も含めて私はこの新しい法制の考え方で、本当の意味での身体障害者雇用を進めていきたい、このようになっておりまます。

の船員を乗せて走る船というのが非常に多くなつて、そのおかげで国内の船員が非常に失業が続出をしているという問題が出ております。で、そういうふうな結果、船員を取り巻く雇用不安というのが非常に深刻になつてきておるというのが実態のようでござります。失業給付の対象者が六千人を超しておる。求人倍率は陸上では〇・六二%ですか、これは二月の統計ですね。ところが船員の人は〇・一二なんです。非常に大きな差があります。しかもその要因の一つというのは、いわゆるマル・シップといわれる状況によつて起こつてゐると言われています。マル・シップというのは一体何かと思って、これは私も聞きなれぬ言葉で調べてみますと、日本の船主が外国の船主に裸用船をして、からの船を貸して、それで日本の労働者の賃金の二分の一か三分の一も低いという外国人の労働者をその船に積み込んで、そうして労働者を積み込んだ船をこつそり借りて、この船に日の丸の旗を揚げて走らしいると、しかもこういうマル・シップというスタイルの船が急速にあえて、現在就航中のものが百三十八隻、いま建造中のものを含めると四十隻、こういう形で日本人の船員の職場がどんどん奪われていつてある。しかもその奪われた人たちというのは非常に中高年が多い。まあ海から陸へ上がるわけですから再就職はきわめて困難、こういうやうなことを言われております。その中で全日本海員組合からは運輸大臣に対してもこの問題についての対策を強めるようにといふ非常に強い対策についての回答を要望しておられます。その中で全日本海員組合からは運輸大臣が船員組合の申し入れもあるので対策は検討中だと、いましばらく日時をかしていただきたいというやうな御答弁があつたようなんですが、それは四月三十日なんです。まあ、その後どのよくな対策を運輸省としてはお立てになつてこれらのか、そのことを簡潔にお聞きをしたい。

実はこの問題、非常にむずかしい問題でござります。と申しますのは、われわれの基本姿勢といつたしましては日本人船員が乗った日本船が一隻でも多くなるということ、これは当然望んでいるところでございますが、残念ながら外航海運はいわば閉ざされた労働市場といいますか、生産市場といいますか、そういう陸上産業と連いまして外との国際競争についつもさらされているわけでござります。どういう船を使つかといふのは荷主が自由に選べるわけでござります。としますと、荷主は当然安い船を選ぶわけです。そうしますと、日本船があま残念ながら非常にコストが高くなつております。どうしても外国船に行つてしまつわけです。それぢや困りますので、実はわれわれ政府といたしましても計画造船で資本コストを引き下げたり、あるいはいろんな助成をしたりして利子補給等をやって資本コストを引き下げて日本船のコストを安くするという努力もしております。まあ、そればかりに、各日本海運の企業もやはり自分たちのどうも日本船のコストが高いものでござりますから、外国用船として外国から船を借りまして、それを突き合わせまして結局日本海運を維持しているという現状でござります。実はマル・シップというのもその一つの変型でござります。それで、もしいまここで仮にマル・シップを禁止いたしたと仮定いたしますと、まあ非常にむづかしいのですけれども、仮定いたしますとどうなるかと言ひますと、直ちに日本人の船員乗った船がそのまま出てくるということにならないわけですね。外国用船に恩らしく変わつてしまつと思ひます。それで、その辺が非常に複雑な問題でございまして、まあ海運の自由という原則のもとに運営されようか。逆に変に日本の企業に特殊な強い規制を課すことによって日本の企業が国際競争力を失つてしまふで、日本海運が壊滅的な事態になれば、そういういま一部ぢやなしに日本海運の大ぜいの

○船員さん全体の問題になつてしまふと、非常に大きな問題になる……

○**沓脱タケ子君** 時間がもうありませんのでね、簡潔に。

○**説明員(富田長治君)** はい。まあ、それで……、ということですございます。

○**沓脱タケ子君** 対策はとつてないということ。

○**説明員(富田長治君)** はい。対策はちょっとしま、いろいろもちろん検討いたしておりますが、そう簡単にできないということをございます。

○**沓脱タケ子君** それで、労働大臣ね、これは所管が違うと、海のことはわしは知らぬということになると、なるんだらうと思いますがね。日の丸の旗を掲げた船にね、外国人の労働者が乗つてどんどん走つていると、これ陸地へ持つてきただらないなあというたら、日本の陸地上で日本の工場に外国人の労働者が働いているのと全く一緒なんですね。日本ではこの外国人労働者の雇用というのは規制をされているはずでしょ。これは労働大臣が中高年齢層の問題があつて、現段階では外国人労働者を特に受け入れる必要はないということを閣議で発言をされて、これは閣議了解になつて、しかも昭和四十八年にもう一遍再確認をされてい。る。ですからまあ労働大臣ね、この中高年の対策が、対策を進めようという具体的な対策が法案として出てきているときなんですが、海のことだからなどいうことで、これは手放して放置できないと思うのです。そこで、職を失った人たちは全部陸上へ上がつているわけです。そういう点で、これは労働大臣直接どうこうというわけにはいかなふでしょうけれども、閣議了解等もあるわけですかね、ひとつ運輸大臣にも要請をするなり何なりして、大変むずかしい問題であるということを私知っているんです。知った上でお聞きをしてい。るですが、特に中高年の雇用情勢の深刻な時期ですので、そいつた点でひとつ労働大臣としても無関心ではおつていただいてはならないのではないかと思いますので、大臣の御所見をお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(長谷川稟君) おっしゃるよう、少くとも日本人船員の就労の場が不當に侵害されることは望ましくないことでございまして、まあ、いまのようなマル・シップの問題もありますけれども、たとえカツオ、マグロね、それから捕鯨、こういう諸君が海洋二百海里の問題でもう失業しておかへ上がります。おかへ上がりますとこれは労働省の方で就職あつせんとか職業転換とか訓練とか、こういうこともあります。そういう現実的な問題もありますが、運輸省とさらにまたいろいろ相談をしてみたい、こう思つております。

○番脱タケ子君 時間がありませんので、最後に一つ伺つておきたいのは、この中高年の求人倍率がやはり依然として低いと、そういう中でやはり失対の問題というのを考え直す必要があるのではないかと、で、附則二条を削除して、やはり緊急失対事業の凍結というのを解除するべきではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしよう。

○政府委員(遠藤政夫君) 全然考へておりません。

○番脱タケ子君 では終わります。

○浜本万三君 私は、片山粕谷両委員がすでに基本的な問題につきまして質問をされておりますので、多少まあ、わからなかつた点やこの法律運用に当たつて特に必要だと思われる点を二、三感じましたので、その点を申し上げまして御答弁をいただきたいというふうに思います。

まず最初、この法案審議に当たりまして身障者の方々からたくさん陳情をいただいてあるんですねが、その中で、この法案を審議する中で、特に関係当局に対して身障者の方々の気持ちを通じてもらいたいという希望がございましたので、その点を二、三最初に申し上げてみたいと思います。

一つは、生活保護費を収入認定されるのですから、せつかく障害年金が増額をされましても、手元に入る金額はふえないそういう結果が具體的にあらわれておるわけでござります。たとえは、一つの例を申し上げますと、東京の目黒区の長浜

さんといらう人なんでございますが、この方は十二月、一月、二月、三ヶ月いただいたこの内容がこちらに報告をされておるわけですが、一番高い一月が一万四百八十円、二月は三千七百八十円といふふうに、この支給金額が少なくなつておるわけになります。これは生活保護費の収入認定というところに大きな問題があるんではないかというふうに思ひますので、その点、やはり増額をさればされるだけ少しどもたくさん支給されるお金が入るように配慮するのが政治の姿ではないかといふふうに思ひうわけです。その点、いま具体的に申し上げましたような例を一つの参考にしていただきまして、善処してもらいたいと思ひますが、いかがでしょか。

○説明員(金瀬忠夫君) 生活保護を受けでおられ

ます身体障害者で福祉年金を受給しておられる方

に対しましては、これを收入として認定いたしま

すが、同時に身体障害者なるがゆえのいわば特殊

の経費といふことで、同額を加算として処理をいたしました。しかしながら、近年

の福祉年金が急速に金額が増額されてまいりま

すと、同じ生活保護を受けておられる方との均衡の問題あるいは低所得の方との均衡といふ

ような問題から、いろいろ何と申しますか、バラン

スを失するといふうな関連の問題が出てま

つてきております。そういうことから、いま申しましたよ

うの福祉年金について、他の

いま申しましたよな均衡等も考慮いたしまし

て、身体障害者につきましては、老齢加算の一・

五倍というような形の加算といふ整理をいたした

わけでござります。なお、これらの加算につきま

しては今後とも改善充実してまいりたいといふ

うに考えております。

○浜本万三君 それから次の問題は、障害等級を

国年並みの等級にしてもらいたいという希望があ

るわけなんです。これは結局一・二級といふのを

一・二・三級ぐらいにいたしまして、わかりやす

く他の年金と合わない方がないのではないかとい

う希望があるわけなんでございますが、それに対し

てはどのよう見解をお持ちでしょか。

○説明員(金瀬忠夫君) お答えいたします。

恐らくおっしゃいますのは、現行の身体障害者の等級が一級から六級までに分かれております

が、これを恐らくいまおっしゃいます国民年金な

りあるいは厚生年金なりの等級と見合いの形に処

理をしたらどうかと、こういうお尋ねかと存じま

すが、実は私どもの身体障害者の等級につきま

しては、現在ちょうど二年ほど前からになります

が、身体障害者福祉審議会におきまして、この等

級の調整についていろいろ専門の先生方に入って

いたしまして御審議をはいただいておりま

す。で、現在の段階では、まだどうこうという形

をいま申し上げられる段階ではございませんけれ

ども、年金との見合いの関係を調整しながら、少

なくとも現在の六段階あるいは三段階ぐらゐの

整理にして調整をしてまいりたいというふうな考

え方で、現在審議会でいろいろ検討いただいて

るところでございます。

○浜本万三君 いまの二つの問題につきまして

は、それそれ前向きの形で検討されておるとい

うお話でござりますので、さらにこれを促進して

いただきますようより要望申し上げておきたいと思

います。

それから、次は障害者の機能改善のための医療

を国の責任で実施してほしいということなんです

が、内容を申し上げますと、いまござります國立

身体障害者センター、何か新宿にあるのだそう

で進めてしまふ予定でございます。

で、お尋ねの医療が中心になってかえつて混乱

するのではないかというような御趣旨のよう

でござりますけれども、あくまでこの施設は身体障害

者の施設でござりますので、医療を中心にして一

般の身体障害者を除外するとか、そういうふうな

ことは毛頭考えておりません。ただ御質問の趣旨

が、あるいはこのリハビリテーション施設を整備

いたしましたためのいろいろな調査会といふのをつ

くつて検討いたしたわけでございますが、その中

にあるいは身体障害者のおそれのある者という者

の医療もといふうなことが一部報告書にござい

ますので、そういうことから恐らく御心配があつたのかと思ひますけれども、いま申しましたよ

ういう心配に対し、心配のないようになさるの

かどうかという点についてお尋ねしたいと思いま

す。

○説明員(金瀬忠夫君) お答えいたします。

おっしゃいました料金の問題、それからまた入

居基準の問題、特に障害者の方につきましては、

世帯としては入れるけれども、単身者は入れない

というような基準もございます。そうしたことにつきまして、建設省の方に私どもいろいろそれ

に対する配慮をやつてほしいということを申し入

れています。入居基準の問題につきましては

ござります。

第七部 社会労働委員会会議録第四号 昭和五十一年五月十三日 【参議院】

前向きに将来の課題として検討を進めたい、こういうふうなことを言つておりますので、御報告申し上げたいと思います。

○浜本万三君 次は、身障者関係の雇用促進法の関係につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初は、先ほど杏脱さんからもお話をございましたが、精薄者を落としておるということでございます。私どもとしては、これを落とすといふことは非常に問題であるといふに思つておるわけです。しかし、政府の方では先ほど御答弁にございましたように、働く能力の問題について相当大きな問題があるというふうに回答がございましたんですが、私どもとしてはこの問題もやはり放置するというわけにいかないといふに思いますので、今後精薄者の取り扱いについても検討されまして、善処されるような政策をぜひ打ち出してもらいたいと思いますが、いかがでしようか。

○政府委員(遠藤政夫君) 精薄者の雇用問題をどう扱っていくかということにつきましては、先ほどお答え申し上げましたように、いろいろ基本的には前提となる問題がまだ未解決に残されております。したがいまして、いま直ちにこれを身障者と同じような法律制度上の扱いをすることにつきましては、かえって精薄者の対策として不都合な問題を生じるおそれがござりますので、今回の法律改正におきましては附則四条でただいま御指摘になりましたような具体的な検討を進めていくといふことを法定いたしました。それまでの間、必要な援助、助成措置は身障者と同じようになつて、こういふことで精薄者の雇用の問題を今後早急に具体的な検討を進めてまいりたい、かようと考えております。

○浜本万三君 雇用率制度の問題なんですが、これは大変前進的な政策として評価をしておるわけなんですが、一つわからぬ点がありますのでまづお尋ねをしたいと思うんですが、雇用率の算定因子といいましょうか、極端に言えばその分母と

分子なるものは一体どういう内容のものかということがまだ明確になつておりませんので、まずお尋ねをしたいと思います。

○説明員(望月三郎君) 分母につきましては、現に雇用されている常用労働者数プラス失業者でござります。それから分子の方は現に雇用されております身体障害者数プラス失業して職を求めておる身体障害者数でございます。

○浜本万三君 その場合ちょっと心配になりますのは、就業しておる者とともに失業しておる身障者の数と、いうものは的確につかめでないんじゃなかつたら心配があるわけでござります。そうすると必ず実数よりもその数字は少ないものが出でるのではないか、そういう心配があるわけです。したがつて、雇用率を高く出る方向で検討をする必要があるんじやないかといふ、そういうことを私どもは考えておるのですが、その点十分注意をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(望月三郎君) いま申し上げましたような点を算式で雇用率をはじき出すわけでございまして、正確な実態がわかるよう一定の資料、それから必要とあれば新しい調査等も実施しながら正確な雇用率を決めていきたい、こう思つております。

○浜本万三君 それから公表制度の問題なんですが、公表制度につきましても非常に積極的な施策として私どもこれを評価する一つなんでございまして、たゞかく公表制度ができるたといふことは、結局身障者の方々の雇用率をより高く達成しようとして、納付金は納めるけれども、同時に雇用義務を負つておるものであるといふに確認してよろしくござりますか。

○政府委員(遠藤政夫君) 全くそのとおりでございます。

○浜本万三君 その納付金なんですが、先ほどの御答弁では三万円程度を考えておるという局長からのお話でございました。私どもが最初聞きましたときには何か審議会にかけてその金額を決めるということなんでござります。三万円が決まっておるなら審議会へかけましてもわれわれが期待する金額にはならないといふに実は心配しておつたのですが、三万円は固定化した金額であるのか、審議会によつてはさらにこの金額を引き上げてほしいという多くの声があるわけなんです。

極的に活用してもらいまして、雇用率達成の実効を確保すべきだと思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(長谷川峻君) 公表の問題につきましては衆議院においても、参議院においてもいろいろ今まで意見が出ました。そういうことなどがございまして、お尋ねを呼び、そうしてまた、これが事業

主の自主的な協力を求める非常に大きな効果を生じております。

○浜本万三君 局長のように三万円頭から考えて大きいに運用については活用してまいりたい、こう思つております。

○國務大臣(長谷川峻君) 先ほどもお答えいたしましたが、私は閣議の席上においてもこのことは續をもつて民間企業への行政指導を強化してもらいたいと思いますが、大臣いかがでしようか。

○浜本万三君 次は納付金の問題についてでござりますが、これは一番私どもが心配をいたしまして、最大の努力を払つて各関係各省に働きかけてまいりたい、こう思つております。

○浜本万三君 次は納付金の問題についてでございますが、これは一番私どもが心配をいたしますのは、金さえ納めれば雇わなくともいい、こういふ風潮になつては非常に困るわけなんでございまして、納付金は納めるけれども、同時に雇用義務を負つておるものであるといふに確認してよろしくござりますか。

○政府委員(遠藤政夫君) 全くそのとおりでございます。

○浜本万三君 その納付金なんですが、先ほどの御答弁では三万円程度を考えておるという局長からのお話でございました。私どもが最初聞きましたときには何か審議会にかけてその金額を決めるということなんでござります。三万円が決まっておるなら審議会へかけましてもわれわれが期待する金額にはならないといふに実は心配しておつたのですが、三万円は固定化した金額であるのか、審議会によつてはさらにこの金額を引き上げてほしいといふ多くの声があるわけなんです。

○国務大臣(長谷川峻君) 今度のこの法律案の中において納付金というのは新しい目玉であります。そこでお尋ねをしたいと思うんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(長谷川峻君) 今度のこの法律案の中においては、公表制度の問題なんですが、公表制度を非常に重視されておるわけでござります。そこで、私は官公庁及び病院は身障者の雇用問題を非常に重視されておるわけでござります。せっかくの自立体制というものが崩れてしまふと、たとえば洗たく屋さんなどを開業されるというふうな問題が所々に起きておるようになります。

○浜本万三君 その精神を体しながら処理をいたしてまいりたい、対処してまいりたい、かようと考えております。

○浜本万三君 それからもう一つ、官公庁及び公立病院などの関係のあることなんですが、障害者の方々が努力されまして自立をされる。自立をして、たとえば洗たく屋さんなどを開業されるというふうな問題が所々に起きておるようになります。

○国務大臣(長谷川峻君) 今度のこの法律案の中においては、公表制度の問題なんですが、公表制度を非常に重視されておるわけでござります。そこで、私は官公庁及び病院は身障者の雇用問題を非常に重視されておるわけでござります。せっかくの自立体制というものが崩れてしまふと、たとえば洗たく屋さんなどを開業されるというふうな問題が所々に起きておるようになります。

明確に答えていただきたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君) 身体障害者の雇用の確保という観点からいたしますと、雇用労働者として企業に雇つてもらう、企業で働いてもらうということとも大事でございます。同時にまた、自営独立して自分の職業を確保されるということとも大事だと思います。そういう意味からいたしまして、先ほどの官公庁の官公需の発注の問題と似たような問題がございますが、こういった病院とか官公庁でいわゆる中小企業に対して、クリーニングだとかそういった小規模の発注関係につきましては、随契等の場合には可能な限りそういう方向で処理すべきものだと、そういうふうに対応してまいりたいと考えております。

○浜本万三君 随契なんてやってくれないんですね、こういう小さいところはね。ですから、要するに温かい配慮をしてもらうようにせひ指導してもらいたいと思います。

それから、解雇の届け出義務の問題なんですが、今まで結構なことだというふうに思いました。とにかく、これが形式的に流れはしないだろうかといふ心配がござります。そこで、私どもとしては、積極的な意見としては、三ヶ月前までに届け出せるようにならうかという気持ちを持っておるわけなんですが、しかし、もうすでに改正案が提案をされておりますので、それを一步譲るいたしまして、この本人の意思を聞くといふことがこの際必要ではないかというふうに思いますが、その点はいかが考えておられるでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) この身体障害者といえども解雇予告制の問題につきましては労働基準法の諸規定がございます。ここで解雇の事前届け出を法定いたしましたのは、こうやってやむを得ず解雇をされざるを得ない場合に、そういう解雇される人の次の就職を確保したい、こうしたことを持たる目的いたしておりますので、当然届け出

があれば、それに基づいて本人の意思、再就職の希望等を十分聽取いたしまして、できるだけ速やかに再就職を図つていくようにしたい、こういう趣旨でございますので、もう御質問の趣旨当然だと考えております。

○浜本万三君 それでは、大体事前に届け出を徹底させて、本人の意思を十分聞いて措置するようになりますね。

それから、次は賃金の差別問題なんですが、これは一つは身障者の方が、参議院の常任調査室の「立法と調査」という本の中でも非常に低いといふことが報告をされておりますし、先ほどの基準局長の話でもそのことが明確になっておるわけなんですが、二つ問題がございまして、一つは障害者に対する削減率が非常に低いといふことが、身障者の最賃法八条の適用が相当なされておる。私が伺つたところでは五百余りの適用があつて、そのうち大部分が身障者であるという事情が判明をしておるんですが、いかがでしようか。

○政府委員(藤繩正勝君) 先ほどもこの問題、議論されたわけござりますが、最低賃金法では確かに「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」については行政官庁の許可によりまして適用除外ができるといふことになつておりまして、現に先ほどお話を出ましたが、昭和五十年の許可状況を見ますと、身体障害者については三百十件、精神障害者につきましては千九十二件というような許可がなされておるわけでござります。しかし、これはあくまでも身体障害者であればすべて除外を認めるという考え方ではございませんで、その障害の程度が著しく、そして業務の遂行に直接支障のあることが明白であるといふふうな場合に限つて許可をするという方針でござります。こういった制度は、やつてまいるわけでございます。こういう制度は各國にもそれぞれとられておるところであります。

○浜本万三君 それから、障害者の雇用が進まない理由といたしましては、能力開発、訓練等の条件整備がまだ不十分である。したがつて、身障者の方々にはできるだけ訓練をし、健常者に劣らぬような能力を身につけて、一刻も早く独立をしてまいるわけでございます。こういう制度は、わが国だけにあるわけではありません。そこで、りつはな

はり趣旨は、先ほど来御議論がありますように、身体障害者の雇用の場を確保するという見地からやむを得ない制度ではなかろうかと思います。およそ労働保護のいろんな規制というものはもちろ刃の剣の性格を持っておりまして、保護を強化すること自体は結構でございます。それを強化すればするほどやはり雇用の場を狭めるというジレンマがございます。その辺を法の精神あるいは政策の趣旨というものを十分理解をした上で適正に運営していくということが一番大切なことではなかろうかというふうに思うわけでございます。

○浜本万三君 この最低生活費といふのは、本人の生活あるいはまた扶養者の生活、教育とか住宅、そういうものの上にさらに身障者の場合には障害者として必要な加算といふことが考えられるわけなんです。したがつて、普通の方々の最低賃金よりもさらに考慮せねばならぬ点があるよう私は思うわけでございます。したがつて、先ほど局長は最賃法八条の精神そのままを申しましてけれども、その法の運用はやっぱり温かい気持ちがあつてよろしいんじゃないかといふふうに思うので、とにかく慎重な配慮の上にその運用をしてもらいたい。重ねて申し上げておきますが、ひとつあなたの答弁、もう一遍はつきりしてもらいたい。

○政府委員(藤繩正勝君) 先ほどお答えしましたとおり、両方の側面がございます。しかし、いまお述べになりましたように、身体障害者に対する取り扱いといふものができるだけ温かくなければならぬという点は全く同感でございまして、私どもは諸般の事情を十分配慮いたしました上で過ちのないような運用をしてまいりたいと思います。

○浜本万三君 それから、障害者の雇用が進まない理由といたしましては、能力開発、訓練等の条件整備がまだ不十分である。したがつて、身障者の方々にはできるだけ訓練をし、健常者に劣らぬような能力を身につけて、一刻も早く独立をしてまいるわけでございます。こういう制度は、わが国だけにあるわけではありません。そこで、りつはな

職業能力を身につけた身障者を一刻も早く社会に送るためにには、どうしてもそのための職業訓練とか、あるいは職業訓練に必要な設備といふもののが充実ということが現代の産業近代化に即応して必不可少です。そういう点について政府の積極的な施策を国民は望んでおるというふうに思います。これは大臣の方から御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(長谷川岐君) 本人がとにかく自立していくという気持ちと、それからそういう訓練で大臣の方から御答弁をいたさないと思います。

業を求めていくというこの気分が大事だと思いまども、労働省としてはいままでも御理解いただきましては、まだ足りない面がありますけれども、努めております。たとえば、身障者の展覽会などをやりますと、そういう場所において国民にPRもできますし、新しいまた適職がそこに見つかるというふうなことで積極的にいまから先もやります。たとえば、身障者の展覽会などもやります。たとえば、身障者の展覽会などをやりますと、そういう場所において国民にPRもできますし、新しいまた適職がそこに見つかるというふうなことで積極的にいまから先もやりたいと、こう思つております。

○浜本万三君 次は、中高年齢者の雇用促進に関する点なんですが、これは先ほどからずっとぶん議論にはなつておるんですが、高齢者の納付金制度、高齢者の雇用についての納付金制度、それから高齢者の雇用率制度、ぜひ制度として取り入れてほしい、という希望があるわけなんです。が、政府の方は、今回この点につきましてはだめだというお話をなんどござります。私どもとしては身障者と同様に、いま就職に一番困つておるのは中高年齢者であることは大臣も御承知のとおりだと思います。したがつて、この問題を一刻も早く安定した就職につけるということは日本の社会にとっても大切なことだというふうに思つておるわ

ますが、いかがでしようか。

○國務大臣(長谷川岐君) いままでも御議論が

そういう行政指導、そのための援護措置、こういうことを考えていくべきじゃないかと思っておりますので、ただいますぐに率の問題についての御回答はしばらく延期さしてもらいたい、こう思いました。

○浜本万三君 それでは要するに、高年齢者の雇用をひとつ積極的にやってもらいたいという気持ちがあるので、こういうふうな言葉でぜひ善処してもらいたいと思うんですが、高齢者の雇用率達成に努力をするとともに、質のよい雇用を確保するよう検討をしましょうということがぐらいは明確にひとつそのとおりだというふうに答えてもらいたいと思います。

○国務大臣(長谷川謙君) 御講論としては承り、またそういうふうな方向で努力してまいりたいと、こう思つております。

○浜本万三君 次の問題は求職手帳の発給要件を改善してもらいたいという希望でございます。簡単に申しますと、申請期間が初回給付時から二ヵ月以内になつておるというふうに思つてます。それをできれば失業給付が切れるまで延長をしてほしいという考え方があつございます。さらに親切にこの職業の雇用の指導をするという意味におきまして、初回の受給のときに申請用紙などを配つて、十分よく説明をいたしまして、周知徹底をさせようという方針を講じてもらいたいという希望がありますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) 現行法にあります中高年齢者求職手帳制度の運用につきましては、従来とも実態に即して適正な運用を図つてしまつたりますが、実際にはなかなか一周年を経たすけれども、一般にまだ知られていない向きもある、こういう御指摘もございましたので、中高年求職者に対しても周知徹底するということにつきましては今後とも一層努力をしてまいりたいと思っております。運用につきまして要件を緩和しろという審議会の場におきましても一部そういう御意見がございましたけれども、私どもは現在の制度を、要件を緩和することと

は考えておりませんが、今後とも実態に即応いたします。適正な運用を図つてしまいたい、かように考えております。

○浜本万三君 それからもう一つは、資料の点も成に努力をするとともに、質のよい雇用を確保するよう検討をしましょうということがぐらいは明確にひとつそのとおりだといふうに答えてもらいたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君) いま数字を記憶いたしておりませんので、調べて後刻……。

○浜本万三君 あれは税金で十八万円ぐらいですか。

次は、特定地域開発就労事業の問題についてお尋ねをしたいと思うのです。現在四十五歳以上の有効求人倍率と、就職率はどうなつてあるのでしょうか、ちょっとこれ資料だけをお尋ねしたい。

○説明員(望月三郎君) 四十五歳以上四十九歳までの求人倍率が〇・四七でございます。それから五十九歳までが〇・一五、こういう率で、これは五十年の有効求人倍率でございます。

○浜本万三君 昨年同期と現在の事情も聞きたいのですが、それはまあ相当よくないということが

いまの数字でもはつきりしていませんから聞かないことにいたします。

そこで要望するわけなんですが、中高年失業者を吸収し、雇用を拡大するための特別地域開発事業を拡大すべきではないかというふうに思うわけですね。その気持ちがあるかどうか、ひとつ大臣伺いたいと思うし、さらにもうそのための財政援助として、補助率を相当上げるべきだという気持ちを持つておられるのですか、いかがでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) 中高年法をもとにいたしました特定期間開発就労事業は、いま御指摘に

域で、しかもこういった事業を起こすことによつて、地域の開発に役立ち、結果として雇用が拡大できる、こういう条件、一定の条件のもとにこの事業が行われております。この事業を拡大するかどうかといったようなことは、こういったいま申し上げましたような条件に適合するかどうか、同時にこの主体となります地方公共団体がこういう事業の実施の可能性といったような面から検討された結果、この事業を実施いたしておるわけでございまして、ただ一律に失業者がたくさんいるから、この事業を起こすというようなわけに、いわゆる緊急失効法によります失業対策事業とその点で性格を異にいたしておりますので、一概にこの事業を失業者の増勢だけで拡大するというわけにはまいりませんが、都道府県なり市町村にこういった実態を十分認識をもらつて、実態に即した運用を図つてしまいたいと、かように考えております。また、この事業の執行に要します費用につきましてはその補助率を引き上げると、こういう御指摘でございますが、私どもは年々単価を地方の要望に応じて引き上げてまいりております。ただし、この事業の執行に要します費用等によりまして超過負担を来たすことのないよう十分な配慮をいたしてまいつておるつもりでござりますが、今後とも単価の引き上げなりそういった超過負担の生じないような配慮を十分加えてまいる考えでございます。

○浜本万三君 時間が来ましたので二つだけ要望をしておきたいと思います。

一つは職安の機能を一層強化してほしいという希望と、それからもう一つは雇用率未達成のところをさらに雇用を促進させるために、いまの努力目標を強化いたしまして、未達成のクラスによって賦課金制度のようなものを作ることを検討できないだろうかということなんだとございますが、こういう立場に立つて以下若干の質問をいたしました。今回提出されております法案が現行法と比較して一步前進であることは評価するものではありますけれども、施策の一層の充実を期待すると、

います。

○政府委員(遠藤政夫君) 安定所の機能の問題につきましては、これから雇用政策を遂行していくには上でのただいま御審議願つております身体障害者の雇用の問題あるいは高年齢者の雇用の中の最も重要な課題にならうかと思います。

そこで、これに対応いたしまして、全国六百の安定所の機能を充実させるといったようなことは当然必要なことでござりますので、私どもは予算面あるいは機構の改革等も含めまして安定所の機能の整備、拡充に今後とも十分努力をしてまいりたいと、かように考えております。

それから、雇用率未達成というお話をございまして、これからそれに對して懲罰的な賦課金を課するといふような制度をつくることはこれは雇用率制度を設けた趣旨に反することになりますし、いまこういった問題を検討する余地はないんではないかと、私どもはかように考えております。

○柄谷道一君 大臣は、七十七通常国会における所信表明の中で、第一に安定成長下における総合的雇用政策の推進を挙げられました。そして、その柱の一つとして心身障害者と高年齢者の雇用と福祉を一層促進することを強調されたわけであります。今回提出されております法案が現行法と比較して一步前進であることは評価するものではありますけれども、施策の一層の充実を期待すると、

第一は、中高年齢者の雇用保障に関してであります。職業安定局調べの「最近五ヶ年間の雇用保

「年令階層別推移」というものをながめてみますと、四十五歳以上の者が受給者全体に対して占める比率は四十五年では二六・七%、四十七年では二七・八%と、おむね二六・七%台を前後しておったわけですが、五十一年二月の調査では実に四五・九%とはね上がっているわけあります。特に男子につきましては五三・九%を占めております。さらに細分してこれを五十五歳以上の者に限つて調べますと、その比率は四〇・九%に達しているわけでござります。しかもいき発表がございましたけれども、五十五歳以上のお効求人倍率は実に〇・〇九、いかに中高年齢者の雇用がいま大きな問題になつてゐるかはこれらの資料が如実に示しているところであると思ひます。

そこでまず第一の質問でございますが、改正案によりますと、企業に努力義務としての高年齢者雇用率を設定いたしまして、定年延長側面から援護しよう、こういう趣旨でありますけれども、私はこれは一つの発想でありますけれども、このような雇用情勢の現状といふものを踏まえますならば、明年三月ぐらいまでは定年に達した者であつても、一応、六十歳ぐらいまではその企業が抱えて、そして定年の発効を猶予する、こういった思い切った行政指導が労働省当局において行われるべきではないか、本質的な定年をどうするかうするは、いま本法の趣旨に沿つて行われるとしでも、緊急避難的な行政指導といふものが望まれると思うわけですが、いかがでござりますか。

○政府委員(遠藤政夫君) 雇用保険のあるいは雇用保険になります前の失業保険の受給者の年齢階層別の構成比は御指摘のとおりでございます。この数字が示しておりますように、最近——ここ二年ほど、中高年齢者の受給者率が高まつてきておるということは、それだけ中高年齢者の失業が際立つてきている、こういふことはもう如実に物語つてゐることだと思います。ただ、そこで一つ失業保険法下の受給者の実態と、雇用保険にな

りましてからの受給者の実態に若干差がござります。その分だけはちょっとマイナスとして考えていただかなければならぬのじやないかと思ひます。と申しますのは、失業保険時代にはいわゆる若干女子あるいは季節出かせぎの関係、そういうものがござりまして、比較的若年労働者の受給者が多かつた。

それからもう一つは、いわゆる事故退職者が非常に多かつた、この不況に入りまして事故退職者の割合が減つて、いわゆる解雇者の割合があつて、それが中高年齢者に集中してきた、こういふ状態がござりますので、それを捨象して考えてもなおかつ御指摘のよくな点が十分にうかがわれます。そこで実はいま御指摘のありました問題につきましては、定年延長をいろいろな方法を取りながら推進してまいっておりますけれども、昨年の八月に、労働省におきましても定年延長の問題は労使間の問題であつて、行政措置でどうこらへるわけにまいりません。しかし、さはさりながら、こういふ市況の不況下にあります、特に高年齢者の雇用問題が非常に深刻な状態になりつつある中で、本格的な制度としての定年延長問題はさらに別としましても、とりあえずとにかく来年の三月まで、ことしこざいます、定年に達した人を来年の三月まで企業で抱えておくような方向で労使で話し合いをしてもらいたいということを企業主団体に、労働組合に申し上げたことがござります。まあ、それがどれだけの効果がありましたか、効果は実は定かではございませんけれども、上げましたような中高年の深刻な雇用情勢を考えますならば、安易な雇用が行われないための雇用制限の措置を強化するということもその方法でも一策であるうと思います。また、いま私が申し上げましたような中高年の深刻な雇用情勢を考えますならば、安易な雇用が行われないための雇用制限の措置を強化するということもその方法であろうと思います。また、年齢的に職務遂行が今日まで困難だと思われておった職種の中でも、作業環境の改善などの企業努力によつては中高年齢者であつても十分職務の遂行が可能であるうと思うわけであります。こういう企業に対する作業環境強化努力に対する行政指導や国としての支援策を改善努力によるものであります。また、再就職の雇用促進につきまして、たとえば一定年齢以上の中高年齢者に対する定年退職後の再就職援助のための有給訓練休暇制度の制度化、ないしは事業主に對して財政援助を含めた指導といふこともいわゆる企業在籍期間中に打つべき手もあるうと思うのであります。さらに職業紹介所における中高年職業相談員といふものを増員いたしまして、文字ど

りまして、おっしゃるよう五十歳以上、四十五歳以上の方々が四〇数%も有効求人倍率が悪いといつておられます。しかも有効求人倍率は多少上昇したとしても、統計はまだ発表されてはおりませんけれども、依然として五十五歳以上の有効求人倍率はそう飛躍的にふえていないと、こう見るべきだらうと思うのです。そこで昨年もやらされましたけれども、大臣の方で前向きに検討していただき、この状態の中に定年が来たと、あすから定年ではうり出すといふんではなくて、やはり企業自体が本年三月までぐらはひとつ経済情勢の好転が見通されるまで企業に抱えておくべきだという程度の労働省としての行政指導は当然あつてしかるべきだと思います。検討をお願いします。

そのほかにも、私は中高年の積極的雇用確保対策を展開していくくといふ視点に立ちますならば、たとえば現行六十三種の中高年者を比較的採用やすいという業種につきまして、これは行政の面で洗い直しをして、さらにその拡大を図ることも一策であるうと思います。また、いま私が申し上げましたような中高年の深刻な雇用情勢を考えますならば、安易な雇用が行われないための雇用制限の措置を強化するということもその方法であるうと思います。また、年齢的に職務遂行が今日まで困難だと思われておった職種の中でも、作業環境の改善などの企業努力によつては中高年齢者であつても十分職務の遂行が可能であるうと思うわけであります。こういう企業に対する作業環境強化努力によるものであります。また、再就職の雇用促進につきまして、たとえば一定年齢以上の中高年齢者に対する定年退職後の再就職援助のための有給訓練休暇制度の制度化、ないしは事業主に對して財政援助を含めた指導といふこともいわゆる企業在籍期間中に打つべき手もあるうと思うのであります。さらに職業紹介所における中高年職業相談員といふものを増員いたしまして、文字ど

りまして、おっしゃるよう五十歳以上、四十五歳以上の方々が四〇数%も有効求人倍率が悪いといつておられます。しかも有効求人倍率は多少上昇したとしても、統計はまだ発表されてはおりませんけれども、依然として五十五歳以上の有効求人倍率はそう飛躍的にふえていないと、こう見るべきだらうと思うのです。そこで昨年もやらされましたけれども、大臣の方で前向きに検討していただき、この状態の中に定年が来たと、あすから定年ではうり出すといふんではなくて、やはり企業自体が本年三月までぐらはひとつ経済情勢の好転が見通されるまで企業に抱えておくべきだという程度の労働省としての行政指導は当然あつてしかるべきだと思います。検討をお願いします。

そのほかにも、私は中高年の積極的雇用確保対策を展開していくくといふ視点に立ちますならば、たとえば現行六十三種の中高年者を比較的採用やすいという業種につきまして、これは行政の面で洗い直しをして、さらにその拡大を図ることも一策であるうと思います。また、いま私が申し上げましたような中高年の深刻な雇用情勢を考えますならば、安易な雇用が行われないための雇用制限の措置を強化するということもその方法であるうと思います。また、年齢的に職務遂行が今日まで困難だと思われておった職種の中でも、作業環境の改善などの企業努力によつては中高年齢者であつても十分職務の遂行が可能であるうと思うわけであります。こういう企業に対する作業環境強化努力によるものであります。また、再就職の雇用促進につきまして、たとえば一定年齢以上の中高年齢者に対する定年退職後の再就職援助のための有給訓練休暇制度の制度化、ないしは事業主に對して財政援助を含めた指導といふこともいわゆる企業在籍期間中に打つべき手もあるうと思うのであります。さらに職業紹介所における中高年職業相談員といふものを増員いたしまして、文字ど

の措置もありましようけれども、極力大臣としての善処を強く求めておきたいと、こう思うわけです。

第二は、心身障害者の雇用対策についてであります。いささか古い統計ではございますが、昭和四十二年調査によれば、十人残り三十九人

和四一七年調査によると、十八歳以上の心身障害者百七十二万人に対し、就業者は七十九万人、就業率は四六%と政府統計で出ております。

これにはいろいろ、七十歳、八十歳の者も含まれているんだ、寝たきり老人もあるんだということ

上六十五歳未満の、今度は「心」を除きまして身体障害者、これをとりましても八十八万四千人に

対して就業者数は五十三万一千人、就業率は六〇%であります。四十七年の一般の就業率七一・二%と七%ます。まことにその就業率は低

いということをこの統計は示していると思うわけです。そこで、大臣にお伺いするんですが、精神

障害者の雇用対策につきましては、まだまだ解決しなければならない多くの問題があるから、一応その挨拶を引き続き「うこと」とし、今日ははつや

る精神、訓示規定といいますか、そういうものにとどまらざるを得なかつた、こういう当局の姿勢

でござりますけれども、これは私は一つの提議なんでございますが、法改正案では、身体障害者雇用促進協会で検討する、こうなつておりますけれ

ども、もつと積極的に労働省の付属機関として、精神障害者の職業能力の開発、職種の開発などを

専門的に検討いたします心身障害者雇用促進問題研究所というものを設置いたしまして、これらの研究開発により精神障害者の雇用に適当であると

認められた職種について労働大臣はこれを雇用職種として指定をし、公共機関及び民間企業にその遵

守を義務づける、ないしは公共の福祉工場の設置を検討する、こういったひとつ新しい試みが、いま大臣の言つておられます今後検討するという項

○国務大臣（長谷川峻君）　前段のいろんな適職研
目の中に当然加えられてしかるべきではないか、
こう思うんですが、いかがでござりますか。

究の問題は労働省でもやっていますし、ほかの省からも民間団体と協力していままで進めておられます。が、さらにこれを推進していくたいと思います。

最後の公共福祉工場ですか、そういうものなどは将来とも考える筋合いのものだと、こういうふうに感じていま内々検討しておるところであります。

○柄谷道一君 ゼひ実現されますように御検討を願いたいと、こう思います。

身体障害者の雇用対策でございますけれども、今回のこの方法によって効果が上がるなどを期待いたします。しかし、その雇用確保対策は、雇用率の設定なりこの法案に示されている方策だけですべてを満たしたものではないと、こう思うわけです。私はこれからいろいろ積極的にこれらの対策を進めていこうとする場合、たとえばその一つとして、中高年のところでも申し上げましたが、雇用制限の強化という問題がござります。第二には、各都道府県単位ごとに、知事、労使、職業安定所長、職業訓練所長、各種の心身障害者施設の代表などで構成いたします身体障害者雇用促進連絡協議会というものを設けまして、個々の身体障害者の障害の程度に対応した雇用計画、訓練計画といふものを定めていくことにも有効ではないか。さらに心身障害者の職業指導に当たりましては、専門知識及び経験、熱意を有する者が当たらなければならぬと、いうことでござりますから、職業指導相談体制のさらにつく層の充実強化を図る必要があるう思います。また、雇用問題に熱意を有する民間人を身体障害者職業指導員として広く活用いたしまして、雇用促進のための就職後アフターケアを含めた日常生活面にわたる相談指導に当たらせるということもまた有効な施策であるうと思うわけであります。私は今回の法案制定をもつて事足りりとするのではなくて、いま私は事例として申し上げたわけでござりますけれども、いま申し上げましたような問題点について、これは関係する省庁もあるうと思いますけれども、

も、大臣が積極的に問題提起されまして、施策を実行に移すべきであると、こう考えて、いるものでござります。大臣の所見をお伺いいたします。

○國務大臣(長谷川峻君)　柄谷さんの御意見一々ごもつともござります。その中には、各県におい

としてその実現に向かつて最大の御努力を願いたいと思います。いかがござりますか。

○国務大臣（長谷川峻君） こうした法案を通過させていただきました晩には、従来も考えておつたことが一層推進できますから、まさにそういやゼランタリーと一緒になつて、その中心になつて、諸政策を具体的にそしてまたお役に立つようになつてまいりたいと、こう思つております。

○柄谷道一君 私はその検討の中にもう一つは加えてもらいたいと思いますのは、総合職業リハビリテーション

ヒリテーションセンタの設置という問題についてであります。私は重度身体障害者の職域開発の研究及びこれに関連する職業訓練技法の研究、

ういう問題は医学、心理学、人間工学といったところの、いわゆる諸科学の専門的成果のやはり結集である。

として生まれてくるものではないかとこう思
います。私はこのために、特に重度身体障害者の問題につきましては、職域や作業機具の開発研究、

能力や適職の判定、職業訓練、指導員養成、さことに重度身体障害者の職業更生といったようなもの。

を結合一元的に推進する二つの機関
何でも結構でございますが、そういう試みが一つの大きな方針として打ち出されるということが今

回の法律改正というものを側面からその効果を上げていく重要な一つのポイントではないか、ここまづうつさー。

大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

と協力しまして所沢にそうした趣旨のものをつくることにいたしております。なおそれを拡充する二点ござります。

○柄谷道一君 ゼひその一層の拡充についても努力を願いたい。

次に、身体障害者の適用範囲でござりますけれども、身体障害者福祉法に合わせる、こういうことになりますが、この二つは、おなじことです。今まで

ておらず、この法改正によっておこなわれる行の障害程度等級認定基準は、率直に申しますと、肢体不自由の程度が主たる判定の基準になつてゐると思うんです。内部疾患等の合併症を

する者、たとえば脊椎披裂症患者、これは一例でござりますけれども等の実態に照らしましても、私はこの等級認定基準について洗い直しがされるべき時期に来ているのではないか、厚生省にも何回もこれを言つておりますけれども、厚生省は関係審議会に諮問してひとつ検討したい、という答弁にとどまつております。今度はこれ一緒になるわけですから、私はこの認定基準洗い直しの問題については、もう厚生省任せという姿勢ではなくて、やはり労働者保護に当たる労働省として積極的にこの認定基準の洗い直しと合理化というものについて参画をされ、やはり絶対というものはないとしても、すべての、多くの人が納得し得る基準設定期に努力するべきだと、こう思います。いかがですか。

思うわけですが、私もいろいろの施設、学校等を観察いたしまして感じることは、まず第一に、普通校における混合教育体制というものがまだまだ不十分であるということあります。

る、こういう私は実態の中で果たして本当に本法改正の目指す社会復帰のための有効な教育体制が確立されているかどうかについてはきわめて疑問開きとするものであります。答弁は短くて結構でござ

ことをいたしておりますけれども、そういうものを通じまして先生の質を高め、それぞれの子供に合った教育を実施していくようにならう。今後とも努力をいたしたい、このように考えております。

○柄谷道一君 私は大臣にちょっとお願いをしたいのですよ、これは確かに文部省所管の問題です。しかし私は冒頭申しましたように、学校教育と社会復帰、そして雇用問題は切っても切り離せないわけです。いま確かに文部省の言われましたのはたてまえはそのとおりです。しかし実態がそこまで至っていないというのはこれまた現実なんですね。ひとつこれは国務大臣として、——労働大臣とはあえて申しません、國務大臣としてそういう実態というものを一遍把握されて、文部大臣に対して有効な助言というものをぜひ労働大臣の立場からもしていただきたいことを申しまして、質問を次に移します。時間が余りありませんので。

と合わしたわけでございます。同じ身体障害者といつても適用の範囲がばらばらになりますといろいろ混乱を起こしますので、そういう趣旨から厚生省の身体障害者の範囲に合わしたわけでござりますが、現在この身体障害者の範囲につきましていろいろ御指摘のような問題点があるので、洗い直しをいま検討を進められておるわけでござります。こういうことで一緒に同じ基準によつて行政を進めていくということになりますと、厚生省の身体障害者の基準の洗い直しに際しましては、労働能力の判定といったような観点から十分私も参考をさせていただいて、私どもの雇用政策等の面からも十分御意見を申し上げて適正な身体障害者の等級基準の決定をしていただきたい、か

んけれども、中学三年の方の使っている教科書は、小学校六年生程度でござります。高校三年生が使っている教科書でせいぜい中学一年程度であります。教師の不足、施設の不足等によりまして、いわゆるだんごになつてゐる。しかしその中には、その程度の学力しか消化できない者もおりますけれども、もっと高度の能力を持つ者も含まれてい

しますけれども、これは實際に子弟を見て先生がいろいろ御工夫をいただくというふうなことで、非常に先生の質を高める努力をしなければならない、そういうことを一層痛切に感じておるわけでござります。国立特殊教育総合研究所というものを設置させていただきまして、そこでは百五十人の宿泊等も持つて教員の研修をやるというふうな

者の法定雇用率が設定されるわけです。となると、ならば、私はその法定の身障雇用率を超えるものに対しては、それは多くの割合を雇っている方と比較しては、それが超える者との間に差を設けることは私はいたしませんけれども、少なくとも身障者を積極的に雇用しようとしている企業に対しては、やはり税制の面からこれを支援する、こういう検

四一

と洗い直しが必要な時期ではないか、こう思ふわけです。これは直ちに実行はできません。せひ来年度の通常国会までにはひとつ大蔵省としても労働省と十分お打ち合わせを願つて、有効な措置をとられることを希望したいと思いますが、いかがでござりますか。

しょうけれども、大臣ひとつ大蔵大臣とお話し�まして、来年度にはひとつ目に見えた改正といふものをさらに推進するよう御努力願いたいと思います、いかがですか。

○國務大臣(長谷川峻君)　まあ、努力します。

○柄谷道一君　次に、これは労働省にお伺いいたします。

るということで、実は実施したいと考えています。そして、いま御指摘になりましたような問題点は、身体障害者を雇う場合に雇用奨励金という制度が現実にござります。これも今後並行して実施するわけでございます。これは身体障害者が雇用されて賃度合い、ある程度技能向上させ、職場

には総需要抑制策は堅持すべきである。「こういふ進言をされたことが新聞に報道されております。それは当然総需要抑制策の推進といふことが雇用面に相当な影響が出てくることを予測した上での判断であったと思うのであります。であつても総需要抑制はやるべきだと。大臣は常に失業は

(説明員 大竹宏繁君) 障害者の雇用の促進のために一般的な新たな租税特別措置を設けるべきではないかという御提案がご存じますが、やはり租税特別措置につきましては現在いろいろ税の公平という面から御意見も強く出ておるところでございまして、なかなか新設ということにつきましてはむずかしい問題があることは存じます。ただ、私ども税制当局といたしましては、私どもなりに障害者の雇用促進につきましてもその重要性にか

今回の雇用調整金、報奨金は定額制という発想であります。私は理論的に考えますと、どうも障害の程度に応じ、賃金の一定期率ということの方があつてはいけないかと、こう思ふんですね。たとえば、各産業における賃金決定の機構をいま見ますと、いろいろの差はありますけれども、未経験新規採用者の賃金というものは、これは身障者たると否かの区分はいたしておりません。また、身障者が雇用される場合、いつまでも単純作業とい

おきまして雇用率を三割から二割へ引き下げたわけでござります。それと並びまして今度の新しい障害者の雇用促進法の中に規定されております身体障害者雇用促進協会につきましては、これを法人税法上別表二の法人、言いますならば公益法人等というカテゴリーの中に入れまして、原則として非課税という扱いにもいたしておりますところでございます。そのようなことで私どももいたしましてはそれなりに現在努力もしておるところでござります。

のうへんかくへ あらわす語句。なにか取扱い。
歩等への適応が行われるべきだと、こう思うわけ
です。そうなりますと、果たして定額制という問
題がこれらの大規模な進展というものに対応し得る
システムなのかどうかについても疑問を持つわけ
でござります。今回定額制で発足されることは弊
足当初でござりますから、私としても理解いたし
ますけれども、この問題についてやはり再度の検
討が行われるべきだと私は思います。いかがで
すか。

○柄谷道一君 私は努力していないとは言つていいのですよ。ただ二割以上というこの発想自体が洗い直されるべきではないか。私は身障者の雇用促進という問題は、特定の工場にたくさん雇うということよりも、むしろあまねく工場が今回の雇用率設定という趣旨を生かして、たとえ雇用率の上に一人でも二人でも多くの身障者を雇つていこうやのはり体制づくりがなければ、いま私が冒頭申し上げましたようにその就業率の低さというものをカバーすることはどうていむずかしい、こう思うわけです。課長として現段階でこれ以上の検討を約しますということは言えないで

○政府委員(遠藤政夫君) 今回の納付金をもとにいたしまして調整金を支給する、その調整金が定額制というよりも、むしろ賃金に比例してといふ御指摘でございますが、実はこの納付金なり調整金は賃金補助的な考え方を持つております。性格としては先ほど申し上げましたように、身体障害者を雇うについての経済的負担の調整という考え方をとつております。したがいまして、この部分についてもこういう性格のものであっても定額額でなくして、実際にかかる費用というものを基礎にして考えるべきぢやないかということは言えるかと思いますが、マクロ的な見地からその平均額を

論の存するところでございますから、ひとつ審議会などでも十分意見を徴されまして、次のステップとしてはひとつ検討の素材に上げていただきたいと、こう思います。

時間がありませんので、私は最後に大臣にひとつお伺いをしたいと思います。

私は近代経済学理論の中心は、失業率と物価は反比例の関係にあるという、いわばフィリップス曲線にあると、こう思ふわけであります。

大臣は一昨年の十月当時の田中総理に対しまして「不況下雇用情勢は深刻下し、十月以降有効求人倍率は一を割る危険があるが、物価抑制の方

て、むしろ、安定経済成長下における企業体质の改革、産業体质の構造改善という問題にまで発展をしておるわけであります。長期にわたる不況が続いているわけでありますので、いま企業の中にも余剰人員を抱えております。しかし、これが持ちこたえられなくなるという事態を仮に迎えたとするならば、今後予想されます雇用・失業状態といふものはまさに深刻な様相を示していくのではないのか、こういうふうに考えますと、現在の雇用保険法、私も賛成をいたしました、その機能を認めます。しかし、新しい安定経済成長下における失業予防策という視点に立ちますならば、発想を新たにす。

に、これらの新しい失業要因の発生というものに対応できる体制づくりがいま強く求められると私は思うのであります。この点に対する大臣の所見をお伺いをいたしたい。

○國務大臣(長谷川峻君) 私が當時、田中総理大臣にそう申し上げたとおりでございまして、私は当時国民全体が心配しておつたインフレをいかにして抑えて物価を安定させるか、こういうことでございました。そうしておつしやるよう、雇用保険法の中における給付金によつてまず失業を防止し、しかもなおかつ、いま潜在失業といいますか、過剰人員、それに顕在しておるところの百二十数万、こういうものがありますが、何といつても経済を直すことが大事であります。幸いにこれがいま直りつあるということは、これはお認めになつておると思います。一方、やっぱり昔のようにならないことだけは事実でして、低経済成長、その中にはおつしやるような失業者といふものが、ことに中高年齢層を中心としたものが抱えられておるとするならば、やっぱり私は作業している第三次雇用対策基本計画の中に雇用安定基金などをこういうときにつくつておいて、そして仮に社会施設などになかなか人が行かない、過剰人員の方々がただ遊んで給付金をもらよりは、そういうところに勤めることによってそれを私の方で多少でも補給してやつて、人間を吸収するようなそういう施策をとらなきゃならぬのじゃないかと思つて、第三次雇用対策計画の中にこれを入れて考えて、安定的なそういう対策をやつていこうと思つていま作業を進めております。これはあわせて内閣全体の問題として取り組んでいただこうという意欲を持ってやつているわけであります。近代工業国家は何といつても完全雇用をいかにして維持するかといふことが問題でござります。そういう観点から、今まで以上に推進してまいりたい、こう思つております。

いうものに対応して、どのような失業予防策を講じていくか、私は雇用安定基金制度という看板でなくして問題は中身だろうと、こう思うんです。さらに、そういう意味になりますと業種の大きさで転換が行われるわけでございますから、現在の職業訓練といふ、企業内訓練といふものに対しても新たな視点が求められると思います。また、そのほかにも、これと並行した新しい試みといふものが考えられるべきだと、こう思うのであります。本日、時間がありませんので、私はまた改めてこの機会にこの問題に対する政府の善処を求めていたと思いますが、政治というのは何も委員会だけが政策ではございませんので、私の思いますところ、また改めての機会に大臣にも申し上げたいと思いまますから、ぜひ雇用対策に対して発想を新たに万全を期せられることを強く求めまして私の質問を終わります。

あつて、もつと掘り起こしてこの身障者のことを考えあげなければならぬ。身障者が本当に求めているものは社会参加なんです。いささかの、わずかばかりの社会保険関係の手当を受け、それくらいのことまで満足しているものではないのです。問題は社会参加、そういう意味において今度のこの改正案は一步前進というか、ますますのものだと思います。しかし私はこれには百点満点をつけるわけにはいかぬと思います。まずまず七十五点か、ちょっとと長谷川労働大臣の顔を立てて八十点くらいの点だと私は見ております。しかしいま申したように、七十五点が八十点、遅まきながらここまで来た。何で遅かったのか。肝心の労働者に熱意がなかったからですよ。熱意があつたらこの問題はとうに改正案が国会を通っていたはずなんです。なぜ私はこの点を申し上げるかと言えば、身障者の雇用問題の声が大きくなつてしまい

が、この法案が通つた以後は絶対にそういうことは許さぬということを闇議で強く発言しておいてほしいと思います。これもあなた、約束いたしましたね。

今度のこの案を通案いたしまして、私はもちろん個々の点においては長所もあります。しかし、一番今回のこの改正案の生命は一つの思想があり哲学があるということです。それは社会連帯という思想であり、社会連帯という哲学なんです。これが今度の法案の生命なんです、命なんです。個々の問題はもちろんいいところはあるけれども、社会連帯といふお互いに持ち持たれつ助け合つて励み合つてやろうという社会連帯のこの思想、この哲学、これを徹底させて初めてこの法案が生きるんですよ。その思想なくして、その哲学がなくしてかつこうだけあなたの方つくつたつてだめなんですね。

この思想を徹底さすように強く私はこのとを申し上げておきます。

— 8 —

—

1

ろたそ

の問こ

解題で

雇で

のすまよ

問題かあ

七

私を

こほれ石

それまでは

は う く

不況の季

卷之三

本の障

諸者による

君に旨と

民対か

間す

企る出

業とま

は一番先に身障者を整理するでしょ。まあ大体そんなもんです、想像できますよ。そこで今度は幸いにして解雇の場合は三ヶ月前に基準局へ申し出なければならぬと書いてあるが、私はまだ詰めが足らぬと思う、詰めが。それは企業主と職業安定所とが相談して職業安定所に再就職、転職との身障者に与えてくれ、それを必ず実現してくれという申請を出して、届け出をしてそして何ヶ月かたってもなお再就職とか転職がなかった場合に初めてこの基準局の制度を利用するとか、何かもっと詰めた対策を立てなければならぬと思う。まだ私は研究と詰めが足らぬと思いますから、とにかくこのことを基準局長、あなたの方もよくこれをひとつ研究しておくようにしてほしいと思います。

それから、これはきょうは厚生省の者は来ていないでしようが、これも労働大臣、厚生大臣と相談してほしいと思います。身障者が雇用された場合、これはまあ年金の対象になることは御存じのとおりであります。一般の人は二十年間で厚生年金のまあ受給者としての資格がとれる。しかし身障者は身体がまあ弱体でござりまするから、一般人とハンディが違いますからね。だから身障者の場合は、これはまずまあ十五年ぐらいで厚生年金の受給受ける資格を取るとか、もっと掘り起にして考えてみたらどうかね。一般と同じようにするって、一般と同じようにするんだつたら別にこんな法律は要らぬのですね。これは身障者のための、いいですか、改正案を出したんだから、改正案らしくもつと身障者の場合は厚生年金の受給資格が一般的の者よりもやっぱり五年短くするとか、これもひとつ厚生省と相談して研究しておいてほしいと思います。

最後に私は精薄者のことで申し上げたいと思ふ。それぞれ御質問もありました。今回のこの改正案の中に入つてないのが残念です。恐らくこれは労働省としてはいまいわば暗中模索といふか、模索していく、精薄者の一体雇用とか仕事とはどういうものがよいだらうかという一つの模索

をしているんだと思う。よくわかりますよ。よくわかりますけどね、身障者といえどもこれは動きたい、何かしたい、これがあるんです。知能が足りなくてその足りない中でも知能があるんです。この委員会には医学者の丸茂君、脳脱君おられます。人間は本能的に何かしたい、動きたいとします。人は言つてゐるんです。子供が生まれて七ヵ月、八ヵ月たまます、その子供が座つている前におもちゃでも置きなさい、そのおもちゃをつかまんとして私は言つてゐるんです。ああ精薄者か、いやどうにもならぬわと、精薄者はどうにもならぬと見捨ててしまつてはもうだめなんですね。もつと掘り起こして考えなければならぬ。私は一つの例として、いまでも滋賀県で田村一二という精薄者のために若いころから今日まで自分の一生をこれに捧げている人があります。近江学園におられたときと思ひますが子供たちを砂場で遊ばせておいた。そうして砂を丸くたどんのようにつくつてみ、と言つたところが、みんな結構うまくくるんです。そのときにヒントを得てたどんづくりをやつたんです。この精薄者にたどんつくりをやつたんです。いまはたどんなど使つてゐる家は少なくなつたでしようが、しかしその時代にこの精薄者が喜々として喜びながら真っ黒になつてあつたどんつくりをやつた。精薄者のつくったこのたどんはそれぞれの家庭で恐らく血の通つた温かいものを与えたと思います。ぼさっとして何にも研究せずして、掘り起さずしてじつとしておつたらいつまでたつてもできるものじゃないのです。あなた方はもつと研究して、掘り起して、そしていま申したように精薄者といえどもある程度の知恵があるんだ、何かしたいという、そのことをとらえるようにしなければならぬ。私は五分間という約束であったので、ちょっとオーバーしましたが、このことを強く訴えて、大臣初め労働

省の幹部諸君に一層の奮起を望みまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。(拍手)
○国務大臣(長谷川峻君) ただいま経験深い小川先生からのだんだんの激励、訓示、身に体しまして明日からこの法案が成立した後、さらに一層よく深く考え、そして一人一人が生きがいを求めるように愛情を持った施策に労働省は邁進します。お誓いいたしまして答弁いたします。(拍手)
○委員長(戸田菊雄君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(戸田菊雄君) 御異議ないと認めます。
胥脱君から委員長の手元に修正案が提出されています。
修正案の内容はお手元に配付のとおりでござります。
この際、本修正案を議題といたします。胥脱君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。胥脱君。
○胥脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。
深刻な雇用・失業情勢のもとで障害者や中高年齢者の人々の就職の機会はとりわけ困難になっています。
今春、養護学校を卒業した生徒がいまだに就職できず、再び在宅障害者にならざるを得ない事態も起こっています。
中高年齢者についても民間企業で行われている五十五歳定年制などの影響によって再就職が非常に困難になっています。
企業倒産や大量首切りがあると、真っ先に障害者や中高年齢者が解雇されるというのが現状であります。
今回の政府修正案は、身体障害者の雇用に関して、事業主の責務を明確化し、雇用率未達成企業に納付金を課するなど、一定の前進面を持つてあります。

す。しかし、同時に幾つかの弱点を含んでいます。それは身体障害者雇用促進法について言えば、第一に、雇用率義務化の対象に精神薄弱者を入れていないこと。

第二に、身体障害者の解雇を規制する措置が欠落していること。

第三に、本来政府がやらなければならない雇用促進のための訓練校の運営などを事業主の団体である雇用促進協会に代行させていることなどがあります。

中高年齢者特別措置法については、中高年齢者の雇用安定対策がきわめて不十分であります。本修正案は、政府案のこれらの弱点を取り除き、障害者及び中高年齢者の雇用保障を一層充実させたためのものであります。

以上が本修正案を提案した理由であります。次にその概要を申し上げます。

一、身体障害者雇用促進法関係については、

第一に、精神薄弱者の雇用促進に関し、速やかに調査研究を進め、雇用の義務づけその他必要な措置を講ずるものとする。

第二に、身体障害者の解雇規制の措置を設けました。

第三に、身体障害者雇用促進協会の創設についてはその規定を全削除いたしました。

二、中高年齢者特別措置法に関しては、

第一に、中高年齢者の雇用の義務強化に関して必要な措置をとることとしました。

なお、この際、失対打ち切りの根拠となつた附則二条を削除し、失対事業を再開することとしました。

以上であります。何とぞ御賛同くださいますようお願いいたしまして、私の提案理由説明を終わります。

○國務大臣(長谷川峻君) 参議院議員杏脱タケ子
議員提出に係る身体障害者雇用促進法及び中高年
齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を
改正する法律案に対する修正案につきましては、
政府といたしましては反対であります。

○委員長(戸田菊雄君) ほかに御発言もないよう
ですかから、これより原案並びに修正案について討
論に入ります。——別に御発言もないようですが、
から、これより身体障害者雇用促進法及び中高年
齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改
正する法律案について採決に入れます。

まず、杏脱君提出の修正案を問題に供します。

杏脱君提出の修正案に賛成の方の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 少数と認めます。よって、
杏脱君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部を問題に供します。本
案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。

杏脱君提出の修正案は否決されました。

○浜本万三君 私はただいま否決されました身体
障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進
に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対
し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産
党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出いたし
ます。

案文を朗読いたします。

身体障害者雇用促進法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、身体障害者及
び中高年齢者の雇用の安定をはかるため、次の
各事項について、その実現に努力すること。

一、身体障害者の雇用については、官公庁がす
すんで雇入れに努力するとともに、民間企業
への行政指導を強化すること。

一、身体障害者の職業訓練については、産業の 実態に即応するよう技能の修得及び設備の整 備充実に努力すること。

三、労働、文部行政の有機的な連携によって、
盲・ろう養護学校等の卒業生の就職を一層促
進させるよう、格段の努力をすること。

四、障害者の適職及び作業補助具の研究開発を
促進すること。

五、中高年齢労働者の従来の職種別雇用率制度
の廃止により、労働者の不利にならぬよう適
切な措置を講ずること。

六、身体障害者・中高年齢者の求人、求職業務
の充実をはかるため職業安定所の機能の強化
に努力すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(戸田菊雄君) ただいま浜本君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。

杏脱君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。

もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。

杏脱君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。

杏脱君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

〔賛成者挙手〕

以上であります。

○委員長(戸田菊雄君) 労働者災害補償保険法等
の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨
説明を聽取いたします。長谷川労働大臣。

○國務大臣(長谷川峻君) ただいま議題となりま
した労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
案について、その提案理由及び内容の概要を御説
明申し上げます。

労働者災害補償保険法は、今日まで数次にわ
たり給付改善のための改正を重ねてまいりました
が、最近における労働災害の動向、年金受給者の
累増等を背景として、種々、新しい観点から解決
を図るべき問題が生じております。このよう
な情勢にかんがみ、労働者災害補償保険審議会は、
昨年十二月、全員一致の意見に基づき、年金給付
の内容の充実、保険施設の整備拡充等を中心とす
る建議を労働大臣に提出されたのであります。

政府におきましては、この建議の趣旨を尊重し、
法律改正を要する部分について改正案を作成し、
これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制
度審議会に諮問し、了承する旨の答申をいたさ
ました。また、船員保険につきましても、同様な
改正案を社会保険審議会及び社会保障制度審議会
に諮問し、それれ、了承をいただいたところで
あります。

これらの経緯に基づいて、労働者災害補償保
険法等の一部を改正する法律案をここに提案いたし
た次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上
げます。

まず、労働者災害補償保険法関係の改正につい
てであります。

第一は、労災保険の目的を拡充し、業務災害及
び通勤災害に対する保険給付とあわせて、労働者
の社会復帰の促進等を図るために労働福祉事業を
行うことができるとしてあります。

第二は、療養の開始後一年六ヶ月を経過しても
治らない病状の重い長期療養者に対する対応は、從来
の長期傷病補償給付に加えて、引き続き療養補償
給付を行うとともに障害等級第一級から第三級ま
での障害補償年金の額に準ずる額の傷病補償年金
を支給することとしたことであります。

第三は、年金給付の額のスライドについて、現
在は賃金水準が二〇%以上変動することを要する
こととしておりますが、この賃金水準の変動幅を
一〇%以上で足りることとしたことであります。

第四は、労災保険の年金と厚生年金保険等の年
金とが併給される場合における労災保険の年金額
の調整について、その方法を改善整備したことで
あります。

第五は、労災保険の適用を受ける労働者及びそ
の遺族の福祉の増進を図るために、現行の保険施設
の調整について、その方法を改善整備したことで
あります。

第六は、わが国の事業から開発途上地域その他
海外に派遣される者にも労災保険を適用するた
め、これを特別加入者の範囲に加えるとともに、新
たに、賃金の支払いの確保その他適正な労働条件
の確保を図るために必要な事業を行なうことができ
ることとしたことであります。

第七は、最近における労働災害の発生状況にか
んがみ、事業場ごとの災害率に応じた保険料の調
整の範囲を拡大したことであります。

第八は、昭和三十五年三月三十一日以前に打ち
切り補償費の支給を受けた者についての年金額の
減額等の措置を廃止することとしたことであります。

次に、船員保険法関係の改正について申し上げ
ます。この改正は、船員保険の職務上の事由によ
る保険給付の内容及び保険料の調整幅について、
労働者災害補償保険法の改正に準じた改正を行な
うことをできるとしてあります。

以上のほか、最近における職業性疾病の発生状
況等について、その実現に努力すること。

一、身体障害者の雇用については、官公庁がす
すんで雇入れに努力するとともに、民間企業
への行政指導を強化すること。

二、身体障害者の職業訓練については、産業の
実態に即応するよう技能の修得及び設備の整
備充実に努力すること。

三、労働、文部行政の有機的な連携によって、
盲・ろう養護学校等の卒業生の就職を一層促
進させるよう、格段の努力をすること。

四、障害者の適職及び作業補助具の研究開発を
促進すること。

五、中高年齢労働者の従来の職種別雇用率制度
の廃止により、労働者の不利にならぬよう適
切な措置を講ずること。

六、身体障害者・中高年齢者の求人、求職業務
の充実をはかるため職業安定所の機能の強化
に努力すること。

右決議する。

以上であります。

況等にかんがみ、その基礎的研究の拡充等を図るため、労働衛生研究所を産業医学総合研究所に改めること等関係法律について所要の整備を行うこととしております。

なお、労働者災害補償保険法関係の施行期日は、目的的改正、労働福祉事業の新設、昭和三十五年

三月三十日以前に打ち切り補償費の支給を受けた者についての年金額の減額等の措置を廃止すること等の措置につきましては公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日、一般事業に係る保険料の調整幅の拡大につきましては昭和五十一年十二月三十一日、その他給付内容等に係る改正につきましては昭和五十二年四月一日とし、また、船員保険法関係の施行期日は、障害等級表の改正につきましては公布の日、保険料の調整幅の拡大につきましては昭和五十一年九月三十日、その他保険給付の内容に係る改正につきましては昭和五十二年四月一日としております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(戸田菊雄君) 以上をもつて趣旨説明の

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(戸田菊雄君) 次に、派遣委員の報告を聴取いたします。片山君。

○片山基市君 本委員会を代表して、村田委員長、石本、柏原、神谷の各委員、それに私、片山によりまして、去る一月十九日から三日間の日程で愛媛、香川両県下の厚生、労働行政の実情調査をしてまいりましたので、日程の順序に沿って簡単に御報告いたします。

まず愛媛県厅において、大西副知事を初め、関係者の方から説明を聴取いたしました。本県は現在人間尊重と生活優先の理念に基づいた生きがいのある生活福祉県の建設を積極的に進めておりま

す。その施策の一環として県独自の老人福祉対策について述べますと、健康新生、生活安定、生きがい確保対策の三つが挙げられます。

これら諸対策のうち特徴的なものとして生きがい確保対策があり、この施策は老人、婦人、青年の三世代の交流を通して、明治、大正、昭和を生き抜いた老人たちの生活経験を聞きながら、相互に理解、融和、地域社会の連帯意識を高めるとともに、今日大きな社会問題となっている核家族化の防止を図ることをねらいとしております。その

具体的な事業として老人海上大学を開催し、毎年一回老人三百人、婦人、青年それぞれ百人が参加し、三千トンの船をチャーターして二泊三日のコースで松山、広島、別府の各地を訪れ、講演、施設見学を四十八年度より実施しております。その他老人の生活安定対策の一つとして、老人居室整備資金貸付け事業を実施し、老人と家族との同居を促進させ、老人のいる安らぎのある家庭づくりを実施しております。

次に労働問題について申し上げます。関係者の説明によりますと、雇用調整給付金制度は失業の防止に大きな役割を果たしているにもかかわらず、昨年八月末で指定期間が終了した和紙業界は依然として市況がさえなく、需要期に入つても雇用調整を実施している現状がありました。そこで、県当局から本制度の指定業種として、再度指定をし、雇用調整給付金を支給されるよう格別の配慮を求める要望がありました。

愛媛県健康増進センターは社会環境の複雑多様化によるストレスの増大、生活労働の機械化による運動不足、さらに、不適当な食生活などが原因で高血圧、心臓病などの成人病が増加しているのを防止するため、総額十一億円、そのうち国庫補助三千五百万円の資金で設置され、昨年九月に完成いたしました。このセンターのフルコースの健診断料金は一人当たり八千円となっており、これが、実費は一万二千円と見込まれ、その差額四千円は健康保険の対象となつておませんので、県の負担になつております。まだ、これまでの診断

の結果によりますと、百人の健康診断のうち二・四%がセンター外の医師の診療が必要であり、八一・九%が入所によって健康指導が必要とされ、残りのわずか四・八%が健康者であるといふ内訳になつております。いかに半健康者が多いかがうかがえます。

愛媛県盲人福祉センターは視覚障害者の総合的な更生と福祉の向上を目指して、人生中途で失明した不幸な人たちを入所させ、あんま、マッサージ、指圧師としての学術を習得させ社会に復帰させております。そのほかに点字図書の閲覧、貸出し、点記及び点字出版、さらにテープライブラーの運用など六つの事業を行つております。中でも私たちが感心いたしましたのは、盲人の方々の教養を高めさせ、生きがいを持たせるためにこれまでに十二年間、延べ時間にして千二百時間もの長時間にわたつて、ボランタリーアクティビティとして文学書などを録音テープに自分の声で吹き込んでいた主婦の今川潤子さんの姿がありました。

次に私たちが訪れましたのは、脳性麻痺などで手足が不自由となつた子供たちの施設であります。県立愛媛整肢療護園であります。昭和二十七年に開設され、この施設は県立の同種の施設としてはわが国では最古のものだと言われております。しかし、この施設でも全国的に共通な悩みである理学、作業の両療法士の不足が見られ、本県出身の療法士を中心としたその確保に力を入れております。

ささらに、私たちは温泉郡川内町役場において、川内町の母子衛生実践会の活動状況の説明を受けました。現在九千人の人口を有する過疎地川内町に母子衛生実践会が発足いたしましたのは昭和三十三年であり、二十年近い歴史があります。ここに町民の健康保持の意識は非常に高く、伝染病及び結核の予防、回虫駆除の検便の徹底から始まりました。「済生丸一世号」は船体、診療機能が老朽化した一世号にかわって日本船舶振興会関係四県の補助によりまして総額二億一千二百七十二万円余の建造費でもつて五十年七月十六日に完成し、岡山、広島、愛媛、香川の各県の離島の住民を対

の設立であります。その結果妊娠の検診率は、四十一年以降一〇〇%に達し、それによって治療率も九六・八%と高くなり、このことが乳幼児の死亡未熟児の出生を激減させております。しかし、現在センターに勤務している助産婦さんは二人おりますが、そのうち一人は非常勤者であり、助産婦の不足とともに、高齢化によって今後この問題もがわたりました。

次に、香川県について申し上げます。

まず県厅において、前川知事を初め、担当責任者から県下の全般的な厚生、労働行政の実情について説明を聴取いたしました。香川県の輸出縫製品制造业が、現在の不況によつて労働面にどのような影響を及ぼしているのかを調査するために丸亀市の香川県輸出縫製品工業協同組合を訪れました。関係者の説明によりますと不況のもととはいえ、女子若年労働力の不足は加速度的に深刻の度を加えており、さらに定着状況の低さ、年々高齢化をたどつてゐると言われております。一方、県下の企業の一社当たりの平均従業員は六十四人と、全国平均六十五人と同じ規模でありますが、香川県の特徴として下請、外注の生産体制からいまだ脱却するに至つております。その結果、製品の高級化、競争力等において不利である点が免れず、今後この問題をどのように打開していくかが大きな課題の一つになつております。なお、不況による企業倒産等については中小企業が大部分のため、減産体制の即応化が容易であること、デザイン等の先取りなど小回りをきかせた経営によつてはほど大きな問題に発展していなかつたことです。

次に、私たちは社会福祉法人恩賜財團済生会が所有する「済生丸二世号」百五十五トンに乗船いたしまして、香川県豊島の診療状況を視察いたしました。「済生丸二世号」は船体、診療機能が老朽化した一世号にかわって日本船舶振興会関係四県の補助によりまして総額二億一千二百七十二万円余の建造費でもつて五十年七月十六日に完成し、岡山、広島、愛媛、香川の各県の離島の住民を対

象に巡回診療を行っております。そこでこの事業運営について当面の問題点を申し上げますと、五十年度の事業計画によつて見ますと、七十の対象島の診療予定人員九千七百四十七人、出勤予定日数年間二百六十五日、これに対する経費は三千三百五十六万円余の予算であります。したがいまして、一日の出勤に対して約十三万円の出費割合になりますが、これに対する国庫補助基準は一回の出勤につき七千円の金額であります。このような補助基準の低さに加えて、最近では船の燃料、人件費の急騰によって出費がかかる、五十年度の場合、四十九年度の予算と比較しまして、一千三百万円の増加が見込まれており、財政悪化が続く病院財政の事情のもとではこの増加予算の捻出是非常に困難な実情にあるとの訴えがありました。そこで、現在国が行つている巡回診療船と巡回診療車の同一補助基準を改定してもらいたいとの要望もありましたので御報告いたします。

社会福祉法人イエス団島神愛館は現在二歳ま

での乳幼児を六十人の収容定員に対しまして三十

六人がおります。これら乳幼児の入所理由は、社

会的原因として、母の就労、父母の離婚、父母の

死亡など挙げられます。この施設による母の就労が多くなつております。この施設では二十三ヘクタールの所有地があ

り、そこに乳牛を飼育して乳幼児の牛乳を自給し

ております。子供たちの成育に大きな効果を上げてお

ります。こうした中で養子縁組みに当たつては館

長の兵藤みや子先生を中心とした職員の方々がボケッ

トマネーでもつて養子縁組み先の調査を徹底し、

子供たちの先の幸せのために粉骨碎身、努力され

ている姿を拝見いたしました。しかし、当施設に

おいても問題点があります。児童福祉法第三十七

条によつて満二歳までしか施設におれない仕組みになつております。神愛館においても発育や知恵のおくれた幼児が養護施設に送れずとどまつております。つまり、これらの子供たちは非常に手間がかかり、次の施設で受け入れるのを敬遠するこ

と、さらに保母さんと子供たちの間に愛情がわき

手放せなくなつたことなど、内外の諸事情によつてであります。

最後に、雇用促進事業団の香川高等職業訓練校

及び香川県立漆芸研究所に参りました。職業訓練

校の最近の入校率は養成、能力再開発訓練を合

せて七〇%台であり、全国平均とはほぼ同率であります。しかし、中途退校者は四十八年三一・二%であります。

四十九年二二・九%とかなり高い率となつております。

ここで提起された問題点を整理して申し上げま

すと、中高年齢者の訓練が六ヶ月程度の短期間な

ため、訓練技術が企業の需要にかなえられるも

のであるかどうかということ、さらに指導員の勞

働組合からは定期制高校在学中の訓練生が多くい

ることから職業訓練と学校教育との連携制度につ

いて定期制高校で履修している普通学科を訓練校

側で認定措置をとり、訓練生の二重負担を解消す

ること、訓練技術の習得だけに偏重せずに訓練生

の一般的教養、体力をつけられるような講師の確保、

さらに重要なことは訓練による技術の習得が初任

給など賃金にどれだけ評価されているかなどの問

題点の指摘や要望がなされました。

以上で両県の調査報告を終わります。

○委員長(戸田菊雄君) 別に御発言もなければ、

派遣委員の報告はこれをもつて終了いたしました

た。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十八分解散会

(一)

第一条の一部を次のように修正する。

〔参考〕

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改

正する法律案に対する修正案

〔第五十一条〕

〔第五十二条〕

〔第五十三条〕

〔第五十四条〕

に改める。

(二)

第五章等の改正規定の中第八章を第八章とし、

第五章等の改正規定のうち第八十二条中「、

協会」を削り、同条を第五十条とし、同改正規

定中第八十三条を第五十一条とし、第八十四条

を第五十二条とする。

第五章等の改正規定中第九章を第八章とし、

第五章等の改正規定のうち第八十五条第一項中「第八十

一条」を「第四十八条」に、「第八十一条」を「第

四十九条」に改め、同条第二項を削り、同条を

第五十三条とし、同改正規定中第八十六条を第

五十四条とし、第八十七条及び第八十八条を削

る。

第五章の次に二章を加える改正規定中「次の

二章」を「次の一章」に改め、第六章を削る。

附則第二項を削り、附則に三条を加える改正

規定のうち附則第一条第五項中「第八十五条第

一項」を「第五十三条」に、「第八十六条」を「第

五十四条」に改め、同改正規定のうち附則第四

条第一項中「促進については」の下に「速やか

に」を加え、「推進するとともに、その雇用に

ついて事業主その他国民一般の理解を高めるこ

とに努めるものとし、その結果に基づいて」を

「推進し、その結果に基づいて、雇用の義務づ

けその他の」に改め、同条第二項中「第八十条」

を「第四十八条」に改め、同条第三項中「第七

十九条」を「第四十七条」に改め、同条第四項

中「第八十五条第一項」を「第五十三条」に、

「第八十五条第一項」を「第五十三条」に、

「第八十六条」を「第五十四条」に改め、同条第五項を削る。

(二) 第二条の一部を次のように修正する。
附則第三条の改正規定中「附則第三条」を「附則第二条」に改め、附則第三条を附則第二条とし、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第三条を次のように改める。
(中高年齢者の雇用の義務の強化に関する検討)

第三条 中高年齢者の雇用の促進については、なお、その雇用に関する事業主の義務の強化について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

附則の一部を次のように修正する。
第九条及び第十条を削り、第六条から第八条までを次のように改める。

(緊急失業対策の効力)
第六条 緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)は、この法律の施行の日において全面的にその効力を回復するものとする。

(緊急失業対策法の一改正)
第七条 緊急失業対策法の一改正を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 公共職業安定所が失業者就労事業に紹介する失業者について必要な事項は、労働省令で定める。

3 公共職業安定所が高齢失業者等就労事業に紹介する失業者について必要な事項は、労働省令で定める。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、初年度において約百億円の見込みである。

(労働省設置法の一改正)
第八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の中「炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)」の下に「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)」を加え、「行なう」を行なう法律案

う」に改める。

第四条第三十八号の二中「基づいて」の下に「高齢者雇用率を設定し、及び高齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命じ」と並びに「を加え、同条第三十八号の三中「(昭和三十五年法律第百二十三号)」を削る。

第六条第一項第十一号の四中「(第三章の規定に限る。)」の下に「身体障害者雇用促進法(第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。)」を加える。

第十条第一項中第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の三に次の一号を加える。

三の二 高齢者雇用率の達成に関する計画にすること。

第十条第一項第八号中「身体障害者雇用促進法」の下に「(第五章第一節の規定のうち他の所掌に係る部分を除く。)」を加える。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(解雇の届出に関する規定の経過措置)

第四条 この法律の施行の日から三月を経過する日までの間にする解雇に関する新身障法第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「その三月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

第五条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 日本脳炎

第十条第一項第十一号を同項第十号とし、同項に次の二号を加える。

十一 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及び蔓延を予防するため特に予防接種を行なう必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二章 予防接種の実施

第三条及び第四条を削る。

第五条中「この法律の定めるところにより」を「当該市町村の区域内に居住する者に対するもの」として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第八条 前条の規定により予防接種を受けた者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の予防接種を受けなければならない。

第七条 前条の規定により予防接種を受けた者は、これに相当する予防接種を受けたときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第六条第二項を削る。

第六条第一項を削る。

第七条から第十五条までを次のように改めること。

第一項を削る。

第二章 実施方法

第七条第一号を次のように改めること。

第一項を削る。

第二項を削る。

第三項を削る。

第四項を削る。

第五項を削る。

第六項を削る。

第七項を削る。

第八項を削る。

第九項を削る。

第十項を削る。

第十一項を削る。

第十二項を削る。

第十三項を削る。

第十四項を削る。

第十五項を削る。

第十六項を削る。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

予防接種法(一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改めること。

一 痢そう

第二条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 麻しん

第六条第二項を削る。

第六条第一項を削る。

第七条から第十五条までを次のように改めること。

第一項を削る。

第二章 実施方法

第七条第一号を次のように改めること。

第一項を削る。

第二項を削る。

第三項を削る。

第四項を削る。

第五項を削る。

第六項を削る。

第七項を削る。

第八項を削る。

第九項を削る。

第十項を削る。

第十一項を削る。

第十二項を削る。

第十三項を削る。

第十四項を削る。

第十五項を削る。

第十六項を削る。

第十七項を削る。

第十八項を削る。

第十九項を削る。

第二十項を削る。

第二十一項を削る。

第二十二項を削る。

第二十三項を削る。

第二十四項を削る。

第二十五項を削る。

第二十六項を削る。

第五条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四条 前条の規定による予防接種の対象者は、その指定された期日に、市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第五条 前条の規定により予防接種を受けた者が、第三条に規定する定期内に、市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、前条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第六条第一項を削る。

第七条第一項を削る。

第八条第一項を削る。

第九条第一項を削る。

第十条第一項を削る。

第十一条第一項を削る。

第十二条第一項を削る。

第十三条第一項を削る。

第十四条第一項を削る。

第十五条第一項を削る。

第十六条第一項を削る。

第十七条第一項を削る。

第十八条第一項を削る。

第十九条第一項を削る。

第二十条第一項を削る。

第二十一条第一項を削る。

第二十二条第一項を削る。

第二十三条第一項を削る。

第二十四条第一項を削る。

第二十五条第一項を削る。

第二十六条第一項を削る。

第二十七条第一項を削る。

第二十八条第一項を削る。

第二十九条第一項を削る。

第三十条第一項を削る。

第三十一条第一項を削る。

第三十二条第一項を削る。

第三十三条第一項を削る。

第三十四条第一項を削る。

第三十五条第一項を削る。

第三十六条第一項を削る。

第三十七条第一項を削る。

第三十八条第一項を削る。

第三十九条第一項を削る。

第四十条第一項を削る。

第四十一条第一項を削る。

第四十二条第一項を削る。

第四十三条第一項を削る。

第十一條 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けた者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄ぐう者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に對し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長
二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長
三 雇用の目的をもつて人を寄ぐさせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。
第十四条 この章に規定するもののか、予防接種の実施に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条 削除

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第六条から第十九条まで 削除

第二十条中「予防接種を行うため必要な経費」を「予防接種を行なうために要する費用」に改め、「第六条」の下に「及び第九条第一項」を加える。

第二十三条中「市町村長は、第五条」を「三条又は第六条」に、「行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第三十二条の二中「急性灰白髄炎以外の疾病の定期の予防接種」を「第三条及び第六条の規定による予防接種(政令で定めるものを除く。)」又は第九条に處する。

第二十七条 削除

第三十二条の二中「急性灰白髄炎以外の疾患の定期の予防接種(政令で定めるものを除く。)」に、「第二十二条及び第二十四条第一項(国庫の負担に関する部分に限る。)」を「及び第二十二条」に改める。

第二条 予防接種法の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 雜則

第十六条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けた者(第五条、第八条又は第十一条の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)が、疾病にかかり、廢疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廢疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、次条及び第十八条第一項に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生大臣は、前項の認定を行なうに當たつては、伝染病予防調査会の意見を聽かなければならぬ。

第三章 削除

第十七条 前条第一項の規定による給付(以下単に「給付」という。)は、次の各号に掲げるところとし、それぞれ当該各号に定める者に對して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の廢疾の状態にあ

る十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の状態にある十八歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行なう者

第十八条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

第十九条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由により損害賠償を受けたときは、その額は、その他のものとみなされる者を含む。が、疾病にかかり、廢疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廢疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、次条及び第十八条第一項に定めるところにより、給付を行う。

2 前項の規定による微収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条の三 紙付を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前項の規定による微収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条の四 租税その他の公課は、給付とし

て支給を受けた金額を標準として、課すること

ができない。

第十九条第一項の規定による給付(以下

2 前項の規定による微収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条第一項の規定による給付(以下

2 前項の規定による微収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域に居住する間に第十六条の規定により予防接種を受けた者(第十七条第一項の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)又は第十八条第一項の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)又は第十九条第一項の規定により予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廢疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廢疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廢疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廢疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

第二十一条中「前条」を「前条第一項」に、「負担しなければならない」を「負担する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。

第二十二条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十三条の二中「第二十一条及び第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

第二十四条 結核予防法の一部改正

「第五章 罰則」を「第四章 罚則」に改める。

第二十五条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十六条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十七条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十八条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

第二十三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

条に次の二号を加える。

五 第二十二条の二第一項の規定による給付に要する費用

第五十五条の次に次の二条を加える。

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

第五十六条第一項「左に」を「次に」に改め、同一条第一号中「第五十二条各号」を「第五十二条第一号から第四号まで」に改め、同条第三号中「前条各号」を「第五十五条各号」に改める。

第五十六条の二に次の二条を加える。

2 国庫は、第五十五条の二の規定により都道府県が負担する費用に対して、その三分の二を負担する。

第五十七条中「左に」を「次に」に改め、同一条第二号中「前条第一号」を「前条第一項第二号」に改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の予防接種法第十一条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の結核予防法第二十二条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾患、廃疾及び死亡について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置) 第三条 附則第一条第一項たゞ書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは廃疾となつている場合又は死亡した場合において、当該予防接種を受けたものと厚生大臣が認定したときは、該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けた當時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十六条第一項の規定による給付に準する給付を行なう。

2 予防接種法第十六条第二項、第十九条から第十九条の四まで、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のよう改止する。

第十条第五号中「予防接種」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のよう改止する。

第二十九条の表伝染病予防調査会の項中「伝染病の予防」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の予防接種法第十一条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の結核予防法第二十二条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾患、廃疾及び死亡について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置) 第三条 附則第一条第一項たゞ書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防接種を受けたものと厚生大臣が認定したときは、該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けた當時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十六条第一項の規定による給付に準する給付を行なう。

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改止する。

目次中「保険施設」を「労働福祉事業」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に、「保険給付を行ない、併せて、労働者の福祉に必要な施設をなすこと」を「必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかる労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与すること」に改める。

第二条の次に次の二条を加える。

第一条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に關して保険給付を行うはか、労働福祉事業を行なうことができる。

第二条第二項中「著しく不適当であるとき」を「適当でないと認められるとき」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

第二条第二項中「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改止する。

第二十九条の表伝染病予防調査会の項中「伝染病の予防」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の予防接種法第十一条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の結核予防法第二十二条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾患、廃疾及び死亡について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置) 第三条 附則第一条第一項たゞ書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防接種を受けたものと厚生大臣が認定したときは、該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けた當時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十六条第一項の規定による給付に準する給付を行なう。

減した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付が支払われたときも、同様とする。

第十二条に次の二条を加える。

同一の傷病に關し、休業補償給付又は休業給付を受けている労働者が障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病又は休業給付が支払われたとき、その支払又は休業補償給付又は休業給付を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償給付又は休業給付が支払われたとき、その支払又は休業給付又は休業給付を行なつた場合において、その後も休業補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金の内払とみなす。

第十二条の八第一項第六号を次のように改める。

第十二条の八第一項第六号を次のように改める。

六 傷病補償年金

第十二条の八第二項中「長期傷病補償給付」を「傷病補償年金」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を次のように改める。

傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかる労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つてないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が労働省令で定める廃疾等級に該当すること。

第十四条第二項を次のように改める。

一 当該負傷又は疾病が治つてないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が労働省令で定める廃疾等級に該当すること。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

災害及び通勤災害に関する保護制度の状況
その他の事情を考慮して労働省令で定める

國の増殖を除くににおいて行われる事業は
従事させるために派遣する者

削り、「第三章第一節及び第二節並びに」を「第一章及び二章並びに」に改め、同項第二号中「なおつた」を「治つた」に改め、同項第四号中「、同条第一号の事業主の故意若しくは重大な過失によつて生じたものであるとき、又は」を削り、「行わない」を「行わない」に改め、同号に後段として次のように加える。

これらの者の業務災害の原因である事故が前条第一号の事業主の故意又は重大な過失によつて生じたものであるときも、同様とする。

第二十八條第一項及び第四項中「業務災害に
関する」を削る。

「第一十九条第一項中「業務災害に關して」を「業務災害及び通勤災害(これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。)に關して」に、「第一節及び第二節」を「(当該労働省令で定める者にあつては、同章第一節及び第二節)」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第六号中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第七号中「行なわない」を「行わぬ」に改め、同条第五項中「業務災害に關する」を削る。

第三十条 第二十七条第六号の団体又は同条第七号の事業主が、同条第六号又は第七号に掲げる者を、当該団体又は当該事業主がこの法律の施行地内において行う事業（事業の期間が予定される事業を除く。）についての保険関係に基づきこの保険による保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章及び第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

章の二の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

第一二七条第六号又は第七号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。

七条第六号又は第七号に掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について、同項第三号の規定は同条第六号又は第七号に掲げる者の給付基礎日額について準用する。この場合において、同項第二号中「当

該事業」とあるのは、「第二十七条第六号又は第七号に規定する開発途上にある地域又はこの法律の施行地外の地域において行わられる事業」と読み替えるものとする。

三 第二十七条第六号又は第七号に掲げる者の事故が、徴収法第十一条第二項第三号の二の第三種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行つよ、こぶさざる。

第二十八条第二項及び第三項の規定は前項
行わないこととする。

の承認を受けた第二十七条第六号の団体又は同条第七号の事業主について、第二十八条第四項の規定は第二十七条第六号又は第七号に掲げる者の保険給付を受ける権利について準用する。この場合において、これらの規定中「前項の承認」とあり、及び「第一項の承認」

とあるのは「第三十条第一項の承認」と、第二十八条第二項中「同号及び同条第二号に掲げる者を包括して」とあるのは「同条第六号又は第七号に掲げる者を」と、同条第四項中「同条第一号及び第二号」とあるのは「第二

十七条第六号又は第七号」と読み替えるものとする。
第三十一条 この章に定めるものほか、第二
十七条各号に掲げる者の業務災害及び通勤災
害に關し必要な事項は、労働省令で定める。
第三十二条から第三十四条まで 削除
第四十七条中「又は第二十九条第一項第三号

の規定により」を「第二十九条第一項第三号又は第三十条第一項第一号の規定により当該事

業に使用される。」に改める。

の二】を加え、同表第一号を次のように改める。

一 同一の事由（障害補償年金及び遺族補償年金について、それぞれ、当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については、当該負傷又は疾病により廃疾の状態にあるこ

とをいう。以下同じ。)により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の障害年金又は遺族年金とが支給される場合にあつては、下欄の額に、次のイからハまでに掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれイからハま

てに掛けるところにより算定して得た率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて

得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額。次号において同じ。）

イ 障害補償年金 前々保険年度（前々年の四月一日から前年の三月三十一日までをいう。以下この号において同じ。）において障害補償年金を受けていた者であつて、同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害年金が支給されていたす

| | |
|-------------|-------------|
| 傷病補償年金 | 一 二 三 |
| 廢疾等級第一級に該當す | 一 二 三 |
| 廢疾等級第二級に該當す | 一 二 三 |
| 廢疾等級第三級に該當す | 一 二 三 |

一 麻疾等級第一級に該当する麻疾の状態にある者 納付基礎日額の二二三日分
二 麻疾等級第二級に該当する麻疾の状態にある者 納付基礎日額の二七七日分
三 麻疾等級第三級に該当する麻疾の状態にある者 納付基礎日額の二四五日分

附則第十五条规定第二項を削る。
附則第四十一条を次のように改める。
(年金たる保険給付の額の改正に関する暫定措置)

る障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支給を受ける労働者については、政府は、当分の間、労働省令で定めるところにより、当該保険年度（四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下この条において同じ。）における平均給与額（労働省令において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下この条において同じ。）が当該負傷し、又は疾病にかかる日の属する保険年度における平均給与額の百分の百十を超えて、又は百分の九十を下るに至った場合において、その状態が継続するとの認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌保険年度の八月以降の当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給する。改定後の障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定についても、これに準ずる。

附則第四十二条第五項並びに第四十三条第一項及び第二項中「新法」を「労働者災害補償保険法」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正）

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第三種特別加入保険料

第十二条第二項中「保険給付」の下に「及び

労働福祉事業」を加え、「次項において同じ」を

「以下同じ」と改め、「災害率」の下に「労働

福祉事業として行う事業の種類及び内容」を加え、同条第三項中「業務災害に関する保険給付」の下に「（労災保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受けることができる」とされた者（以下「第三種特別加入者」という。）に係る

保険給付を除く。」を、「第二十条第一項において同じ。」の下に「に労災保険法第二十三条规定中「第二種特別加入者」とあるのは、「第

一項第二号に掲げる事業として支給が行われた

給付金のうち業務災害に係るもので労働省令で

定めるものの額（一時金として支給された給付

額以外のものについては、その額は、労働省令

で定めるところにより算定するものとする。）を

加えた額」を加え、「同法」を「労災保険法」に

改め、「第一種特別加入保険料の額」の下に「か

ら通勤災害に係る率に応する部分の額を減じた

額」を加え、「こえ」を「超え」に、「百分の三

十」を「百分の三十五」に改める。

第十三条中「業務災害に関する」と及び「から

通勤災害に係る率を減じた率」を削る。

第十四条第一項中「行なう」を「行う」に改

め、「業務災害」の下に「及び通勤災害」を、「災

害率」の下に「（労災保険法第二十九条第一項の

労働省令で定める者に關しては、当該同種若し

くは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作

業を行う事業についての業務災害に係る災害

率）、労働福祉事業として行う事業の種類及び内

容」を加え、同条第二項中「保険給付」の下に

「及び労働福祉事業」を加え、同条の次に次の

一条を加える。

（第三種特別加入保険料の額）

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、

第三種特別加入者について行う事業の種類及び内

容」を加え、同条第二項中「保

の項第三号中「鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り
節以上ニテ失ヒタルモノ
を
八 七
両足ヲ「リスト前各号ニ掲グルト同程度以上ノムルモノ

六五 前各号ニ掲タルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以テノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

に改め、同欄の四級

九八一

一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
前各号ニ掲タルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号
スレモノニシテ更に大過ニ至リム。

ト同程度以上ノ障害ヲ有

別表第四職務上ノ事由ニ因ル廢疾の欄の七級の項中

| 四 | 三 | 二 | 一 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 兩耳ノ聴力四十粨以上ニテハ尋常ノ話声 ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ 一耳ヲ全ク聾シ他耳ノ聴力一米以上ニテ ハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタ ルモノ 神經系統ノ機能又ハ精神ニ障害ヲ残シ輕 易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ | 鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因 リ両耳ノ聴力四十粨以上ニテハ 尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ 精神ニ障害ヲ残シ輕易ナル職務 ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ 残シ輕易ナル職務ノ外服スルコ トヲ得ザルモノ | 鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因 リ両耳ノ聴力四十粨以上ニテハ 尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ 精神ニ障害ヲ残シ輕易ナル職務 ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ 残シ輕易ナル職務ノ外服スルコ トヲ得ザルモノ | 鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因 リ両耳ノ聴力四十粨以上ニテハ 尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ 精神ニ障害ヲ残シ輕易ナル職務 ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ 残シ輕易ナル職務ノ外服スルコ トヲ得ザルモノ |
| に、 | 四 | 三 | 二 |
| 一三 | 一三 | 一三 | 一三 |
| 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ | 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ | 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ | 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ |

| | |
|---|--------------------------------------------------------------------|
| 五 | 眼失明シ他眼ノ視力○・一以下ニ滅ジタルモノ 神経系統ノ機能又ハ精神に著シキ障害ヲ残シ特ニ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ |
| 四 | 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ特ニ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ |
| 三 | 一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ 一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ |
| 二 | 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ |
| 一 | 一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ 一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ |

| 六級 | 九 |
|------------------------------------------------------|---|
| 前各号ニ掲タルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ | 一 |
| 両眼ノ視力○・一以下ニ減ジタルモノ | 二 |
| 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ | 三 |
| 両耳ノ聽力耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ガル程度ニ減ジタルモノ | 四 |
| 一耳ヲ全ク聾シ他耳ノ聽力四十粍以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ガル程度ニ減ジタルモノ | 五 |
| 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ | 六 |
| 一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ喪失シタルモノ | |

別表第五職務上ノ事由ニ因ル廢疾の欄の一級の項中

| 別表第五職務上ノ事由ニ因ル廢疾の欄の一級の項中 | 一一 脾臓又ハ一側ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ | 一一 脾臓又ハ一側ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| め、同欄の二級の項、三級の項及び四級の項を次のように改める。 | 一二 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ | 一二 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害に改 |
| | | |

及び七級の項を次のように改める

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇</p> <p>一眼ノ眼瞼ノ一部ニ欠損ヲ残シ又ハ睫毛禿ヲ残スモノ 三歯以上ニ対シ歯科補綴ヲ加ヘタルモノ 一耳ノ聴力一米以上ニテハ小声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ 上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ残スモノ 下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ残スモノ 一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ 一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一足ノ第二趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ 局部ニ神經症状ヲ残スモノ 一一 男子ノ外貌ニ醜状ヲ残スモノ 一二 前各号ニ掲タルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(施行期日等)

別表第五備考を削る。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中船員保険法別表第四及び別表第五の改正規定 公布の日

二 第四条中船員保険法第五十九条ノ二第二項の改正規定 昭和五十一年九月三十日

三 第一条中労働者災害補償保険法目次及び第一項の改正規定、同法第二条の次に「第一条を加える改正規定並びに同法第三章の二」の改正規定

四 第四条中労働者災害補償保険法別表第五の改正規定 第四及び別表第五の規定は、昭和五十一年十二月三十日から適用する。

五 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

六 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

七 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

八 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

九 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

十 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

十一 第四条の規定による改正後の船員保険法別表

(第一項の規定に伴う経過措置)
第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)前に支給すべき事由の生じた休業補償給付付又は休業給付については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の労働者災害補償法

による障害補償年金、遺族補償年金、長期傷病補償給付たる年金、障害年金、遺族年金又は长期傷病補償給付たる年金のうち施行日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に同一の業務上の負傷又は疾病につき旧労災保険法第十四条の規定による休業補償給付と厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第四十七条の規定による障害年金又は旧労災保険法別表第二号の政令で定めたる法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金に相当する給付と支給されたる労働者で、施行日以後も引き続きこれらに該当するものに対する改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。)第十四条の規定による休業補償給付の額は、同条の規定により算定した額が、施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧労災保険法第十四条の規定による休業補償給付の額(同日に休業補償給付を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償給付を支給すべき事由が生じた日の休業補償給付の額)に満たないときは、新労災保険法第十四条の規定にかかわらず、当該旧労災保険法第十四条の規定による休業補償給付の額に相当する額とする。

三 第一条中労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十五条第二項の改正規定並びに第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の改正規定(「業務災害に関する保険給付」の下に「(労災保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受けることができる者」とされた者(以下「第三種特別加入者」という。)に係る保険給付を除く。)を加える部分及び「第一種特別加入保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に応ずる額」の下に「から通勤災害に係る率に応ずる額」を減じた額」を加える部分を除く。)及び附則第十一条の規定 昭和五十一年十二月三十日から適用する。

四 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の改正規定(「業務災害に関する保険給付」の下に「(労災保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受けることができる者」とされた者(以下「第三種特別加入者」という。)に係る保険給付を除く。)を加える部分及び「第一種特別加入保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に応ずる額」の下に「から通勤災害に係る率に応ずる額」を減じた額」を加える部分を除く。)及び附則第十一条の規定 昭和五十一年十二月三十日から適用する。

五 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第四及び別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

六 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

七 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

八 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

九 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十一 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十二 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十三 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十四 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十五 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十六 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十七 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十八 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

十九 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

二十 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

二十一 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

二十二 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第五の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用する。

のは「休業給付」と、「旧労災保険法第十四条」とあるのは「旧労災保険法第二十二条の二」と読み替えるものとする。

第四条 施行日前に労働者が旧労災保険法の規定による長期傷病補償給付を受けることとなつた場合における労働基準法(昭和二十二年法律第百四十九号)第十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 施行日の前日において旧労災保険法第二十八条第一項の承認を受けた事業主及び旧労災保険法第二十九条第一項の承認を受けた団体は、施行日において新労災保険法第二十八条第一項又は第二十九条第一項の承認を受けたものとみなす。

第六条 新労災保険法第三十条第一項の規定の適用については、この法律の施行地外の地域における通勤災害の実情、その発生状況その他の事情を握ることができるものとする。

第七条 施行日の前日において同一の事由についての新労災保険法の規定による年金たる保険給付に関する保険給付」と、「第三章及び」とあるのは「第三章第一節及び第二節並びに」とする。

第八条 新労災保険法の規定による障害年金若しくは遺族年金又は旧労災保険法別表第一第二号の政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金若しくは遺族年金に相当する給付と支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるも

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

附則第四条中「第四十一条第一項」を「第四十二条」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十九条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第六号を次のように改める。

六　労働者災害補償保険の保険給付に関する事業及び労働福祉事業を行うこと。

第八条第一項第十三号中「労働衛生研究所」を「産業医学総合研究所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条中「ものの外」を「もののはか」に、「左の」を「次の」に、「労働衛生研究所」を「産業医学総合研究所」に改める。

第十二条の二(見出しを含む。)中「労働衛生研究所」を「産業医学総合研究所」に改め、同条第一項中「労働衛生に関する調査研究」を「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査研究」に改める。

(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な事項は、政令で定める。